

8 教員組織

1) 学部等の教員組織

医学部

(1) 教員組織

- ① 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格，学数との関係における当該学部の教員組織の適切性 213
- ② 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は，専ら自大学における教育研究に従事しているか） 213
- ③ 主要な授業科目への専任教員の配置状況 213
- ④ 教員組織の年齢構成の適切性 214
- ⑤ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性 214

(2) 教育研究支援職員

- ① 実験・実習を伴う教育，外国語教育，情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性 215
- ② 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性 215

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

- ① 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性 216

(4) 教育研究活動の評価

- ① 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性 216
- ② 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性 216

歯学部

(1) 教員組織

- ① 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格，学数との関係における当該学部の教員組織の適切性 225
- ③ 主要な授業科目への専任教員の配置状況 225
- ④ 教員組織の年齢構成の適切性 225
- ⑤ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性 227

(2) 教育研究支援職員

- ① 実験・実習を伴う教育，外国語教育，情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性 227
- ② 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性 227

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

- ① 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性 227

(4) 教育研究活動の評価

- ① 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性 230
- ② 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性 230

薬学部

(1) 教員組織

- ① 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格，学数との関係における当該学部の教員組織の適切性 232
- ② 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は，専ら自大学における教育研究に従事しているか） 232
- ③ 主要な授業科目への専任教員の配置状況 232
- ④ 教員組織の年齢構成の適切性 232
- ⑤ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性 232

(2) 教育研究支援職員

- ① 実験・実習を伴う教育，外国語教育，情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性 233
- ② 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性 233

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

- ① 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性 234

(4) 教育研究活動の評価

- ① 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性 234
- ② 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性 235

共通教育センター

(1) 教員組織

- ① 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格，学数との関係における当該学部の教員組織の適切性 236
- ② 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は，専ら自大学における教育研究に従事しているか） 236
- ③ 主要な授業科目への専任教員の配置状況 236
- ④ 教員組織の年齢構成の適切性 236
- ⑤ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性 237

(2) 教育研究支援職員

- ① 実験・実習を伴う教育，外国語教育，情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性 238
- ② 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性 238

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

- ① 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性 240

(4) 教育研究活動の評価

- ① 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性 242
- ② 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性 242

2) 大学院研究科の教員組織

医学研究科

(1) 教員組織

- ① 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性 244
- ② 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況 244

(2) 教育研究支援職員

- ① 大学院研究科における研究支援職員の充実度 245
- ② 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性 245

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

- ① 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性 245

(4) 教育・研究活動の評価

- ① 大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性 246

(5) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

- ① 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性 246

歯学研究科

(1) 教員組織

- ① 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性 247

(2) 教育研究支援職員

- ① 大学院研究科における研究支援職員の充実度 247
- ② 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性 248

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

- ① 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性 248

(4) 教育・研究活動の評価

- ① 大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性 248

(5) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

- ① 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性 249

8 教員組織

1) 学部等の教員組織

医学部

(1) 教員組織

- ① 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格，学数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ② 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は，専ら自大学における教育研究に従事しているか）
- ③ 主要な授業科目への専任教員の配置状況

〔現状の説明〕

- 1) 本学の理念・目的は前述の様（1. 大学の理念・目的の項参照）に「誠の医師」を養育することにある。本学では平成5年以降，従来の医学進学課程・医学教育課程の2課程制度から6年間一貫教育に編成替えを行った。さらに2007年度から薬学部設置とともに医学部教養部は医学部，歯学部，薬学部での共通教育センターとして医科系基盤教育を開始した。このように組織的には共通教育センターと医学部は別の組織として存在しているが，教育内容については共通教育センター科目と専門科目教員が種々の会議を行い，点検・評価に努めている。
 - ① 教務委員会は医学部・共通教育センター選出の委員から構成され，毎月1回の定例委員会を開催し，教育内容の問題点の抽出・解決，カリキュラムの編成等に当たっている（資料1・2，表1参照）
 - ② 教務委員会の下部組織として6つの部会を組織している。各部会は医学部・共通教育センター選出委員から構成され，それぞれの事項を検討し，実行している。
 - ③ 医学教育ワークショップ（教育研修部会主催：平成11年度から開催され，現在までに17回の医学教育ワークショップを開催している。ここには医学部教員および教養部教員が参画している。
- 2) 医学部の主要な科目を教授する教員数として平成19年10月1日現在の医学部の専任教員数（講師以上）を示す。教授34名，准教授30名，講師83名の計147名であり，専任教員（講師以上）1人あたりの学生数は学部全体で3.3名となっている。本学医学部の学生数は現在1学年90名（平成20年度より定員増）で構成されているが，教員数は以前の定員1学年100名の時代とはほぼ同数に推移しており，充実していると言える。
- 3) これら専任教員は専ら教育研究に従事するとともに，専門科目については，科目毎に教育担当責任者を置き，その下に講座毎に教育担当主任を配して，各科目の講義内容の検討及び適切な講義時間等の割当や教員配置に当たっている。また，専門科目のみならず，倫理学・一般教養系科目・医療における倫理的事項等の科目についても，本学の理念である「誠の医師」を養育することを目的として，共通教育センター内に専任教員をそれぞれ配置し，充実した教育を行っている。更に目的の推進のために特別講義として，全学共通の種々の講演会を適宜開催している。

〔点検と評価〕

医学部専任教員数（講師以上）は大学設置基準を満たしている点は充分評価できる。但し，一部の講座では長期に亘って准教授，講師の欠員がみられる。

医学部の教員組織について「岩手医科大学医学部教員選考基準」では同一大学卒業者の教員が総数の過半数を超えないことを原則とすると明記されているが，本学医学部出身者と他大学出身者の割合をみると，本学医学部出身者が全体の半数以上を占めている（本学部教員選考基準……資料3）。また，基礎系教員では医学部以外の出身者が占める

割合が高くなっている。

〔長所と問題点〕

- 1) 本学出身者とそれ以外の教員のバランスでは、教授は全国公募を原則としているのでその比率は約半数程度とバランスが保たれているが、その他の教員は公募するのは稀であるので本学出身者の割合が高い傾向にある。
- 2) 医学部出身者で基礎系を希望する若手教員・研究者が少ない傾向は全国的な傾向である。そのため、本学でも教育・研究活動を維持するため医学部以外の教員を採用し、その比率が高くなってきている。このことは将来の待遇、処遇について課題を残している。
- 3) 長年にわたる欠員未補充(准教授・講師)は問題があり、早期に解決すべきである。
- 4) 基礎系講座の医学部出身者の増員、定着を計るため基礎系講座全体で5名の定員外助手枠が設定されている。ここ10年間で有効に利用されているが、まだ利用者は少ない。基礎系講座活力の増強のために積極的な勧誘・広報活動が大事と思われる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

教員組織は、教育・研究水準の向上を図り、大学の目的・理念を達成するための方策として改善・改革されなければならない。基礎系の医学部出身者の確保など教員組織の長期計画を立て、良き教育者、研究者を確保のための教育・研究環境整備が大切である。

④ 教員組織の年齢構成の適切性

〔現状の説明〕

専任教員（講師以上）の年齢構成は、表2に示すとおりとなっている。役職別の平均年齢は教授55歳、准教授49歳、講師44歳となっている。また、専任教員における本学出身者の比率は、教授43%、准教授55%、講師63%、全体では62%を占めている。医学部出身者と他学部出身者の割合は全体では、医学部出身者は95%を占めているが、基礎系専任教員に限ると医学部以外の出身者が33%を占めている。

医学部における非常勤の教育職員は客員教授9名・准教授7名、非常勤講師192名の合計208名となっている。

非常勤講師は平成19年現在において、表3に示す内容となっている。基礎医学教育については専門分野の講義を非常勤講師が担当している。多くの非常勤講師は臨床の場で実際に診療を行いながら、臨床実習中の学生を教育している。4年生以下の講義・実習のほとんどは専任教員である常勤職員が担当している。

〔点検と評価〕〔長所と問題点〕

- 1) 教員の年齢構成、特に教授については定年年齢の改正等により世代交代が進行しつつある。准教授、講師クラスについても若返りの傾向がみられる。
- 2) 非常勤講師は専門分野の教育や臨床実習などに有効に活用されている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

専任教員の年齢構成は改善されつつあるが、今後もバランスのとれた年齢構成を維持するための方策を検討する必要がある。

⑤ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

〔現状の説明〕、〔点検・評価〕

教科課程の編成は前述した教務委員会が調整役を担っている。教務委員会ではその下部組織との連絡調整を行って

いる。すなわち、2-4年生の教科の調整は教科課程部会が行い、5年生のそれは臨床実習部会が、6年生のそれは総合試験部会が主としてその役割を果たしている。更に各部会は必要に応じて、統合講義などの内容の吟味、講座での分担方法などを検討する委員会の開催を企画、調整している。

〔長所と問題点〕、〔将来の改善・改革に向けた方策〕

教務委員会が教務一般の業務を行うようになって、10数年が経過した。初期には連絡の不備も指摘されたが、講義内容を講座間で共有の情報を持つことができるようになるなどに一定の効果を上げてきた。今後はさらなるFDの強化のために、なお一層の緊密化、新たな問題点の抽出に力を注ぐべきと考える。

(2) 教育研究支援職員

① 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

〔現状の説明〕、〔点検・評価〕

実験・実習を伴う教育は医学専門教育、および教養理科系科目ではよく行われている。医学部基礎、臨床講座では実習・実験期間は教室員がその対応に当たっている。また、各講座には実験・実習を支援するために技術員・技術員補を配置している。学生を対象に講義・実習評価を行っているが、その評価からは科目により教員数の不足を指摘する学生も若干あったが、大多数の学生は教員数に不満はないようである。

外国語教育には日本人教員の他、外国人講師も積極的に採用・配置している。前述の学生のアンケートにも特に不足を指摘する声は見られない。

情報処理関連教育として初学年に「情報の数理」を教授している。マルチメディア教室を用いた実践的な実習を伴う教育は学生に好評である。また、「数学」の講義・実習にはコンピューターを用いた医学応用問題を演習形式で行っている。

〔長所と問題点〕、〔将来の改善・改革に向けた方策〕

外国語教育、情報処理関連教育は他大学の医学部と比較して、劣っているとは思われない。現在、これらの施策に対しては文科省の補助金も多く配分されており、今後、新たな外国語教育、情報処理関連教育を策定し、インフラおよび人的資源を積極的に整備していきたい。

② 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

〔現状の説明〕、〔点検・評価〕

講師以上の教育職員が講義・実習にあたっているが、助手・技術員が適宜、実習等の補助業務を行っている。また、解剖、病理等の講座では技術員が学生用標本の制作、補修、管理に当たっている。技術員は各講座に配置されており、教員とは密接な協力関係が築かれている。

〔長所と問題点〕、〔将来の改善・改革に向けた方策〕

教員と教育支援職員は長年、上記の様に努力してきたが、新しい施策としてT A (teaching assistant) 等を導入して、改革を計っていきたい。

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

① 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

〔現状の説明〕、〔点検・評価〕

教員の任用・昇格は岩手医科大学組織規程、医学部教員選考基準に基づき教授会に諮り選考することとなっている。教授の募集は古くから公募を原則としている。准教授については一部公募を行ったこともあるが、多くは主任教授の推薦が主である。しかし、准教授の選考においても、選考委員会を設置して、厳格な審査が行われている。（選考基準――資料3）講師以下の教育職員は主任教授の推薦を経て、教授会でその任免を判断している。昇任時には研究活動の業績の評価に加え、教育活動も評価する目的で、所定の書式による教育歴の提出を求めている。また、実際に候補者に来学願い、候補者に実際に講義を行ってもらい、その模様を教授会構成員に公開して評価する試みも、平成13年度より行う様になった。

〔長所と問題点〕、〔将来の改善・改革に向けた方策〕

今後、教育職員の任期制導入などを計ることになっている。しかし、拙速な任期制導入により、多くの訴訟を抱えるようになった日本での任期制導入には多くの課題が残っているのも事実である。長所が得られる様な制度の充実が重要と考える。

(4) 教育研究活動の評価

① 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

② 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

〔現状の説明〕、〔点検・評価〕

教員の教育研究活動に対する評価については、現在、授業評価において学生からの評価が高かった教員に対し、教授会での表彰を行っている。また、各種選考の際には、その人物の教育研究への取り組み状況を把握し、十分に勘案した上で選考が行われており、実績への配慮が行われている。

〔長所と問題点〕、〔将来の改善・改革に向けた方策〕

教育・研究・診療の全てに携わる本学教員の現状として、教育面においては、一部の教員の負担が大きいのが現状にあり、その改善策が今後の検討課題ともなっている。これら教員に対しての特別な評価体制はなく、特別手当等
の支給を含め、今後検討を要する事項である。

資料1 医学部教務委員会規程添付

資料2 医学部教務委員会の組織及び業務添付

資料3 岩手医科大学医学部教員選考基準添付

表1 医学部教務委員会及び専門部会添付

表2 選任教員年齢構成添付

表3 非常勤講師各講座人数添付

医学部教務委員会規程

制定 平成2年3月14日制定
改正 平成4年4月8日改正
平成4年11月11日改正
平成5年3月24日改正
平成6年4月13日改正
平成9年12月10日改正
平成12年5月10日改正
平成16年5月12日改正
平成17年4月6日改正
平成19年2月9日改正

(教務委員会)

第1条 医学部教務委員会（以下「教務委員会」という。）を医学部教授会に置く。

(目的)

第2条 教務委員会は、医学部教育に関する事項を審議し、教授会に上申する。

(専門部会)

第3条 教務委員会に前条の目的を達成するため、次の専門部会を置く。

各専門部会の業務分担は別に定める。

- (1) 教科課程部会
- (2) 臨床実習部会
- (3) 教育研修部会
- (4) 教育評価部会
- (5) 総合試験部会
- (6) その他必要な専門部会（小部会）

(教務委員会の構成)

第4条 教務委員会は、医学部教授会から選出された教授若干名および共通教育センター委員会から選出された共通教育センター教授若干名をもって構成し、学長が任命する。その任期は、3年とし再任を妨げない。

2 委員定数に欠員が生じた場合、新たに選任される委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 必要がある場合、医学部長、病院長は随時委員会に出席して意見を述べることができる。

(教務委員長の任務等)

第5条 教務委員会に教務委員長を置く。

2 教務委員長は、教務委員の互選とする。その任期は、3年とし再任を妨げない。

3 教務委員長は、委員会を招集し医学部教育に関する事項を審議し、委員会開催の都度速やかに審議内容を教授会に報告するものとする。

(専門部会長の任務等)

第6条 各専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、教務委員の互選とする。その任期は、3年とし再任を妨げない。

3 部会長は、当該専門部会を招集し当該専門部会開催の都度速やかに審議内容を教務委員会に報告するものとする。

(専部会の構成)

第7条 臨床実習部会、総合試験部会は、教務委員会から推薦された医学部教授会構成員若干名で構成し、教科課程部会、教育研修部会、教育評価部会は教務委員会から推薦された医学部教授会構成員若干名および共通教育センターから推薦された共通教育センター教授若干名により構成し、学長が任命する。

又、必要に応じて准教授及び講師を加えることができる。その任期は3年とし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、新たに選任される委員の任期は前任者の残任期間とする。

(全学教務委員)

第8条 全学教務委員には、教務委員長及び教務委員から互選された1名を当てるものとする。

(委員以外の出席者)

第9条 教務委員会又は各専門部会において、必要がある場合、委員長又は各専門部会長は委員以外の者を特別に出席させることができる。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、教務委員会の議を経て医学部教授会の承認を得て行うものとする。

(事務)

第11条 教務委員会に関する事務は、医学部教務課が行う。

付 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 従前の医学部カリキュラム委員会は、本教務委員会に改組する。

付 則

- 1 この規程は、平成4年4月8日から施行する。
- 2 教務委員会の構成に第6学年クラス担任を追加する。
- 3 全学カリキュラム委員を全学教務委員に名称変更する。

付 則

- 1 この規程は、平成4年11月11日から施行する。
- 2 専門部会に自己点検・評価部会を追加する。
- 3 専門課程教育を医学部教育に変更する。

付 則

- 1 この規程は、平成5年3月24日から施行する。
- 2 教務部会と教科課程部会を合併し教科課程部会とする。

付 則

- 1 この規程は、平成6年4月13日から施行する。
- 2 教務委員会の構成を教授会から選出された教授若干名に変更する。

付 則

- 1 この規程は、平成9年12月10日から施行する。
- 2 教務委員会の構成から第6学年クラス担任を削除する。

付 則

- 1 この規程は、平成12年5月10日から施行する。
- 2 専門部会に国試対策部会を追加する。
- 3 教務委員会の構成および専門部会の構成に、教養部教授を追加する。

付 則

- 1 この規程は、平成16年5月12日から施行する。
- 2 国試対策部会の名称を総合試験部会に変更する。
- 3 専門部会の構成を教授若干名から医学部教授会構成員若干名に変更する。

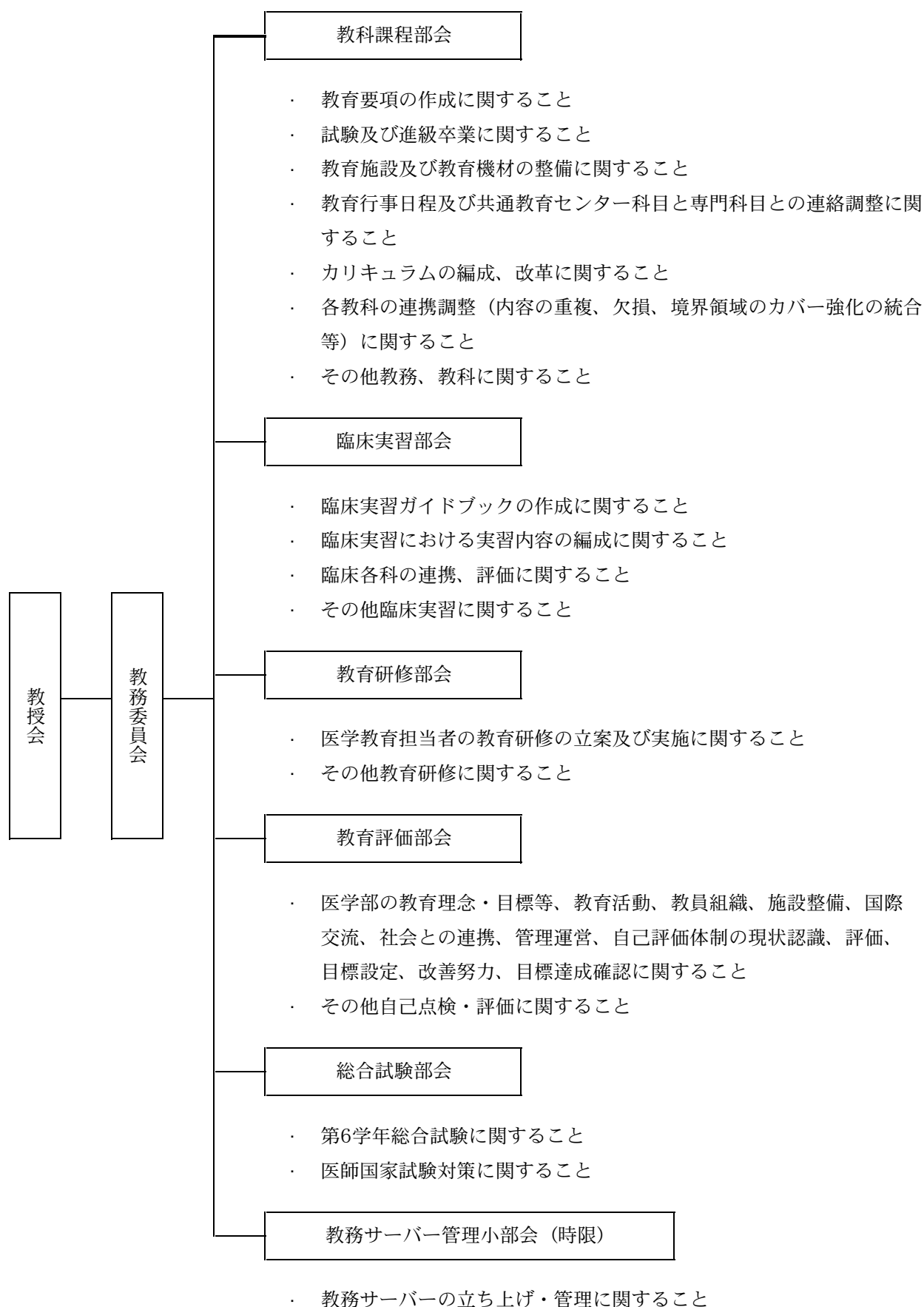
付 則

- 1 この規程は、平成17年4月6日から施行する。
- 2 専門部会を「その他必要な専門部会（小部会）」に変更する。
- 3 専門部会の構成は必要に応じて助教授及び講師を加えることができる。

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 教養部を「共通教育センター」に変更する。
- 3 教養部教授会ならびに教養部教務委員会を「共通教育センター委員会」に変更する。
- 4 助教授を「准教授」に変更する。

資料2 医学部教務委員会の組織及び業務



資料3 岩手医科大学医学部教員選考基準

1. 本学部の教員となる者には、医学校出身者であることを原則とする。
2. 本学部教員資格としての教歴，研究歴の期間は次表による。

資格	基礎医学	臨床医学	
		大教室	小教室
教授	10年	10年	10年
准教授	4年	6年	4年
講師	3年	4年	3年

この表は、医学部卒業後担当科目に関する教職にあった期間又は、担当科目に関する研究に従事した期間を計算するものである。但し、インターンを行った者は、国家試験合格後から計算する。

3. 開業又はそれに準ずる小病院の勤務期間，従事期間及び医療（研究を含む）に従事していなかった期間並びに担当科目に関する教職，研究，医業に従事していなかった期間は，参入しないことを原則とする。但し，従事中も担当科目に関し研究を行ったというような具体例がある場合には，事情によってこれらの期間の一部及び全体の2分の1までは参入しうる。
4. 医学専門学校出身者については，上記2. の表の期間に2年を加える。
5. 2. の表の臨床大教室は，内科，外科，産婦人科の三科とし整形外科はこれに含まない。
6. 研究論文は，担当科目に合致し，かつその資格にふさわしいものを十分もっていなければならない。
7. 本学部の教員組織については，同一大学卒業の教員がその総数の過半数を超えないことを原則とする。

表1 平成20年度医学部教務委員会委員および専門部会委員

平成20年10月1日現在

教務委員会		部会名	教科課程部会	臨床実習部会	教育研修部会	教育評価部会	総合試験部会	教務サーパー管理小部会
委 員	委員長							
	佐藤 洋一 教 授	部 会 長	江原 茂 教 授	杉山 徹 教 授	増田 友之 教 授	佐藤 洋一 教 授	赤坂 俊英 教 授	青木 康博 教 授
	人見 次郎 教 授	副部会長	人見 次郎 教 授	若林 剛 教 授	久保川 学 教 授	嶋村 正 教 授	坂田 清美 教 授	三田 光男 教 授
	堀内 三郎 教 授		諏訪部 章 教 授	佐藤 譲 教 授	佐藤 宏昭 教 授			
	増田 友之 教 授	委 員	平 英一 教 授	千田 勝一 教 授	佐々木和彦 教 授	青木 康博 教 授	人見 次郎 教 授	諏訪部 章 教 授
	坂田 清美 教 授		遠山祐二郎 教 授	谷田 達男 教 授	佐藤 成大 教 授	坂田 清美 教 授	堀内 三郎 教 授	小野田敏行 講 師
	青木 康博 教 授		澤井 高志 教 授	猪又 義男 教 授	寺山 靖夫 教 授	井上 洋西 教 授	遠藤 重厚 教 授	佐々木真理 講 師
	嶋村 正 教 授		増田 友之 教 授	小林誠一郎 教 授	菅井 有 教 授	世良耕一郎 教 授	佐藤 宏昭 教 授	
	杉山 徹 教 授		酒井 明夫 教 授	中村 元行 教 授	高橋 智 准教授		石田 陽治 教 授	
	佐藤 宏昭 教 授		赤坂 俊英 教 授	岡林 均 教 授	滝川 康裕 准教授		鈴木 健二 教 授	
	赤坂 俊英 教 授		藤岡 知昭 教 授	小笠原邦昭 教 授	佐藤 英一 教 授		黒坂大次郎 教 授	
	酒井 明夫 教 授		田中漣次郎 教 授				小山耕太郎 教 授	
	江原 茂 教 授							
	平野 浩子 教 授							
	基礎 6名 臨床 6名 共通 1名		基礎 5名 臨床 5名 共通 1名	臨床10名	基礎 4名 臨床 5名 共通 1名	基礎 3名 臨床 3名	基礎 3名 臨床 7名	基礎 2名 臨床 2名 共通 1名
	13名		11名	10名	10名	6名	10名	5名

表2 専任教員年齢構成

平成19年10月1日現在

学 部	職 位	70歳~66歳	65歳~61歳	60歳~56歳	55歳~51歳	50歳~46歳	45歳~41歳	40歳~36歳	35歳~31歳	30歳~26歳	計
医学部	教 授		4 11.4%	16 45.7%	8 22.9%	6 17.1%	1 2.9%				35 100%
	准教授			3	8	12	6				29
	講 師			3	11	24	30	16	3		87
	計		4 2.7%	22 14.9%	27 18.2%	42 28.4%	37 25.0%	16 10.8%			148 100%
	助 教			3	4	5	40	96	77	12	237
				1.3%	1.7%	2.1%	16.9%	40.5%	32.5%	5.1%	100%
		0	8 2.1%	48 12.3%	59 15.2%	90 23.2%	115 29.6%	128 33.1%	80 20.6%	12 3.1%	388 100%
合 計											

表3 平成19年度非常勤講師 各講座人数一覧

講座（科）名	人数
解剖学第一講座	2
解剖学第二講座	5
生理学第一講座	6
生理学第二講座	3
生化学講座	6
薬理学講座	4
病理学第一講座	6
病理学第二講座	2
細菌学講座	11
衛生学公衆衛生学講座	10
法医学講座	3
内科学第一講座	11
内科学第二講座	8
内科学第三講座	5
神経内科学講座	14
外科学講座	4
脳神経外科学講座	11
心臓血管外科学講座	3
整形外科科学講座	4
形成外科学講座	6
産婦人科学講座	6
小児科学講座	5
耳鼻咽喉科学講座	9
眼科学講座	4
皮膚科学講座	10
泌尿器科学講座	10
神経精神科学講座	8
放射線医学講座	9
麻酔学講座	6
臨床検査医学講座	1
救急医学講座	8
中央臨床検査部（臨床病理部門）	1
血液内科	3
糖尿病代謝内科	1
バイオイメージングセンター	1
合 計	206

歯学部

(1) 教員組織

① 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格，学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

〔現状の説明〕

本学歯学部は歯学教育を通じて「誠の人間」を育成するために、「まず人としての教養を高め，歯科医師として十分な知識と技術とを修得させ，さらに進んで専門の学理を究め，実地の修練を積み，出では有能な良医として力を厚生済民に尽くし，入っては真摯な学者として，其道の進歩発展に貢献させること」を使命としている．そのための教養教育科目の教員，専門教育科目基礎，臨床の教員が，それぞれの科目に適正に配置されている．平成15年度に従来の6年一貫教育の楔形教育の配列を基本としながらモデル・コア・カリキュラムを導入したカリキュラムの再編成を行った．これは歯科医師として知識・態度を十分に備えるのみでなく，優れた技能の向上を目指した教育とコミュニケーション能力の育成にも力を入れた内容となっている．また，歯学部の使命を達成し，専門職業人としての歯科医師となる学生を養成するために，平成19年度の授業科目数は第2学年から第6学年にわたり教養教育科目および専門教育科目を含めて122の科目で編成している．平成19年度の専任教員数は教授20名，准教授17名，講師18名，助教85名である．歯学部在籍学生数500名に対し，助教以上の教員1人当たりの学生数は9.09人となり行き届いた教育が行われている．カリキュラムの再編の際に，学生の能動的学習や問題解決型学習を体得するためにPBLチュートリアル教育を導入した経緯もあり多数の人的資源を必要としている．また，共用試験システムの導入に伴い臨床実習前に態度・知識・技能を備える教育体制の構築や，卒後臨床研修医必修化に伴う指導歯科医師の登用，従来から従事してきた研究，診療の改革・充実など教員の人的資源の供給と対応する局面は多様化してきているのが現状である．

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

PBLチュートリアル教育，共用試験システムの導入により学生個々に対応した教育を実施するようになったが，教員にとっては教育，研究，診療とそれぞれの分野から様々な改革が求められ対応に苦慮している．今後は組織の再編成を通し教員の有効活用のための検討が望まれる．

③ 主要な授業科目への専任教員の配置状況

〔現状の説明〕

専門教育科目は全科目が必修科目であり，一部の授業科目を除きほぼ全てを専任教員が担当している．これらの授業・実習に必要な教員数はほぼ充足している．平成19年度の専門科目51科目のうち兼任教員（非常勤講師）が一部講義を担当している科目は7科目であり，受け持っている講義の時間数は，1科目2コマ程度である．これはモデル・コア・カリキュラムに基づいたカリキュラムを導入した際に，兼任教員の講義時間数は原則1科目2コマまでとした教授会の申し合わせによる．

●教員組織における専任，兼任の比率の適切性

〔現状の説明〕

専門教育科目において，平成19年度の専任教員総数は140名，兼任教員総数（非常勤講師）は16名となっており，専任担当科目数と兼任担当科目数の教員数の比率は1：0.03となっている．専門教育科目の授業はほぼ全て専任教員

が担当しているが、教育効果向上の必要性から兼任講師の配置による科目もある。たとえば臨床社会歯学などは人文科学、社会科学の視点から捉える必要性から臨床医や行政の第一線で活躍している講師を招いて授業を行っている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

本学の取り決めとして兼任講師は1科目2コマまでの配置を認めるという原則はあるものの、科目によっては兼任講師の登用により特色ある教育と教育内容の充実を推進していくことが必要と思われる。

④ 教員組織の年齢構成の適切性

〔現状の説明〕

専門教育科目における教授・准教授・講師・助教の専任教員総数を26歳から55歳まで5歳ごとに区分けした場合、その年齢層の構成比は30歳以下は3.8%であるが、30代以降は13%～22%となっており概ね均等した年齢構成でバランスの取れた配置になっている(表1)。昭和52年4月より教授の定年制度が68歳から65歳になり、平成19年度現在66歳以上の教授は1名である。年齢別教授の割合は50歳以下5%、51歳～55歳が32%、56歳～60歳が26%、61歳～65歳が32%である。准教授は51歳以上が47.4%である。

講師の年齢層は36歳～40歳が16.7%、41歳～45歳が27.8%、46歳～50歳が22.2%、51歳～55歳が16.7%、56歳～60歳が16.7%であり概ねバランスのよい構成となっている。なお、本学出身者の各職位に占める割合は、教授31.5%、助教授42%、講師44.4%となっている。

〔点検と評価〕

本学講師以上の年齢構成を比較してみると56歳以上では37.5%、51歳以上では58.9%と高齢化の状態である。また、46歳～50歳では19.6%となっており今後も高齢化が進むと思われる。学生教育には、熟練した教員の存在は必要であるが、新しい教育方法の導入など教育改革を求められる昨今、新しい教育体制への足枷となる場合もある。常に若い学生が入学してくる大学にとって教員の若年化は必須である。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

本学出身者の教授職に占める割合は30%と低率である。准教授以下の専任教員の定年は60歳で准教授・講師の高齢化がこれから進むと思われるため、任採用については他大学からの招聘による採用と本学出身者の採用のバランスを図りながらも、本学出身者の任採用を図り若手教員の教育・研究・診療の意欲を増進すると共にバランスのとれた年齢構成の配置になることを望みたい。表1

学部・研究科	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計
歯学部	教授	0	1	6	5	6	0	1	0	0	0	19
		%	5.3%	31.6%	26.3%	31.6%	0%	5.3%	0%	0%	0%	100%
	准教授	0	0	0	6	3	7	2	1	0	0	19
		%	0%	0%	31.6%	15.8%	36.8%	10.5%	5.3%	0%	0%	100%
	講師	0	0	0	3	3	4	5	3	0	0	18
		%	0%	0%	16.7%	16.7%	22.2%	27.8%	16.7%	0%	0%	100%
	計	0	1	6	14	12	11	8	4	0	0	56
		%	1.8%	10.7%	25.0%	21.4%	19.6%	14.3%	7.1%	0%	0%	100%
	助教	0	0	0	2	5	7	10	17	28	5	74
		%	0%	0%	2.7%	6.8%	9.5%	13.5%	23.0%	37.8%	6.8%	100%
合 計		0	1	6	16	17	18	18	21	28	5	130
		%	0.8%	4.6%	12.3%	13.1%	13.8%	13.8%	16.2%	21.5%	3.8%	100%
定年68・65歳												

⑤ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

〔現状の説明〕

教育課程の編成は教務委員会により連絡調整している。そのうえで教授会においてカリキュラムや試験・評価等について決定される。シラバスや授業時間割を作成する際に講義内容を有機的に連携・配列させるために必要に応じて教員間で連絡調整を行っている。PBLチュートリアル教育を実施する際に、事前に連絡会議を開催しファシリテータに実施方法など周知している。

〔点検と評価〕 〔長所と問題点〕

本学の教育課程の連絡調整は妥当と思われる。これまでも教育環境の変化に対応し教育改善のために新しい教育方法を導入するなど教育課程の多岐にわたる課題に対応してきたが、教務委員会だけで対応していくのは難しい状況である。

(2) 教育研究支援職員

① 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

〔現状の説明〕

歯学部専門教育科目においては基礎・臨床を問わず実習を行っている。基礎系科目および臨床系基礎実習では、教授、准教授、講師および助教のほか技術員や非常勤講師が、グループ分けした学生に対して個別指導を行っている。第5学年後期から第6学年前期にかけては臨床実習を行っている。診療科において一般患者の診察と平行して行われることもあって教授、助教授、講師のほかライターと称する複数名の助手や嘱託職員である医員の補助も得て指導を行っている。

② 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

〔現状の説明〕

各講座の教育研究支援職員は技術員・技術員補・技能員・研究補手などの職名で配置し、研究及び実験の補助を行っている。臨床系講座では研究補手を配置し公募・推薦・紹介により各講座の専任教員の面接を経て採用している。また、基礎系講座は専任職員の技術員・技術員補や臨時職員の技能員を配置している。バイオイメーjingセンター、画像情報センター及び動物実験センター（各センターとも医学部と共用）の共同利用研究施設には15名の職員を配置している。

〔点検と評価〕

研究支援職員の数的な充実度と研究者との連携、協力関係は良好であり適切と考える。

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

① 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

〔現状の説明〕

教員の選考については岩手医科大学組織規程に、「教授および准教授は、学長が歯学部教授会に諮って選考し、理

事会の議を経て理事長がこれを任命する。講師は、学部長が歯学部教授会に諮って選考し、学長の承認を経て理事長がこれを任命する」と定められている。歯学部教授会ではこれに基づき次の「岩手医科大学歯学部教員（教授、准教授、講師）選考基準」及び「岩手医科大学歯学部教員選考に関する内規」を設け教員の選考を行っている。

○岩手医科大学歯学部教員（教授、准教授、講師）選考基準

第1条 本学組織規程第8条における教員の任用または昇任の資格に関する選考は、この基準に定めるところによる。

第2条 歯学部教員となることのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 1) 博士の学位（外国において授与された学位で、これに相当するものを含む）を有し、教育研究上の能力があると認められる者
- 2) 教育研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

第3条 歯学部教員の資格として必要な教歴・研究歴の期間および研究論文数は原則として次表のとおりとする。ただし、歯学部および医学部卒業以外の者については、次表の教歴・研究歴年数に2年を加算するものとする。

	教歴・研究歴	研究論文数
教 授	10年以上	10編以上
准教授	7年以上	7編以上
講 師	5年以上	5編以上

- 1) 教歴とは、担当科目に関する教育職に勤務した期間をいい、研究歴とは、担当科目に関する研究に従事した期間をいう。
- 2) 大学院の在学期間については、担当科目に関連ある研究に従事した期間をこれに算入することができる。
- 3) 担当科目に関連のない教育職または研究に従事した期間中に、担当科目に関する研究に従事した場合には、この期間の一部または全部をこれに算入することができる。

第4条 この基準に定めのない事項については、歯学部教授会においてこれを定める。

○岩手医科大学歯学部教員選考に関する内規

第1条 本学組織規程第8条における教員の選考は、別に定める本学歯学部教員選考基準に従い、この内規に基づいて歯学部教授会が行なう。

第2条 教員の選考にあたっては選考委員会（以下「委員会」と称する。）を設け、委員は教授の互選により選出する。委員会の構成は下記のとおりとする。

委 員 会	構 成
教授選考委員会	学部長のほか教授5名（基礎及び臨床の教授の配分比率は2：3とし、選考に関連のあるものを3の比率とする。）
准教授選考委員会	学部長、当該教授のほか教授3名
講師・助教選考委員会	学部長、当該教授のほか教授2名

- 2 教授選考委員会では、選考しようとする講座に現に所属している教授及びその教授が学部長又は歯科医療センター長の職を併任している場合は選考委員となることはできない。
- 3 教授候補者の推薦者となる選考委員は、委員を辞退するものとする。
- 4 選考委員に欠員が生じた場合は、委員を補充するものとする。

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により委員長を選出するものとする。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した委員が委員長の職務を代行する。

第4条 委員会は委員の4分の3以上の出席をもって成立し、委員会の議事は出席委員の3分の2以上の同意をもって議決する。

第5条 委員会は選考の経過並びに結果を教授会に報告するものとする。

第6条 教授選考委員会は、複数の候補者を教授会に報告するものとする。ただし、応募者が1名の場合は、教授会に諮り候補者とすることができる。

第7条 教授会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、委員会より報告された候補者について慎重審議の上、単記無記名で投票を行い、出席者の過半数の票数を得たものを候補者と決定する。

第8条 教授会に置いて候補者を決定できない場合には、新たに委員会を設けて選考を行うものとする。

第9条 この内規のほか、教員候補者選考に関する必要な事項は、歯学部教授会が別に定める。

教員の選考に当たっては、教授会において候補者選考委員会を設置し、同委員会において選考方針等を策定し候補者の選考を進める。選考状況はその都度教授会に報告している。教員は専門領域の人材を全国の大学、研究機関に広く求めている。教員（講師以上）の任用状況は次のとおりである。

	任用人数	うち公募による人数
平成15年度	3（1）	1
平成16年度	6（1）	1
平成17年度	3（1）	1
平成18年度	5（0）	0
平成19年度	5（3）	3
計	22（6）	6

（ ）内は教授任用数で内数

教授任用者は100%公募によるものである。助教授・講師任用者16名は内部昇格であるが、そのうち7名（43.7%）は学外出身者である。

〔点検と評価〕

教員任用・昇格の手続きは、歯学部教員選考基準及び教員選考に関する内規に明確に規定されており、それに基づき選考委員会が当該候補者の教育、研究及び診療面の業績を提出された書類により厳密な審査を行うほか、教授候補者にあつては本学歯学部には適合する人物か否かについても選考委員全員が面接して人選している。また平成16年度からは助手（助教）以上の全教員を対象に教授候補者によるプレゼンテーションを実施し適性を見ている。総合的かつ慎重に審査した結果を教授会に報告している。教授会では選考の審議日を予告し、その次回教授会開催までの2週間に全教授が候補者の履歴、業績等の閲覧を行っている。このとおり手続きは厳正かつ公正に行われており、適切に処理されていると言える。また、公募は全国関係大学、研究機関及びその他の関係機関に広く行い、十分な周知期間をもって募集にあたっており、有資格者に対して平等に機会をあたえていると考える。

〔長所と問題点〕

公募制により広く教員を求めることは、教育歴、研究歴及び臨床歴において十分な実績や業績がある人材を獲得することを可能とし望ましい方法と言える。また、学外出身者が採用された場合は新しい考えや視点を本学に取り入れることとなり、本学の教育、研究及び診療の活性化に繋がることが期待され、その副次的効果は大きいものとする。昇格については手続き上の仕組みは整備されているものの、そしてまた実績や業績において十分な資格を有している教員はいるが、定員枠の関係もありなかなか昇格人事が進めることのできない状況にあるのが現実であ

る。人事の停滞は組織の活性化をそぐものであり、その対策が求められる。その一つとして定員枠内で嘱託教授、嘱託助教授、嘱託講師を置くことができるとした「嘱託教育職員に関する内規」が整備されたことは、解決の一つの糸口と考える。近年は大学の教育力が問われており、教員選考にあたっては候補者の教育業績をどのように評価するか、教育者としての適性をどう判断するかが問題として浮上している。今後はその基準づくりが必要とされる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

昨今の大学を取り巻く急激な環境の変化や時代の要請をみると、大学の基本理念は維持しつつも時代に適応した新たな大学像の模索とその大学を構成する新しい教員組織を考える必要がある。その構成員として相応しい教員を選考する基準や方法もまた、同様に検討しなければならない。それとともに組織の活性化にむけた適正な人事管理を実現できるような制度もまた求められる。これらは大学の中長期計画の中に盛り込むべき案件として位置付けるものと考ええる。

(4) 教育研究活動の評価

① 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

〔現状の説明〕

教育活動については、毎年授業を担当する全教員に対し学生による授業アンケートを実施しており、集計の結果は教員にフィードバックしている。教員同士による教員の授業評価は行っていない。平成15年度から学生を構成員（各学年3名）とする学生カリキュラム委員会を設置し、各学年の授業内容・方法、カリキュラムなどについて学生の評価・意見を取りまとめ学生カリキュラム委員と教務委員会委員等の教員が意見交換を行っている。学生から出た有効的な意見については、教務委員会で検討するなどして次年度のカリキュラム、教育体制に反映するようにしている。また、助教以上の個々の教育分担を明確にし、教員の意識改革ならびに組織改革に取り組むため、教員一人一人の職務実績について公明、公正で定量的な評価を行い、問題点を抽出することが肝要であるとの観点から平成15年度に「教員評価委員会」を立ち上げ「教育評価担当委員」、「研究評価担当委員」、「診療評価担当委員」に分かれて、各委員から提示した評価項目により教員個人の評価を実施した。研究活動としては、研究の活性化向上を目指して、教育評価と同様に平成15年度以降に助手（助教）以上の教員個人の3年間の研究成果を評価点基準の設定により点数化して評価している。それに基づき教員が自ら評価された位置を確認し、今後の研究について更に意欲を盛り上げていくことに期待している。

〔点検と評価〕〔将来の改善・改革に向けた方策〕

学生による授業アンケートや学生カリキュラム委員会との意見交換は良好であり適切と考える。授業アンケートについては、授業内容や教育方法を教員自身が更に検討できるようアンケート内容と教員へのフィードバック方法を検討していくことが必要と思える。

② 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

〔現状の説明〕 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

教員選考においては教員選考規程に基づき、教員選考委員会による審議と教授会の審議を通して教育研究能力・実績について十分配慮しており概ね適切と考える。平成15年度からは教育者としての人物を評価するため教授選考には書類審査だけでなく、プレゼンテーションを課している。従来は書類審査により研究業績を重視する傾向が強かったと思われるが、歯科医学教育の環境がここ数年で激しい変化を見せ、特にコア・カリキュラム導入に伴うカリキュラムの再編、共用試験システムの導入や歯科医師国家試験基準の激変などにより今後さらに教育環境の充実、強いては

教育者の充実を重視していくことが必要と思われる。

薬学部

(1) 教員組織

- ① 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格，学数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ② 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は，専ら自大学における教育研究に従事しているか）
- ③ 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ④ 教員組織の年齢構成の適切性
- ⑤ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

〔現状説明〕

薬学部は「臨床に係る実践的な能力を培う」ことを主たる目的とする6年制薬学部である。「最新の高度医療に対応する医療チームの一員として，専門家としての知識・技能・態度を持ち，自信と思ひやりのある薬剤師」を育成するために必要な基礎薬学を担当する教員，医療薬学を担当する教員及び実務家教員のバランスを考慮して，以下の16講座を設置した．各講座は，講座間の連携講義・実習，共同研究等を通じて流動的・有機的に教育・研究に関与する．

(1) 物理・化学・衛生系

- ・構造生物薬学講座
- ・有機合成化学講座
- ・天然物化学講座
- ・衛生化学講座

(2) 生物・薬理系

- ・機能生化学講座
- ・細胞病態生物学講座
- ・微生物薬品創薬学講座
- ・生体防御学講座
- ・分子細胞薬理学講座

(3) 医療薬学系

- ・創剤学講座
- ・薬物代謝動態学講座
- ・神経科学講座
- ・分子生物薬学講座
- ・臨床医化学講座
- ・薬剤治療学講座
- ・臨床薬剤学講座

各講座の教員定員は教授1名，准教授または講師1名の専任教員と助手2名の合計4名を原則とし，薬学部全体では専任教員（実務家みなし専任教員3名を含む）36名，助手31名の合計67名とした．これは，大学設置基準に定める専任教員数を満たすものであり，授業科目の開講に合わせ，完成年度までに段階的に配置する計画となっている．開設初年度は，14講座に教授12名，准教授10名，講師2名，助手11名が着任した．

各講座にはいずれも博士号の学位を有し、当該分野において十分な研究業績と教育・研究指導能力を有し、薬剤師あるいは医師免許を持つ専任教員を配置している。

また、薬学実務教育の充実を図るため、創剤学講座及び臨床薬剤学講座に合計3名の実務家専任教員と実務経験豊富な附属病院薬剤師3名（実務家みなし専任教員）の合計6名の実務家教員を配置する。実務家教員のうち5名は、いずれも本学附属病院において永年に亘り薬剤部長などの実務を経験しており、薬学実務実習の実施に際しては、併設する附属病院薬剤部の全面的な協力により特色のある薬学実務実習を実施することができる。

薬学部専任教員は、(別表1「専任教員の年齢構成」)の通り、偏りのない年齢構成となっている。ただし、就任教員の中には既に本学の定年に達している者や学年進行中に定年に達する者がおり、現行の本学定年規程と教育・研究の継続性保持との整合を図るため、別添の通り「薬学部開設にかかる教育職員の定年等の特例」を設け対応した。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明を基づく）〕

教員組織については、薬学部開設直前に准教授予定者1名から就任の辞退があり、後任に講師を採用した。なお、就任辞退者が担当予定であった授業科目は、講義内容を勘案し、十分な業績を有する兼任講師が代わって担当し、学生教育に支障はなかった。1学年については、教養教育と専門教育への準備教育、3学部の横断的教育の担当組織として、共通教育センターを立ち上げ、特色ある教育を実践している。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

薬学部では、学生の主体性を高めながら、問題発見及び解決能力を養成するため、実験・実習科目を重視したカリキュラムを編成している。これらの実習は、関連する講座の有機連携により実施することとなっており、講座間の密接な協力体制の構築に努めている。

(2) 教育研究支援職員

- ① 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- ② 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

〔現状説明〕

薬学部の1学年では、主として共通教育センターによる教養教育を実施している。これは、3学部の横断的なカリキュラムとして実施されており、本学の特色あるプログラムとなっている。このうち、実験・実習は理科3科目で行われており、外国語教育には、日本人の教員のほかネイティブの外国人講師を積極的に採用し、小人数教育を実施している。情報処理関連教育は、マルチメディア教室を使用して実践的な教育を展開している。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明を基づく）〕

薬学部の新設による教員負担や混乱などが懸念されていたが、3学部横断教育は、円滑に実施されており、教員配置は適切と考えられる。

また、薬学部教員については、専門教育の実施に支障を来すことのないよう、年次的段階的整備計画に基づく採用が順調に進んでいる。薬学専門教育は講師以上の専任教員が担当し、科目間・講座間の枠を超えて重層的・複合的に実施される。本格実施に向けて、各講座では、科目担当者を中心にして準備が進められている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

共通教育センターとの密接な協力体制を維持していくとともに、薬学専門教育の本格実施に向けて、講座内では補助者となる助手、また、講座間の教員の連携強化に努めていかなければならない。

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

① 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

〔現状説明〕

薬学部の教員組織は、年次的段階的に整備することとなっている。このうち専任教員については、設置申請時に文部科学省の教員資格審査で適格判定を受けた教員予定者が、開設2年目までに着任することが決定している（実務家みなし専任教員を除く）。助手は3年目までに全員着任する計画となっており、選考が進められている。教員の選考は、「岩手医科大学組織規程」に基づき、別添の通り「薬学部教員選考基準」及び「薬学部教員選考に関する内規」を定め、厳正な運用を行っている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明を基づく）〕

薬学部は、学部完成までの間に専任教員の新規採用や職位の異動等を行う場合、文部科学省の教員資格審査による適格判定を受けなければならない。そのため、候補者の選考にあたっては、上記の薬学部の規程に基づき、選考委員会による人物及び業績の審査を行い、教授会で厳正に選考しており、適切に運用されている。

〔改善方策（点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策）〕

上記のように学部完成までの間は、文部科学省による教員資格審査という縛りがある。これは、教員の異動ばかりでなく、担当科目及び担当内容に異動がある場合にも適用される。認可を受けた内容については、大学の社会への公約として、適切かつ忠実に履行していかなければならない。

(4) 教育研究活動の評価

① 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

〔到達目標〕

- 教育の状況に関する点検・評価及びその結果に基づいた改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 教育内容及び方法、教育の成果等の状況について、データや根拠資料を基にした自己点検・自己評価（現状や問題点の把握）が行われ、その結果に基づいた改善に努めていること。
- 授業評価や満足度評価、学習環境評価などの学生の意見聴取が行われ、学生による評価結果が教育の状況に関する自己点検・自己評価に反映されるなど、学生が自己点検に適切に関与していること。
- 教員が評価結果に基づいて、授業内容、教材及び教授技術などの継続的改善に努めていること。

〔現状説明〕

- 薬学部教務委員会専門部会である教育評価部会において、授業評価に関する事項、教育評価の実施および評価報告書に関する事項を検討し、審議内容を教務委員会に報告している。
- 「薬学部教育・研究年報」を自己点検・自己評価の公表と位置付けている。学生による授業評価を行うこととしており、2007年度の専門科目については『生命と薬』について、共通教育と医学部の方式と同じ様式で試行的に行われた。
- 授業評価の内容は担当教員にフィードバックされ、授業改善に役立てることになっている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

- 授業評価の有効性に関してはまだ一科目しか行われていないことから評価は困難と思われるが、医学部等の実績から判断して、その有用性は大きいと期待できる。
- 教員の研究活動については、毎年公表される競争的研究資金の獲得状況や、教育・研究年報の発行で論文発表、学会発表等が公開される事で評価されている。

〔改善方策点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策, 問題点を解決していくための方策〕

今後は医学部で行っている授業評価報告書を参考に、薬学部も授業評価の報告について導入の方向で検討を行う必要がある。

② 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

〔到達目標〕

- 専任教員として、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。
- 理念と目標に応じて専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

〔現状説明〕

- 教員の採用に関しては、「岩手医科大学組織規程」並びに「薬学部教員選考基準」に基づいて薬学部開設準備委員会において選考し、教授・助教授は理事会の議を経て、講師・助手については学長の承認を経て理事長が任命した。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

専門分野について、教育上及び研究上の優れた実績を有する者が任用されており、概ね適切と考える。教員採用時の調査および着任以降の教育・研究業績、学会等の受賞歴、学会役員、学術誌の審査員、技術顧問等の経歴、特許取得状況が薬学部講座別自己点検・自己評価用データシートに記載されている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策, 問題点を解決していくための方策)〕

薬学部講座別自己点検・自己評価用データシートは毎年度の記載を義務づけることとしている。また、教育・研究年報の発行も毎年行う事で評価結果を各部署に周知する。

共通教育センター

(1) 教員組織

- ① 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格，学数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ② 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性
(専任教員は，専ら自大学における教育研究に従事しているか)
- ③ 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ④ 教員組織の年齢構成の適切性

〔到達目標〕

6年一貫教育の枠組の中での「人間性の涵養」，「異文化への共感と理解」，それに「専門課程への準備」という教育目標を三つの柱として，共通教育センター教職員全員の不断の努力のもとに医・歯・薬3学部の初年次教養教育・共通教育を担い，地域医療に貢献する人材育成の礎となる。

〔現状説明〕

共通教育センターは平成19年4月に発足し，主に医学部，歯学部，薬学部の初年次教養教育を担当しており，人文・社会・自然科学系の11学科に各々担当科目を専門とする専任教員を配置している。平成20年5月1日現在での講師以上専任教員数は，教授7名，准教授4名，講師7名（うち，嘱託講師1名）の計18名である。その他の教員として助教4名および非常勤教員は12名〔言語学1名，美術1名，外国語（フランス語，イタリア語，スペイン語，中国語，韓国語が各1名，英語3名，ドイツ語2名）〕となっている。非常勤教員のうち，スペイン語，中国語，韓国語，英語はそれぞれ担当言語のnative speakerである（ただし，韓国語は平成20年度から日本人教員）。

平成20年5月1日現在での各学科の教員配置は表1のとおりである。

表1

区分	現 員					区分	現 員				
	教授	准教授	講師	助教	合計		教授	准教授	講師	助教	合計
哲学科		1			1	数学科	1		1		2
文学科	1				1	物理学科	1		1	1	3
心理学科	1				1	化学科	1	1		1	3
法学科			1		1	生物学科		1	1	1	3
英語科		1	2	1	4	体育学科	1			1	2
ドイツ語科	1				1						
小 計	3	2	3	1	9	小 計	4	2	3	4	13
						合 計	7	4	6	5	22

専任教員の年齢構成を見ると，平成20年5月1日現在で，20代0%（0名），30代22.7%（5名），40代18.2%（4名），50代27.2%（6名），60代31.8%（7名）となっている。職種別の平均年齢では，教授：60.9歳（52～65歳），准教授：50.5歳（47～58歳），講師：40.5歳（34歳～56歳），助教：53.3歳（49～60歳）となっている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明を基づく）〕

昭和40年4月に医学部・歯学部の「進学過程」を担当する部門として旧教養部が開設されて以来，40有余年にわた

り旧教養部が担ってきた教養教育は、平成19年4月に新設された共通教育センターに引き継がれ、カリキュラムも全面的に改定・再編された。旧教養部の教育職員全員もそのままのかたちで共通教育センターに再配置された。

本学教養教育は大学設置基準の大綱化を受けて1年間に短縮されて以来、医学部・歯学部1年生各80名、合計160名を講師以上の教員一人あたりに換算して10名弱の受け持ちという人員構成で担ってきた。平成19年4月からは薬学部1年生160名が新たに加わり、合計320名強の学生を講師以上の学科担当教員18名（教授7名、准教授4名、講師7名）で受け持っている。教員一人あたりに換算すれば約20名弱に倍増した。単純に数字の上から見れば大綱化以前の2学年担当時代に戻ったとも考えられる。しかし、現実はその単純ではない。初等中等教育において所謂「ゆとり教育」を受けてきた世代が大学に入学する時代を迎え、少人数教育の重要性は以前に増して強まり、さらには情報化社会の中での新たな教育環境・教育メディアに対応できる教材や教授法開発が強く求められ、シラバスや教育プログラムが抜本的に見直され、改定されていく過程において、「10名から20名へ」という現実はおおよそ「ゆとり」という言葉からは程遠いものとしてわれわれ教養教育専任教員の上に重く押し掛かっている。とはいえ、本学教養教育の体制およびプログラムを総括的に眺めれば、〔到達目標〕に掲げた理念に向かって前進する上で全体的にバランスが良く取れており、教員個々の教養教育者としてのモチベーションの高さに関しても誇るに足るものがある。いま我が国では次代を担う若者の教育についてさまざまな試行錯誤、紆余曲折を経た後に「教養教育の大切さ」が強く再認識されている現実を思うとき、大学設置基準の改定後も高い見識のもとで教養教育カリキュラムおよび教養教育組織を堅持してきた本学の教育理念もまた内外に向かって誇るべきものであると思われる。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

〔点検と評価〕の項で述べたように、平成19年に薬学部が開設されて担当学生数が一挙に倍増したことにより、本学の教養教育が掲げる少人数教育の根幹が揺らぎつつある。また、共通教育センターが担うのは教養教育のみに留まらず、今後は他大学との教育連携事業、高大連携事業、地域交流・還元事業など幅広い領域に向かって展開していくことが予定されている。そのすべての分野に現有の教養教育スタッフが関わり、役割を担っていくことを考えるなら、一層の人員拡充は避けられないところである。また、あと数年で現有教員の1/3が退職する。特に、組織運営に携わってきた教授はほぼ全員が退職するため、円滑なセンター運営のための責任体制再編成が強く望まれる。

⑤ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況と妥当性

〔到達目標〕

共通教育センターの長所である三学部との密接な距離関係および三学部の橋渡しの役割を最大限に活かしつつ、効果的な初年次教養教育および円滑な教務の遂行を図る。

〔現状説明〕

共通教育センター（以下、センターと略す）は教養教育を担うだけでなく、市民公開講座の企画・立案・実施、いわて5大学教育連携事業、高大連携教育事業などを担っている。教養教育のカリキュラム編成やセンターの教員間の連絡事項、その他の日常教務に関する審議事項については、センター委員会の下に置かれている教養教育検討委員会（以下、検討委員会と略す）において報告・審議を行い、事案によってはさらにセンター委員会で最終審議決定する形をとっている。センター委員会は本センターの最終審議決定機関として機能する。委員会はセンター長を委員長として、医歯薬3学部の教務委員長、3学部からの教授各1名、検討委員会から正副委員長3名、およびセンター学生部長1名の計10名の委員で構成される。規定により委員長は医歯薬の教務委員長が順番に持ち回りでその任にあたる。初代センター委員長は医学部教務委員長が兼任しており、任期は3年となっている。その下部委員会の一つである検討委員会は、いわば旧教養部教務委員会の拡大委員会と位置付けられる。センター教授7名と検討委員会下部部会の各部会長4名とで構成される。この他に、助教以上の全教員22名で構成される学科担当者連絡会が組織されている。センター委員会は原則として隔月1回、検討委員会は月1回開催されている。検討委員会は期末試験の前後など重要

な案件が多い時期には必要に応じて拡大委員会として開催され、学科担当者全員が招集される。

旧教養部時代と同様、共通センターから各学部教務委員会に委員が出席している。旧教養部時代にはその任を教務委員長一人が担っていたが、現在は教授、准教授が持ち回りで委員の任に就いている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明を基づく）〕

薬学部開設に伴って教養教育カリキュラムは再編成され、大学の省力化方針もあって日常的な教育業務は質的・量的に様変わりし、教職員はかなりタイトなスケジュールで日々の教育業務・研究活動に携わっているが、平成19年4月のセンター発足以来、1年半が経過した現在、初年次教養教育は大きな混乱に見舞われることなく、軌道に乗って円滑に運営されているといえる。それを可能にしているのは、〔現状説明〕の項で詳細に述べたセンター運営組織構造が有効に機能しているからであろう。そして、それを支えているのはセンター教職員全員の協力態勢であると考えられる。三学部との間で情報の疎通が良好に図られている点も無視できない。

矢巾キャンパスは広大であり、研究室から講義室まで歩く距離は何倍にも伸びた。研究室にいと学生の話し声が全く聞こえない日があることすら少なくない。学生と教員、教員と教員、教員と職員との物理的距離は明らかに大きくなった。それにも関わらずというべきか、あるいはそれだからこそなのか、全体的に見て人間関係の距離は寧ろ旧教養部時代よりも密になったように思われる。また、教員が一堂に会する場が減少したにも関わらず、各教員間での情報の疎通は妨げられていない。これも教職員が現状をよく認識し、適切に対応する努力を日々怠らない結果であろう。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

旧教養部体制ではカリキュラム上や日常教育業務上で派生するさまざまな問題や審議事項などを各学部ごとに対応する必要があった。これは業務の円滑な遂行という視点からは必ずしも望ましいものではなかった。共通教育センターとなって、教務委員長も含めた各学部からの代表が運営委員会に参加する三学部共同運営方式になったことのメリットは、特に教務事務レベルでのさまざまな懸案事項や審議要請などがセンター委員会という場で一括審議できることになった点であろう。しかし、そうは言っても、それにより時間的な余裕が生まれたとも、教育の負担が減ったとも言い難い。この点については、現在の共通教育センターという組織には、その在り方や組織構造に関してさらなる検討を加えることによる改善の余地がまだ数多く残されているという意味に捉えるべきであり、医療人養成の初年次教育という極めて大切な教育を担う機関であるという強い認識のもとに、さらに良い組織作りを目指したい。

(2) 教育研究支援職員

- ① 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人的配置の適切性
- ② 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

〔到達目標〕

十分なレベルの教育スキルを有する十分な人数の実習補助体制を実現することにより、医療専門職を目指す医・歯・薬学部初年次全学生が一定の学力レベルを獲得するための実験・実習教育を実現する。

〔現状説明〕

現時点での実験・実習に伴う教育に係る人員配置と人的補助体制は下記の表のようである。

学科名	科目名	対象学年	実習時間	教員（助教）	実習補助者
数学科	情報リテラシー	医・歯学部 第1学年前期	(医) 22.5時間 (歯) 22.5時間	0名	5～6名
物理学科	物理学実験 物理学実習	医・歯学部 第1学年後期 薬学部 第1学年前期	(医) 22.5時間 (歯) 22.5時間 (薬) 22.5時間	1名	5名
化学科	化学実験 化学実習	医・歯学部 第1学年前期 薬学部 第1学年後期	(医) 22.5時間 (歯) 22.5時間 (薬) 22.5時間	1名	4名
生物学科	生物学実験 生物学実習	医・歯学部 第1学年前期 薬学部 第1学年前期	(医) 22.5時間 (歯) 22.5時間 (薬) 22.5時間	1名	4名
体育学科	フィットネスとスポーツ 健康スポーツ科学	医・歯学部 第1学年後期 薬学部 第1学年前期	(医) 22.5時間 (歯) 22.5時間 (薬) 22.5時間	1名	1～2名

実習補助者はほとんどが他大学（主として岩手大学）の修士課程あるいは博士課程に在籍する大学院生である。情報リテラシーと物理学実験・実習では、この数年は毎年、外国（主として中国）からの留学生も数名（2～4名）実習補助者に採用されており、国際化も進んでいる。なお、講師以上の専任学科担当者は、体育学科は1名（教授）、その他はすべて2名（数学、物理学：教授1・講師1，化学：教授1・准教授1，生物学：准教授1・講師1）である。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明を基づく）〕

実験や実習を伴う教育を効果的に実現するため、各専任教員が全力を挙げ、協力してこれに当たっているが、本センターにおいては教育スタッフ数という視点からは残念ながらほぼ全ての科目において慢性的なマンパワー不足に悩んでいる。現在各科目ともteaching assistant（TA）として複数名の実習補助者を学外から求め、人員補充体制を敷いている。この体制は旧教養部時代から継続するものであるが、矢巾キャンパス移転後は通勤距離が大幅に長くなったこと、および公共交通を利用する場合の選択肢が乏しい問題も新たに加わって、TA希望者が思うように集まらず、学外からのTA採用が一層困難な状況になった。また、旧教養部時代は11学科に8名の技術員補が配置され、学生の出欠管理や配布講義資料の複写など、毎回の授業開始前後に必要な教務や授業の準備・後始末を担っていた。これにより科目担当教員は授業内容そのものの準備・点検に専念できたため、技術員補は間接的にはあるが円滑な学生教育実践に少なからず寄与していたことになる。しかし、共通教育センター発足と同時に行われた職員再配置の中で技術員補が全員配置換えされたため、ほとんどの学科担当教員が授業前後の仕事一切を独りで負うことになった。特に、資料作成に関しては医学部90名、歯学部80名、薬学部160名分の資料複写は時間的に容易な仕事ではなく、半日を費やすことも多い。授業の準備（資料作成・複写）～授業～授業の後作業（出欠管理・報告、レポート採点）～別の授業の準備（資料作成・複写）～授業～授業の後作業（出欠管理・報告、レポート採点）～・・・で日々が過ぎてゆくという実感を持つ教員も少なくない。研究や学務に費やす時間が削られ続けているだけでなく、教育に関しても、よ

り良い授業のための点検・見直しを図る時間がなかなかとれない状況である。

以上のように、共通教育センターの人員充足状況は残念ながら満足できるものではないが、学生との距離が近い実習・実験という、man-to-manなコミュニケーションが重視される教育現場で、あまり年齢差のない大学院生の存在意義は決して小さくない。特に、最近では外国人留学生も参加するようになり、留学生側からは「教育経験は将来の自分のためにも非常に有意義である」旨の声が聞かれ、これまでにない副次的教育効果も生みだしている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

〔点検・評価〕の項で述べた問題点の解消が改善すべきことのすべてであるといえる。すなわち、実習補助者の増員と、技術員補に相当する職員の配置である。常勤職員の配置が困難であればパートタイマーという選択肢もあろう。また、学科へのいわゆる「貼り付け」というかたちには拘らず、若干名の補助員がスケジュール管理しながら全学科の授業準備を受け付けるという方法も考えられる。

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

① 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

〔到達目標〕

医療専門職を目指す医・歯・薬学部学生の初年次教養教育という特殊性を十分に理解し、かつそれに対応する人格教育・専門教育を実践するための授業能力の向上に研鑽を怠らない教員の採用および教育・研究業績の積極的かつ客観的評価とそれに見合った処遇を実現する。

〔現状説明〕

共通教育センターの教員選考に関しては、共通教育センター委員会において「岩手医科大学共通教育センター教員選考基準」および「岩手医科大学共通教育センター教員選考に関する内規」に基づいてこれを行っている。

○ 岩手医科大学共通教育センター教員選考基準

平成19年4月1日施行

第1条 本学共通教育センターにおける教員の任用に係る選考または昇任に際しての審査は、この基準の定めるところによる。

第2条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育・研究を担当するにふさわしい能力を有すると認められる者とする。

- 1 博士の学位（外国において授与された学位で、これに相当するものを含む）を有し、研究上の業績を有する者。
- 2 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者。
- 3 大学において教授、准（助）教授又は専任の講師あるいは助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む）のある者。
- 4 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者。

第3条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育・研究を担当するにふさわしい能力を有すると認められる者とする。

- 1 前条各号のいずれかに該当する者。
- 2 大学において助手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む）のある者。

第4条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 第2条又は前条に規定する教授又は准教授の資格各号のいずれかに該当する者。
- 2 専攻分野について、大学における教育・研究を担当するにふさわしい能力を有すると認められる者。

第5条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育・研究を担当するにふさわしい能力を有すると認められる者とする。

- 1 第2条又は第3条各号のいずれかに該当する者。
- 2 修士の学位を有する者。
- 3 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者。

第6条 共通教育センター教員の資格として必要な教育歴・研究歴の期間および研究論文数は原則として次表の通りとする。

	教育歴・研究歴	研究論文数
教授	10年以上	10編以上
准教授	7年以上	7編以上
講師	5年以上	5編以上
助教	2年以上	2編以上（第一著者 1編以上）

- 1 教育歴とは、担当科目に関する教育職に勤務した期間をいい、研究歴とは、担当科目に関する研究に従事した期間をいう。
- 2 大学院の在学期間については、担当科目に関連ある研究に従事した期間をこれに算入することができる。
- 3 担当科目に関連のない教育職または研究に従事した期間中に、担当科目に関する研究に従事した場合には、この期間の一部または全部をこれに算入することがある。
- 4 研究論文は上記を基準とし、内容を重視するものとする。

第7条 この基準に定めのない事項については、共通教育センター委員会においてこれを定める。

第8条 本基準の改廃は、共通教育センター委員会の承認を得るものとする。

○岩手医科大学共通教育センター教員選考に関する内規

平成19年4月1日施行

第1条 本学共通教育センターにおける教員の選考は、別に定める本学共通教育センター教員選考基準に従い、この内規に基づいて共通教育センター委員会が行う。

第2条 教員の選考にあたっては選考委員会（以下「委員会」という。）を設け、委員は教授の互選により選出する。

- 2 委員会の構成は、次表の通りとする。

委員会構成	構成
教授・准教授選考委員会	共通教育センター・共通教育センター副センター長 ほか共通教育センター規定第3条に定める教授から4名
講師・助教選考委員会	共通教育センター・共通教育センター副センター長・当該学科教授ほか 共通教育センター規定第3条に定める教授から2名

- 3 教員の選考にあたっては、予め医学部長、歯学部長、薬学部長の意見を聞くものとする。
- 4 教授選考委員会では、選考しようとする学科に現に所属している教授及びその教授が共通教育センター長の職を併任している場合は、選考委員となることができない。
- 5 教授候補者の推薦者となる者は、選考委員となることができない。

第3条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した委員が委員長の職務を代行する。

第4条 委員会は、委員の4分の3以上の出席をもって成立し、委員会の議事は出席委員の3分の2以上の同意をもって議決する。

第5条 委員会は、選考の経過および結果を共通教育センター委員会に報告するものとする。

第6条 共通教育センター委員会は、委員会から報告された候補者について慎重審議の上、出席者の半数以上の賛成を得た者を候補者と決定する。

第7条 共通教育センター委員会においては候補者を決定できない場合には、新たに選考委員会を設けて選考を行うものとする。

第8条 この内規のほか、教員候補者選考に関する必要な事項は、共通教育センター委員会が別に定める。

第9条 この内規の改廃は、共通教育センター委員会の議を経て行うものとする。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明を基づく）〕

教員の選考基準に基づき、厳正な審査を行い、選考委員による十分な面接を行うなどして、将来の医療人に求められる教養を十分にかつ熱心に教育できる人材の任用を行っている。内規において、選考に先立ち医学部長、歯学部長、薬学部長の意見を聞くこととしている点は、本学教養教育を担う人選が一層適正に行われるために有効であるといえる。また、各学部の教授会に意見を聴くシステムも同様である。承認手続き、その運用は任用に準じて行われ、全く支障がないと思われる。このような体制で選考することで、いわば全学のコンセンサスを得た人材の任用が実現されることは非常に望ましいことであるが、多数の意見を汲み入れることには、なかなか合意に到達できず、調整に長時間を要するという悩みが付随する場合がある。全員が納得する議論はもっとも基本的であるが、このことは往々にして、手続きの簡素化・効率化という同じくらい大切に現実的な要請と衝突する場合が多い。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

大学教員には教育能力と研究能力がどちらも求められる。もちろん、どちらの能力も持ち合わせていることが理想である。しかし、人間に与えられている物理的時間数は限られている。真摯に考えるならば、教育と研究のどちらも、本来、すべての持ち時間を全力で使ったとしても満足できる域に到達できるはずなどないものである。教育業績と研究業績、どちらにウェイトを置いて教員選考するかを選択は、避けられない「判断」になる。研究業績については、確立した評価基準があるが、教育業績については評価基準がいまだ定まっていないといえる。教養教育を担う教員に研究業績のみが求められることはある意味で危険である。共通教育センターの教員選考には候補者の教育業績と研究業績にバランスが強く求められると思われる。

最後に付け加えるべきこと、最も大切なことであるが、「人間性」を涵養する教養教育を担う教員には「人間性」が最も強く求められる。当然のことであるが、他所行きの面接を形式的に実施して事足りりとするのではなく、選考には十分な数の候補者を募り、十分な時間をかけて書類には顕れない「人間性」を見極め、多数の合意を得ることが望まれる。

(4) 教員研究活動の評価

① 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

② 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

〔到達目標〕

共通教育センターの教員がそれぞれ専門分野での研究に精進し、研究成果の継続的な論文刊行、学会講演を行い、かつ、教育学会などへも積極的に参加し、情報収集、情報発信を通して、これを授業改善や工夫に反映させる。

〔現状説明〕

共通教育センターにおいては、平成19年度から共通教育センターに所属する助教以上の全教員の人文・社会・自然科学系論文を掲載した「共通教育研究年報（旧教養部における岩手医科大学教養部研究年報）」を発行している。また、旧教養部時代には哲学科・文学科・心理学科・法学科の教員で運営される岩手医科大学医事学研究会から「医事学研究」という雑誌を毎年発行していたが、平成18年をもって刊行を停止した。共通教育センターという一つの組織内に学問分野の全く異なる学科が混在し、研究活動・成果を互いに発表しあうことは教員の研究活動のモチベーションを高めるうえでも有用であり、専門分野の研究に日々精進する教員の熱意は授業にも良い意味で反映され、結果として教育効果の向上に資するかたちとなっている。

大学における教育業績の適正な評価ということが言われ始めて久しい。学生による授業評価などの試みがあちらこちらの大学で実践され始め、本学でもその例に洩れず、教育評価法を検討するための組織作り（医学部における自己評価検討部会など）がなされ、学生による授業評価などの試験的導入が始められた。平成20年現在、共通教育センターでは学科担当全教員が自分の担当する全学科目の授業評価を最低1回は実施する体制になった。4年ほど前から、授業評価の結果をもとにして、評価の高かった教員を顕彰する「best teacher」の制度も導入された。

教育研究活動の成果を発表したり、教養教育の現状を広く知るために、共通教育センターではさまざまな教育学会活動に教員を出張させている。これは旧教養部時代から長い年月にわたり継続してきた活動であり、最も顕著な活動として、「大学教育学会」および東北地区と北海道地区とで交互開催されている「東北・北海道地区一般教育研究会」に毎年数名の教員を参加させている。情報収集が主であった学会参加も、平成17年度からは東北・北海道地区一般教育研究会では毎年1～2題の演題発表を行い、本学の教養教育の現状や研究成果などを発信している。また、平成20年は大学教育学会（東京）でもセンター教員2名が講演した。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明を基づく）〕

共通教育センターには人文・社会・自然科学系11学科があり、助教以上22名の教員がそれぞれ専門分野での研究に打ち込み、研究成果を継続的に論文刊行、学会講演を行っている点は評価すべきである。また、教育学会などへも積極的かつ継続的に参加し、情報収集、情報発信を通して、これを授業改善や工夫に反映させている点も評価に値する。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

共通教育センターに改組されてからは三学部連携教育が明確に打ち出されて、問題基盤型学習や選択必修科目グループなど、これまでになかった授業形態が導入されたが、このような全教員参加型の教育においては教員のモチベーションの高さや意識が如実に現れる。つまり、ある種の教員評価の試金石にもなっているといえる。このような評価を教育業績に組み入れ、教員選考時には適正に評価する体制作りも必要であろう。

2) 大学院研究科の教員組織

医学研究科

(1) 教員組織

- ① 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- ② 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

〔現状の説明〕、〔点検・評価〕

本学大学院の学則には第1章第1条にて大学院の目的を「本大学院は、医学および歯学に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」と規定している。本目的に沿い、博士課程（博士（医学））は昭和35年度の設置以来、2,140名を輩出しており、平成17年度に併設した修士課程（修士（医科学））においては10名を世に送り出している（平成20年3月31日現在）。また同条第2項には「本大学院はその教育水準の向上を図り、前項の目的を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について、別に定める方法により自ら点検および評価を行うものとする」とある。本報告書の作成もこの趣旨に沿って、行われている。

大学院医学研究科の教育職員は学部生の教育を兼ねて行っており、平成19年5月1日現在、教育職員数155名に対し、大学院生数127名（内、修士課程10名）という数値は、十分な教員数を配置していると考ええる。なお、博士課程の他、平成17年度より新たに併設した修士課程は、社会人大学院を増加させる国の方針にも合致し、これからの成果が期待される。

しかし、今後のカリキュラムの改変に伴い、教員が学部教育を兼務していることからくる負担増が懸念される。

〔長所と問題点〕

本学大学院の使命は本学の原点である「誠の医師」の養成にあり、特に臨床系の大学院では古くから「患者の痛みを感じ取れる医師」の養成に取り組んできた。良き臨床研究が適切に行える医師の養成が行われてきた。このことは平成17年9月、中教審の答申にある「優れた研究能力のある臨床医の養成」の施策に沿ったものであり、先進性があったことが窺える。一方で研究者志望の大学院生には確実な基礎的研究が同時に行える環境にあり、大学院生の希望に添った幅広い教育が行える人員体制を構築している。一方、臨床研修必修化に伴い、多くの若い医師が大学以外の病院での研修を希望する傾向になった。研修を終えた若手医師が夢を持って入れる様な大学院となるために、カリキュラムの改変、組織の改編を進めるべき時にあると考え、これに見合った人員体制を整備する必要がある。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

中教審の答申に従い、更なる大学院プログラムの拡充を図るべきであり、また、若手医師に魅力ある大学院となる様なプログラムの構成を考慮すべきと考える。そのために、教員の人員体制の充実を図る必要がある。現在計画中の薬学部開設に伴い、薬学部の教員が兼担することも視野に入れながら検討したい。

(2) 教育研究支援職員

- ① 大学院研究科における研究支援職員の充実度
- ② 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

〔現状の説明〕, 〔点検・評価〕, 〔長所と問題点〕

改善方策：本学は中央研究施設としてのバイオイメーシングセンター、動物実験センター、画像情報センターなどには有能な技術員が配置されており、これは最近の独法化された旧国立大学に比べてかなり恵まれている状況にあるといえる。また、ハイテク・オープンリサーチなど事業によるPDの獲得は、部分的にはかなり恵まれた状況にあるといえる。問題は一方で有利な環境をどれだけ維持し、不便な状態をどれだけよい方向にもっていくかである。研究のための補助員の絶対数はまだまだ少ないと思われるので、人数を増やすと同時に合理的な配備をしていく必要がある。組織的には早急に共同研究部門を充実させる。共同研究部門を一つのシステムにして長、職員を置いて、バイオイメーシングセンター、動物実験センターを統括すると同時に高額機器の維持、運営をお願いし、無駄な人員の配置を合理化していく必要がある。

一方、対外的には、競争的資金を稼ぐことによって、安定した人員雇用のための賃金を確保する。製薬会社などからの研究生を雇用する。しかし、このためには研究実績を上げ、外部からの研究生の持続的確保が必要である。つまり、他の施設と共同研究すべき技術とその成果の開発である。そのためには、業績の向上、岩手医大独自性のある研究、論文などの作成が必要となり、正のスパイラルにもっていくように努力すべきである。盛岡にある他大学からの研究生の入学、採用を試みると同時に様々な分野で共通するテーマが必要であると思われる。そういう意味では今回の薬学部設置には大いに期待すべきものがある。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

教職員の継続には任期の導入制が必要であり、そこに競争と緊張感が生まれる。具体的に助教、講師、准教授、教授の継続や昇進のための基準を設けてこれを実施する。当大学の大きな問題は学生教育、地域医療を含む診療の負担のなかで研究体制を如何に維持してこれを如何に正の報告にもっていくかである。教育、地域医療とともに、大学として大学院の発展や研究成果をあげていく方向に努力すべきである。従来、大学院は研究成果だけを問題にされてきた傾向が強かったが、近年は臨床大学院の場合は必ずしも基礎的研究としての成果だけではなく、臨床技術の修得や経験を積むことが目標とされつつある。したがって、この目標をどのように指導し、且評価するかが課題である。

一方、とはいえ、研究業績は依然として求められており、研究業績を如何にあげるかを時間、材料の収集、機器の利用、結果の分析、統計的处理、論文の書き方、英語の問題、投稿を含めての合理化が望ましい。Impact Factor (IF)に問題があるにしても、現在、一般的に教授選考をはじめとして大学の人事としては大きな比重がおかれており、当大学だけで生きていくのが不可能であるとすればやはりIF.を上昇させるようにもっていくべきである。そのために、もっとも大事なことは本人のやる気であるのは言うまでもないが、この点については、個人的な事情もあるのでここでは詳しくは触れないが、この教授を選んでよかったということなど人事についての成果を評価することも考えていくべきである。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

- ① 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

〔現状の説明〕, 〔点検・評価〕, 〔長所と問題点〕, 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

現状：学部学生の教員は将来の医師像の形成とともに、医師の国家試験を担うものとしての責務があり、一方、大学院教員は研究面での大学の評価を担う者としての役割をもっており、むしろ後者のほうが大学の評価として重いこ

とが案外知られていない。

教員の募集は身分によっても異なるが、当大学では教授はすべての人に開かれている。また、准教授、講師、助教は講座内からの昇格が殆どであり、一般公募、学外からの任用は少ない。採用は教授会で決定し、任免は理事長が行っている。この手続きは現在、民主的に行われており、教授会の決定人事を理事会で却下することは行われておらず望ましい制度になっている。教授、准教授の選考については、選考委員会、教授会、理事会という流れでおこなわれているものの、教授以外は殆ど主任教授の意見で決定されることが多く、講師、助教の人事も含めて昇格にはもっと厳しい基準を設けることが望ましい。

基準・手続：学部教育教員と大学院教員を兼ねてもいいが、両者を分けた任用があってもよいのではないかと思われる。学部と大学院教育は目的と性質が異なる。したがって、大学院職員の採用にあたっては、教育経験がゼロでも研究業績が優れている者を採用してもよいし、彼らが研究費をとってくる可能性はある。勿論、両者を兼ねるなどの多様性を重視してもよい。学部教員は学生教育を主体、大学院教員は研究が主体となる。以前に留学していたアメリカの大学では、病理部門ではあるが、スーパーバイザーの下に、診療スタッフ、研究スタッフ、教育スタッフがおり、勿論、それぞれ研究もおこなっているが、ウェイトが異なっていた。この任免にあたっては担当分野別に行なうべきで、学部・大学院教員（従来の形の教授選考）/学部・教育担当教員/大学院・研究担当教員/大学院・診療担当教員という区分けはどうであろう。そしてそれぞれの基準を設けて採用する制度を作る。

(4) 教育・研究活動の評価

① 大学院医学研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

〔現状の説明〕、〔点検・評価〕、〔長所と問題点〕、〔将来の改善・改革に向けた方策〕

大学院の評価については、研究、(今後、診療)、教育に関する外部評価、内部評価を行なうことが望ましい。研究評価は大学の研究面でのバロメーターになるので単なる研究業績集だけではなく、今日の提言を生かす必要がある。例えば大学院教官で研究業績のない教官に対しては警告あるいは特研費の減額を実行する。教育については主に講義が対象となるが、大学院の場合は講義だけの評価ではなく、研究評価を入れる。従来、わが国においてもノーベル賞をもらうような人でも講義の下手な人は珍しくない。新しいシステムでは診療指導も問題になるので診療科大学院教官では、手術の数、生存数などをみてもよい。但し、この外部評価、内部評価をそのまま本人の勤務評定にするのは望ましいことではないし大学院生を扱う指導性の能力もあるので、どのような基準を設けるかについては、今後十分な検討が必要である。

(5) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

① 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

〔現状の説明〕、〔点検・評価〕、〔長所と問題点〕

他大学・機関との交流は個々の学科目単位では共同研究として既に長い歴史を持っているが、大学院としてまとまった取り決めは行われていない。平成11年度から開始されたハイテクリサーチ研究事業、平成16年度から継続・新規に行われた同事業とオープンリサーチセンター事業では外部講師を招き、積極的に講演会の開催を行っている。共同研究において特に必要とされていた知的財産管理部門（リエゾンセンター）が平成19年に新設され、産学官の連携による研究交流、研究成果における技術情報の提供等努めている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

人的交流に関して記録を残せる様な仕組みを構築したい。

歯科学研究科

(1) 教員組織

① 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類，学生数，法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性，妥当性

〔到達目標〕

歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする．また個人的には，研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする．

〔現状説明〕

大学院の専任教員は配置しておらず，学部各講座の講師以上の教員が兼務している．

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

専攻ごとの人的配置を勘案せずに研究科全体として見ると，数的には大学院生数に対し十分な教員数である．しかし，臨床系においては，診療及び学部学生の授業も担当することから，その負担は過重となっており，大学院生の研究指導研究指導を十分にできないこともある．

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策，問題点を解決していくための方策)〕

臨床系教員においては，学部学生授業，臨床実習，大学院授業，大学院研究指導，臨床研修指等及び診療業務等について，各教員間の負担の偏りを見直し分担化を図る必要がある．また，研究指導体制として臨床系教員と基礎系教員との連携を更に強化する必要がある．

(2) 教育研究支援職員

① 大学院研究科における研究支援職員の充実度

〔到達目標〕

研究を理想的に遂行できるよう充実した研究支援システムとそのための職員の配置を工夫したい．

〔現状説明〕

各講座1名の技術員・研究補手と共同部門で約20名前後の研究支援職員がいる．また本学図書館の職員により文献的調査も一部支援されている．

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

かなり充実した支援体制となっており，特別のことを除けば大抵のことは実行できるようになっている．

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策，問題点を解決していくための方策)〕

経費の問題があるが，時代の推移とともに新たな支援職員の増強が必要となるかもしれない．要望を調査し，引き続き高度な研究が遂行されるよう留意することが必要である．

② 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

〔到達目標〕

研究上の色々な課題を遂行するにあたり、事務的なことがら、研究技術上の問題についてできるだけ支障がなく、円滑迅速に進められるシステムでありたい。

〔現状説明〕

各講座に1名の技術員・研究補手等を配置し、研究及び実験の補助を行っている。バイオイメージングセンター、画像情報センター、動物実験センター、アイソトープ研究室、医用工学室及びサイクロترونセンターなど（各施設とも他学部と共用）の共同利用研究施設には20名前後の職員が配置されている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

研究支援職員の数的な充実度と研究者との連携、協力関係は良好であり適切と考える。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

時代の変遷に伴い、必要な施設、高度な研究機器が変わるので共同利用研究施設の見直し、再点検が望まれる。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

① 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

〔到達目標〕

学部教員の点検評価による（参照）

〔現状説明〕

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

(4) 教育・研究活動の評価

① 大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

〔到達目標〕

学部教員の点検評価による（参照）

〔現状説明〕

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

(5) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

① 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適応性

〔到達目標〕

研究の遂行にあたり、時間的、経費的に無駄なく合理的に実行されるよう、人的交流を深め、学内の研究組織が協力できるような状況にする。また、人的交流により新しい研究、発展が生まれるように配慮したい。

〔現状説明〕

ここ数年間で、歯科麻酔学専攻の大学院生が、本学第二解剖において「平滑筋の収縮と細部内カルシウムイオン濃度変化ついて」を研究テーマとする実験を行い、研究指導を受けている。また、歯科補綴学第二専攻の大学院生2名は、ハーバード大学歯学部において「顎顔面補綴装置のためのコンピュータ化された色調再現」及び「過酸化水素を用いた歯牙漂白のメカニズム」を研究テーマとする実験を行い、研究指導を受けた。基礎部門でも歯科薬理学講座では、本学薬学部の構造生物薬学講座と共同研究を行っており、タンパク質のX線結晶解析について大学院生も一部研究に参画している。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

研究を進めるにあたり、深い関わりのある医科（医学）領域から知識や実験・研究の方法の伝授を受けることも多く、本学医学部（医学研究科）教員とは連携しており良好な関係にある。新しく開設された薬学部との連携も始まろうとしている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

学内・学外の施設の研究内容も知り研究内容をさらに豊かにするよう、研究紹介を兼ねるような人的交流の機会を増やすことが考えられる。

9 事務組織

1) 事務組織の構成

- ① 事務組織の構成と人員配置 251

2) 事務組織と教学組織との関係

- ① 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況 253
- ② 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性 253

3) 事務組織の役割

- ① 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性 255
- ② 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性 255
- ③ 国際交流等の専門義務への事務組織の関与の状況 256
- ④ 大学運営を経営面から支えるような事務機能の確立状況 256

4) 大学院の事務組織

- ① 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性 258

5) スタッフ・ディベロップメント (SD)

- ① 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性 260

9 事務組織

1) 事務組織の構成

① 事務組織の構成と人員配置

〔到達目標〕

本学の事務局の大きな役割は、大学の根幹である教育・研究・診療活動がスムーズに行える環境を整えることである。これを確かなものとするため、法令・規則・社会情勢の把握など事務職員として幅広い知識を有するとともに適正な組織の構成と人員配置は重要なファクターとなる。

このことから、本学では大学の発展に係る企画の一翼を担い得るよう事務組織を常に適正に機能させることを目標としている。

〔現状説明〕

本学における事務組織は岩手医科大学組織規定に基づき「事務局」として組織され、平成19年度の事務組織は表9-1のとおりである。平成17年度以降の組織改編としては、平成19年3月31日付で総合移転計画第1次事業が終了したことに伴い、総合移転計画事務室、薬学部開設準備室ならびに教養部事務室が廃止となった。これにより平成19年4月1日付で矢巾キャンパス事務室が開設され薬学部ならびに教養部に替わり設立された共通教育センターならびに矢巾キャンパスの事務管理業務を行うこととなった。さらに、同日付で近年の少子化問題等に対応し入学志願者を確保する目的で入試センターが、知的財産の管理運用を目的にリエゾンセンターが設立され両センターの事務管理を担当する入試センター事務室ならびにリエゾンセンター事務室が開設となった。

事務局の職制としては、事務局長・部長・次長・課長（室長）・主幹・課長補佐（室長補佐）・係長・主任主事を置いている。各課（室）の事務分掌は、組織規程に定められている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

本学の事務組織は、既述のように現在進行中の事業計画または社会情勢の変化に伴い、より効率的な業務遂行を目指し組織改編を随時行っている。

人員構成については、過去に事務職員の採用を長期間見合わせた時期があり、年齢構成上の問題となっている。

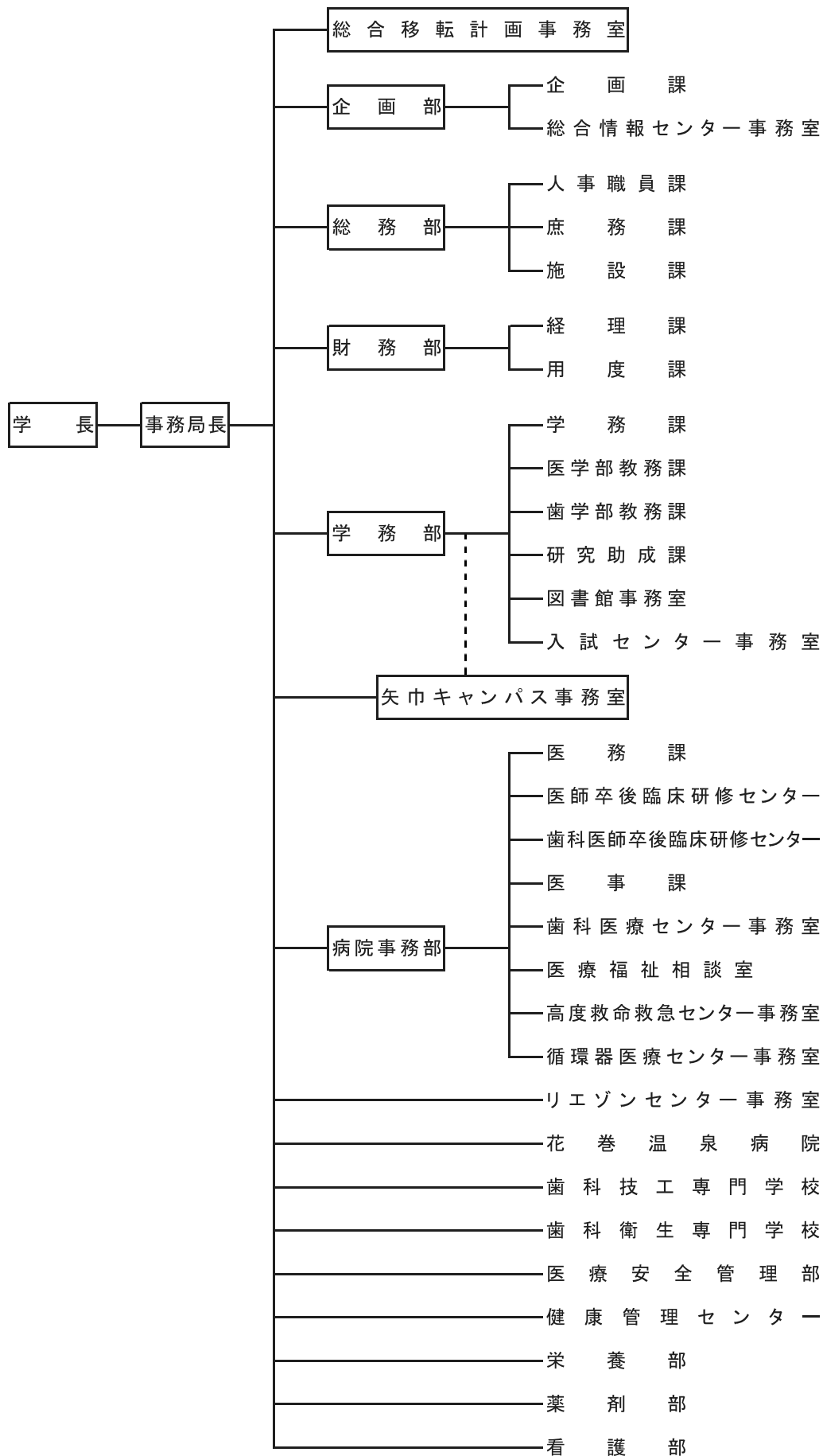
〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

組織体制については、今後も社会情勢を見据えながら適切な整備を行いより効率的な業務遂行を図っていく方針である。

人員構成については、中堅職員を対象にSD等を実施することで職能のレベルアップを推進することで対応しているところである。

事務局組織機構図

表9-1



2) 事務組織と教学組織との関係

① 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

〔到達目標〕

近年の教育・研究活動は教員のみでは対処が困難な状況であり、本学においても関連事務組織と教員との密接な協力関係を維持するため、社会情勢に則した体制の整備を図っている。

〔現状説明〕

事務組織において教学組織と密接な関係にあるのは学務部であり、医・歯学部各教務課、薬学部・共通教育センター（教養教育ならびに全学の横断的教育を担当）については矢巾キャンパス事務室、研究部門担当の研究助成課、入試センター事務室、学務部の総括ならびに学事・学生関係を担当する学務課で構成している。学務部の役割は、事務局長の統括のもと学務部長の指示により教育・研究活動に関わる企画・立案、学生の入学、福利厚生関係、図書館に関する事項を担当しており、その職分は多岐に亘っている。

事務・教学組織の連携協力体制は、全学協議会をはじめ、各学部教授会ならびに各学部教務委員会・研究推進委員会等の各種委員会の事務業務を事務局が所管するという形をとり、業務の遂行にあたっては各学部長、委員長等の指示のもと教員と事務局が協力して教育研究の充実、活性化に取り組めるよう図っている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

事務局（主に学務部）と教学組織との連携協力については円滑に行われている。また、学長、各学部長等の大学幹部の出席する会議等には事務局の局長、部長、関連する課長等が必ず出席しており、情報の共有化に努めるとともに業務の効率化を図っている。

しかしながら、近年の医療教育や社会情勢の変化に伴い事務局、教学組織ともに業務が細分化してきており、これらの諸業務に対応して各種委員会等が新設されるなど事務局、教員ともに負担が増大し、さらなる業務の効率化が急務となっている。

〔改善方策（点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策）〕

現在、「ゆとり教育」世代の影響もあり、カリキュラムの見直し等を実施せざるを得ない状況であり、既述のとおり業務の効率化が求められている。このことから、組織の再構築等を暫時進めており、今後もさらに検討を重ね改善を図っていく方針である。

② 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性

〔到達目標〕

本学では、事務・教務両組織が独自性を保ちながらも、それぞれの職分・立場に応じた役割を果たすことで有効な大学運営を図り得る組織体制の整備を目指している。

〔現状説明〕

学務部は教学組織と緊密に連携して活動しているが、他の事務部門は独自性を保ちながら大学運営に携わっている。しかし、学務部も事務局の一組織であり、指揮系統において重複する可能性がある。こういう問題に対処すべく月一回の学長・学部長会議に各事務局の部長が出席することで、学内関係部局と教学組織の情報の共有化に努め、また、同じく週一回の事務局部長会議において情報交換と協議を重ね、更に事務局全体として部課長会議、事務局連絡会議

を通じて大学全体の意思統一を図っている。

また、業務の遂行にあたっては事務局から法令・規程等あるいは懸念される問題点について意見具申を随時行っており、事務局の独自性を保ちながら教学組織との連携を保持している。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

本学は医療系大学であることから附属病院を有しており、一般大学に比較して組織が複雑なものとなるため、他の医療系大学同様に全体的な意思統一という面では不利な要素を抱えている。この問題は、平成19年度の矢巾キャンパス開設により組織が改編となったため、一時的ではあるがさらなる不確定因子となっている。

本学では、学生の教育・福利厚生、研究、診療と多岐にわたる活動をしているため、内容によっては利益相反する問題も少なくないのが実情である。このため、予算の執行にあたっては、学長学部長会議、事務局部長会議等で調整のうえ実際の審議に入るという手順を踏み、できるだけバランスのとれた内容で執行するよう図っている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

矢巾キャンパスの問題については、開設したばかりであり今後様々な調整を行い体制を整備する必要があるが、総合移転計画が進行中であるためその進行状況に合わせ全体的な組織の再編を含め検討を進めていく方針である。

3) 事務組織の役割

① 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

〔到達目標〕

教学に関わる事務組織としては、本学においては主に学務部の各学部教務課ならびに矢巾キャンパス事務室である。これら教務事務組織は、各学部長・教務委員長等と密接に連携し大学の教育システムがスムーズに機能することを目指している。

ことに近年の医療教育は行政政策の変化が激しく、各学部長・教務委員長等がこの変化に適切に対処できるよう補佐することが緊要と捉えている。

〔現状説明〕

教務事務組織を形成しているのは既述のとおりであるが、学務部の教務課をはじめとする各担当課は常に客観的な観点による法律、規則に基づき関係省庁からの通達等を適切に教学組織に伝達するために、学部長、教務委員長等とは常に綿密な打合せをしたうえで関連組織との連絡調整を行い様々な局面での補佐機能を果たしている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

社会情勢の大きな変化により、大学の教育体制への影響も年々増加しつつある。これに伴う行政側からの教育改革等への対応は、教務・事務組織の業務をより複雑・多岐なものとしている。事務組織は、これらの問題に迅速に対処し常に適切な支援を教務組織に提供できる体制の整備が必要である。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

今後も、適切な業務体制を維持するため、SDの実施ならびに各種関係研修会への参加を継続し、他大学との情報交換等を緊密に行うことでレベルアップを図る方針である。

② 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

〔到達目標〕

事務局の適切な支援により、法令等に則した意思決定を下せる体制を充実させる

〔現状説明〕

教学に関する最高の意思決定機関は教授会である。事務局は教授会の構成員ではないので当然会議に出席して意見を表すことはできないが、教授会に諮る重要な議題については、各種委員会における審議、資料を作成する段階で事務局より適切な助言を行っている。決定事項によっては予算措置が必要となる案件もあり、その場合は上部会議の審議ならびに事務局での予算編成が必要となるため、その時点においてもさらに事務局の適切な助言により業務が進められている。

また、教学組織と経営組織である理事会との連携については、学部長が学校法人の理事に就いており教学の意見を反映させている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

教学に関する意思決定、経営に関する意思決定においても事務局の果たす役割は大きい。教員は学生の教育・研究・診療に専念する傾向があり、事務局が適切に調査・作成した資料を提供することにより適切な意思決定に貢献し

ている。経営に関する意思決定においても事務局の調査資料や助言によって理事や監事の機能強化につながり、また適切な支援に繋がっている。

昨今の社会情勢や学生気質の変化を鑑みるに、教学や経営の意思決定部門に関わる事務組織の強化や効率化はより重要な問題である。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

前項と同様に、事務局の適切な業務体制を維持するため、SDの実施ならびに各種関係研修会への参加を継続し、他大学との情報交換等を緊密に行うことでレベルアップを図る方針である。

③ 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

〔到達目標〕

現状では、事務局に専門の担当部署がないことから、今後の国際交流に関する業務を担当できる職員の養成を図る。

〔現状説明〕

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

本学では、留学生等の受入・調査、教職員の海外研修等については事務局が管理・運営しているが、その他の国際的な交流については部分的に教員を支援する形で関与している。

上記のとおり、事務局に専門部署がなく今後の国際交流の充実を図る面で体制が整備されていない。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

本学では、平成19年度に薬学部を開設し医療系総合大学となり、学生数も倍増することから、今後、国際交流を充実する必要もあり、それらに関する規程を含め整備する方針である。

④ 大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

〔到達目標〕

大学運営において事務局として適切な支援ができる体制を維持するため、時代に則した組織の整備とSD等の実施により事務職員の能力向上を図る。

〔現状説明〕

大学における教育・研究の質を確保するためには、それに耐えうる資金が必要になる。特に、本学のような医療系大学においては、教育・研究・診療施設ともに莫大な予算の確保が重要な課題となる。本学事務局では経営専門のセクションはなく、企画課ならびに経理課が連携して担当しており、附属病院に関してはさらに医務課が参画する。大学全体の経営面に関する審議は、主に予算委員会、経営改善委員会で行われている。本学の経理規程では、予算編成方針及び予算の審議並びに予算執行結果の検討を行うため、予算委員会を設置することになっているが、その構成員には、事務局長、財務部長が含まれており、的確な予算編成、予算執行にあたっている。

また、理事会の下に経営改善委員会を設置している。この委員会では学校法人の財政だけでなく大学経営、附属病院収入、医療経費等の改善の合理化に係る基本的事項に関することを審議し、理事会に報告することになっている。予算委員会、経営改善委員会どちらの委員会においても、データを基にした事務局からの提案は重要になってきており、経営に果たす役割は大きい。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

医療系大学の運営においては、教職員が教育・研究・診療が円滑に行われる環境を醸成することが肝要であり、事務局はそのために資金の獲得や運営面で十分な支援体制の整備が重要なポイントとなる。本学の事務組織における支援体制は、現状の社会情勢の急激な変化を考えるとさらなる充実を図る必要がある。今後は教学組織との機能分担の明確化と連携協力の関係の確立が求められ、組織の強化が必要と考える。

また、国際交流や共同研究など専門性が高い業務について外部機関との連携協力等事務員個々の能力アップを図らなければならない。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

大学運営を経営面に限らず円滑に遂行できる体制の整備を進める必要があり、ここ数年で組織の改編やSDの充実を図っているところである。定型的な業務は、専門化されたアウトソーシングの活用も検討しており、大学運営の複雑化、専門化に対応するために、今後も社会情勢に即応できる体制の整備を進めていく方針である。

4) 大学院の事務組織

① 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

〈医学研究科〉

〔現状説明〕

現在、大学院業務は医学部教務課員（2名）が担当しているが、それぞれ他の学部業務と兼務している状況で、大学院業務専任の事務職員はいない。実質的には1名で大学院業務を行っている状況で、医学研究科委員会の運営、カリキュラム編成、学位審査等の資料作成、大学院入試に係る学生募集要項の作成及び広報活動等の企画・立案に携わっている。

博士課程の定員は200名で、19年度の在学学生は127名であった。また、修士課程は定員20名に対し10名であった。平成16年からの社会人大学院開設等により学生数は年々増加している。

また、平成19年度から文部科学省の大学改革推進等補助事業に北東北4大学による「がんプロフェッショナル養成プラン」が採択され、修士課程にがん薬物療法学コースが新設された。

このように、新規事業や履修コースの新設、社会人大学院による昼夜開講制の導入等大学院の充実に向け、教員との密接な連携により大学院業務に対処している。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

大学院の業務全般に関わる企画・立案を担う事務組織の体制としては、教員との密接な連携により現状では支障なく機能しているが、今後の更なる大学院の充実に向けてマンパワーの不足は否めない。また、定期的な人事異動により職員を専任化できないこともネックとなっている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

加速度的に変化する大学院改革により事務業務も多様化し、業務量も増加している。それらに対処するためには専門性をより一層高め、提言能力のある人材育成と、増員によるマンパワー不足の解消が必要である。

〈歯学研究科〉

〔現状説明〕

現在、大学院業務は歯学部教務課員（1名）が他の学務業務と兼務で担当しており、専任の事務員はいない。当研究科のカリキュラム編成、履修及び学位論文審査に関わる全ての案件は研究科委員会において決定し、これらの運営に係る業務を歯学部教務課が担っている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

大学院運営において、教員組織と事務組織である歯学部教務課との相互の役割分担と連携はとれており、支障なく機能している。但し、今後大学院改革に係る業務遂行に当たっては、担当者が学務業務と兼務で担当していることから、能力・人数の不足が危惧されている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

大学院の充実と将来の発展について、平成19年度に薬学部を開設したことに伴い、将来大学院薬学研究科の開設が考えられる。歯学、医学及び薬学の各領域は関連が深いことから、将来的には歯学及び医学に薬学を加えた総合研究

科への移行（統合）を図るべきであり，大学院生の研究（専攻）のニーズに合わせ新しい専攻科目の創設も視野におくべきである．このことにより，教科（カリキュラム）の整備，学則及び学位規程の追加改定等整備が求められる．今後，事務局において企画・立案機能の充実に向けた方策の検討が必要となる．また，関係業務の増加から大学院専従の事務員を配置すると共に人材の育成が肝要である．

5) スタッフ・ディベロップメント (SD)

① 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

〔到達目標〕

SD等を通じて、近年のめまぐるしく変化する社会情勢、教育改革、医療制度改革に対応できる人員の育成を図る。

〔現状説明〕

本学では、様々な社会情勢の変化に対応するため、平成17年度より採用後の年数、役職毎に対象者を定めてそれぞれの段階にあわせた研修を開始した。それまでは、学外の機関で開催する研修会への参加または新入職員や学務系の事務職員に限定した研修の実施のみであったが、事務職員のさらなるレベルアップのため、外部講師や役職者による研修の充実を図ったものである。

これらSDの開催は毎年の実施状況をみながら、研修内容の検証を行い今後の人材育成の基礎を固める体制を整備している。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

SDが継続的な形で整備されたことは、今後の事務組織の能力向上に繋がることとなり社会情勢に即応した体制が徐々に固められていくものと考えている。

しかしながら、一部ではSDが行われていたものの事務局全体としては、いまだ少し早い時期から開始すべきであった観は否めないと考えている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

今後も、SDのさらなる充実と実施効果の向上を図り事務組織としての体制整備に努める方針である。

10 施設・設備

大学

1) 施設・設備等の整備

- ① 大学・学部，大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 261
- ② 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況 263

2) キャンパス・アメニティ等

- ① キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況 264
- ② 「学生のための生活の場」の整備状況 264
- ③ 大学周辺の「環境」への配慮の状況 265

3) 利用上の配慮

- ① 施設・設備面における障がい者への配慮の状況 267
- ② キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況 267

4) 組織・管理体制

- ① 施設・設備等を維持管理するための責任体制の確立状況 268
- ② 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況 268

医学部

1) 施設・設備等の整備

- ① 大学・学部，大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 270
- ② 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況 271

2) キャンパス・アメニティ等

- ① キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況 272
- ② 「学生のための生活の場」の整備状況 272
- ③ 大学周辺の「環境」への配慮の状況 273

4) 組織・管理体制

- ① 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況 275

歯学部

1) 施設・設備等の整備

- ① 大学・学部，大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 276

4) 組織・管理体制

- ① 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況 277
- ② 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況 277

薬学部

1) 施設・設備等の整備

- ① 大学・学部，大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 278
- ② 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況 278

2) キャンパス・アメニティ等

- ① キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況 280
- ② 「学生のための生活の場」の整備状況 280
- ③ 大学周辺の「環境」への配慮の状況 280

3) 利用上の配慮

- ① 施設・設備面における障がい者への配慮の状況 281
- ② キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況 281

4) 組織・管理体制

- ① 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況 282
- ② 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況 282

10 施設・設備

《大学》

1) 施設・設備等の整備

① 大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

〔到達目標〕

本学では、学生がのびのびと学習・課外活動に取り組めるとともに、充実した教育設備を整備することで、学力の向上のみでなく全人教育を可能ならしめる学習環境の実現を目指している。

〔現状説明〕

本学は、内丸キャンパス、矢巾キャンパス、本町キャンパスに校舎等の施設があり、盛岡市内と郊外の二ヶ所に運動場、附属花巻温泉病院がある。

また、現在大学移転が進行しており、盛岡市近郊の矢巾地区に平成19年度より薬学部と共通教育センター（医・歯・薬学部の1学年担当）が開設された。校地面積は、本部地区が27,849.71㎡、矢巾地区182,201.44㎡、運動場が79,835.45㎡、花巻温泉病院が13,122.43㎡である。その他本町地区等の施設を含めた全体の校地面積は373,190.78㎡となり、設置基準上必要な校地面積は19,200㎡となるので数値的に問題はない。校舎面積については、本部地区107,124.16㎡、矢巾地区44,535.01㎡、花巻6,475.95㎡等であり、全体では180,556.16㎡となっている。校舎の設置基準上必要な面積は69,361.2㎡となっており、こちらも数値的な問題はない。

内丸キャンパスの施設は、医学部、歯学部、60周年記念館、病院、図書館、高度救命救急センター、循環器医療センター、動物実験施設、共同研究施設等である。学生の厚生施設としては、本町キャンパスに体育館（柔剣道場・卓球場含む）、学友会館（部室、集会室等）、テニスコート、弓道場が、内丸キャンパスには、学友会室、学生控室、書籍文具店、学生食堂、売店等がある。矢巾キャンパスには、薬学部、共通教育センター、図書館分館、研究施設があり、厚生施設としては書店、売店、食堂、体育館（柔剣道場・トレーニングジム含）、テニスコート、サッカー場を整備している。この他に緑が丘地区にラグビー・サッカー場、テニスコート、野球場、アーチェリー場、上田地区に馬場、雫石地区に野球場を整備している。

その他、研究施設として、滝沢地区にサイクロトロンセンター・超高磁場 MRI 研究施設がある。

なお、主要な施設の使用区分等については（表1）のとおりである。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

講義室等、教務関連施設・設備については、各学部の教授会、教務委員会において検討し、時代のニーズに答え得るよう改装、更新、を実施しており、すべての設備が最新とはいかないまでも、必要最低限の環境は備えるべく努めている。

現在進行中の総合移転計画により、矢巾キャンパスが整備されたことにより学修環境が大幅に改善されつつある。

研究施設についても、ハイテクリサーチセンター等の整備により拡充されてきているが、スペース的にはほぼ限界にきているのが現状である。この点についても移転計画の中で改善する方向で検討されている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

矢巾キャンパスの整備により、学内環境は改善が進んでおり、今後移転計画を推進することで施設・設備のさらな

る充実を図っていく方針である。

敷地

表 1

地区名	用途	面積 (㎡)
内丸	本部・医学部・附属病院・高度救命救急センター	19,323.32
中央通一丁目	医学部・歯学部・附属病院歯科医療センター・附属循環器医療センター	8,526.39
本町通三丁目	旧教養部・学友会館・駐車場	28,039.40
箱清水一丁目		
録が丘二丁目	運動場 (野球・サッカー・ラグビー)	79,666.08
雫石町仁佐瀬		
上田二丁目	馬場・文書庫・職員アパート・学生寮 (四端塾)	14,850.27
本町通一丁目	看護師宿舎(木の花会館)	1,144.64
上田三丁目	学生寮(第二医大寮)	530.83
大沢川原三丁目	職員住宅	1,449.63
前九年三丁目		19,946.09
花巻市台	附属花巻温泉病院	13,121.69
花巻市湯本		
雫石町網張		3,456.00
八幡平市松尾寄木		935.00
矢巾町	薬学部・共通教育センター・学生寮 (ドミトリー・圭友館)・多目的グラウンド	182,201.44
計		373,190.78

建物

1・8号館	本部・医学部	2,250.92
2号館	医学部	4,826.34
3・4・5号館	医学部(5号館一部歯学部)	7,356.05
6・7号館	附属病院	13,882.63
9・10・11号館	医学部・附属病院・地下駐車場	22,606.86
東病棟	附属病院・高度救命救急センター	14,181.38
創立60周年記念館	医学部・歯学部・附属循環器医療センター	17,547.97
歯学部校舎	歯学部・附属病院歯科医療センター	16,919.83
薬学部・共通教育センター校舎	図書館分館・体育館を含む	36,227.33
附属花巻温泉病院	附属病院・職員住宅	6,475.95
旧教養部校舎	体育館を含む	9,416.86
図書館		3,545.43
第二体育館		1,015.84
学友会館		3,394.40
文書庫		2,050.91
先端医療研究センター	超高磁場MRI研究施設	558.91
ドミトリー・圭友館	学生寮	8,307.68
第二医大寮	学生寮	278.07
四端塾	学生寮	626.53
職員住宅	アパート3棟	2,701.37
	住宅4戸	315.62
木の花会館	看護師宿舎	4,006.75
旧看護師宿舎		654.60
その他		1,407.93
計		180,556.16

② 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

〔到達目標〕

近年の教育改革において重要視されてきた、情報機器の整備ならびに有効な利用システムの構築を目指している。

〔現状説明〕

本学では、図書館内に情報教室を設置し、パソコンを常備して講義に使用している。また、随時、学生の申し込みにも応じている。問題解決型学習（PBL）用に一部の教室にインターネットの回線を設置し授業に使用している。スタディールームにもインターネットの回線を設置し、学生が自由に使用できる環境になっている。

この他、各学部において、教授会、教務委員会でそれぞれの教育目的に沿って、各種機器の導入を検討し、逐次教育の改善を図っている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

IT 機器・設備の整備については、予算の関係もあり逐次行っているが、いまだ充分とは言えない状況である。現在、進行中の総合移転計画の中で学内全般の状況により、今後の情報機器の整備を検討し実施している。

2) キャンパス・アメニティ等

① キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

〔到達目標〕

本学では、キャンパスの狭隘化が原因となり、学生の福利厚生施設の改善に着手することが困難であった。近年、高校の進路指導においても重要視されてきている、キャンパスアメニティの充実を図るべく、現在進行している総合移転計画において検討事項に盛り込み、学生にとって魅力のあるキャンパス作りを目指している。

〔現状説明〕

学生生活を直接支援する機関としては、学生部を設置している。学生部は、学生部長1名、学生副部長3名で構成され、月一回学生部長会議を開催し、学内環境等の諸条件を調整し、学生が快適なキャンパスライフを送れるよう支援にあたっている。学生部長、副部長の他事務局としては学務課が学生部を支援し、医・歯学部各教務課ならびに矢巾キャンパス事務室は学生に対する直接の窓口となり、様々な問題に対処している。また、この他に健康管理センターにおいては、学生の健康問題を中心とした学内環境の整備につとめている。

学生の組織としては、学友会があり、総務局委員長が中心となって大学側との連絡・調整を行い、学生の課外活動が円滑に行われるよう努めている。

現在のキャンパスでは、狭隘なため十分なキャンパスアメニティの向上を図るのは困難となっており、総合移転計画の進展によって学生の生活環境は徐々に好転してきている。学生部、健康管理センターでは、学生に対するアンケート調査の実施、学友会やクラス委員との意見交換など移転計画等に学生の要望を反映させ、より快適な学修環境を整えるべく努力している。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

学生からの要望・意見等は、学生部長をはじめ、クラス担任、健康管理センターなど様々なルートから学生部へ入ってきている。また、総務局委員長と学務課とは連絡を緊密に保っており、概ねは学生の声を把握している。各種要望については、学務課等で事実確認、検討の上、随時対応している。

しかしながら、移転計画の進行中ということもあり、必ずしも学生の要望に応えられないケースも多く、学生部においてもその対応に苦慮しているところである。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

現状のシステムは学生の要望を把握するという面では、概ね良好に機能していると考えられるが、その要望を実現するには移転計画のさらなる進行を待たなければならない。今後、移転計画の進展に学生の要望を盛り込んでいけるよう、学生部の教員組織、事務組織の改変により学生支援システムの向上を図るべく検討中である。

② 「学生のための生活の場」の整備状況

〔到達目標〕

前項と同様

〔現状説明〕

内丸キャンパスは、市街地の中心部に位置するという立地条件もあり、キャンパスが狭隘であり、学生の憩えるスペースを大きくとることができない。それでも、図書館、60周年記念館、講義室周辺には、多少のスペースを確保し、

学生の憩いのスポットとして提供している。また、内丸キャンパスには、食堂3箇所、売店2箇所、書店1箇所が整備されている。

矢巾キャンパスには食堂1箇所、売店1箇所、書店1箇所がある。内丸キャンパスに比較すると校地面積も広く、学生が自由に利用できる空間が確保されている。

学生の課外活動の拠点として本町キャンパスに学友会館がある。ここには、各クラブの部室、集会室、トレーニング室等が整備されている。体育施設としては、第一体育館（バスケットボール、バレーボール等）、第二体育館（柔剣道場等）、テニスコート、弓道場、緑が丘地区に野球場、サッカー・ラグビー場、アーチェリー場、テニスコート、上田地区に馬場、雫石地区に野球場が整備されている。矢巾キャンパスには体育館（柔剣道場含）、部室（体育館内）、テニスコート、サッカー場、ゴルフ練習場、トレーニングジムが整備されている。

学生寮は矢巾キャンパスに一箇所（個室234室、1学年を対象）、上田地区に硬式野球部の自治寮（個室18室）が一箇所、一般学生用が1箇所（個室14室）整備されている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

学友会館は、部室として24室、集会室1室、ミーティングルーム2室がある。部室については、現在学友会には45以上の団体が所属しており、一部共同使用などの対応もしているが、不足しているのが現状である。このため、現在計画中の移転計画では、段階的に部室並びに学生の課外活動施設を整備していくことを検討中である。なお、矢巾キャンパスの体育館内に部室14室を整備し補完している。

既存の体育館は、老朽化が著しく補修しながら使用している状況である。これについては、新体育館が矢巾キャンパスに建設され、既述の部室等の整備と共に整備されている。

〔改善方策（点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策）〕

課外活動用の施設は、現状ではキャンパス間の移動時間の問題もあり、学生にとっては、不便なものとなっている。一部シャトルバスの運行も実施しているが充分ではなく、この問題は、多額の資金を要することから改善は容易なことではないが、今後、移転計画の用地取得の状況を見ながら運動場の整備も含め、検討している。

この他、各学部においても、学生のためのスペースを確保するべく努力をしているが、矢巾キャンパスを除くと決して充分とは言えず、今後移転計画の進捗状況を見ながら学生ホール、控室等の学生専用施設のさらなる充実を図るべく検討中である。

③ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

〔到達目標〕

本学では、大学として、また医療系総合大学として近隣住民との様々な接触が考えられることから、学生の課外活動や研究活動に伴う弊害が学外に及ばないよう対策を講ずる責任があるため、常に法に合った適切な体制整備を図っている。

〔現状説明〕

医療系総合大学という性格上、様々な教育・研究活動の結果、環境汚染を引き起こすおそれがあることから、環境汚染問題の未然の防止と、環境保全のため、平成8年に環境保全委員会を設置し、以下の項目に関わることに対処している。

- 1) 大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音を生じるもの
- 2) 劇毒物、特定化学物質、有機溶剤、その他の有害物質とその廃棄物
- 3) 事業系一般廃棄物、産業廃棄物、感染性廃棄物

これらの管理のために、教員、看護師、薬剤師、技術系職員など各職種からなる有害物質管理部、廃棄物管理部

会を設置している。これら管理部会では、試薬管理マニュアル・廃棄物管理マニュアルを作成・周知し、各部署に管理責任者を置き、安全かつ適正な管理・処理を行うべく努めている。

有害物質の廃棄に関しては、担当である庶務課が、排水の測定監視、実験廃液等の処理に当たっている。感染性廃棄物、その他の廃棄物に関しても、庶務課が担当しており、廃棄物管理マニュアルに基づき、廃棄物の分別・減量化を適正に処理している。

なお、実験廃液ならびに廃棄物全般の処理は、全て専門の許可業者に委託しており、自家処理は行っていない。

RI 研究室に関しては、放射線障害防止法第13条「使用施設等の基準適合義務」と本学の「放射線障害予防規程」に基づき施設の点検を毎月定期的に実施・記録している。

学生の課外活動用のグラウンド、野球場については、学生部（学務課）の管理のもと、定期的または随時に草刈、害虫駆除等を実施し近隣住民に迷惑がかからないよう配慮している。

その他の近隣住民からの苦情等については、企画課、学務課を中心として対処している。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

有害物質管理部会では、試薬の安全管理を目的としており、購入から廃棄まで一貫して管理するシステムを稼働させ、試薬の保有状況の把握をし、安全な管理がなされている。

廃棄物管理部会では、各部署の管理責任者等への啓蒙や分別状況の定期的な立ち入り指導により、特に感染性廃物の適正な分別と減量に成果をあげている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

教育・研究に伴い発生する有害物質に係る廃液や廃棄物処理に関しては、現在、きわめて良好なシステムが構築されており、特に問題は発生していない。今後もこのシステムをさらに発展させるとともに法に則した体制維持を図る方針である。

3) 利用上の配慮

① 施設・設備面における障害者への配慮の状況

〔到達目標〕

〔現状説明〕

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策, 問題点を解決していくための方策)〕

本学には、障害を持つ学生がいないこともあり、学内で特に問題が発生したことはないが、段差がある場所にスロープや昇降機を設置するなど順次改修を行っている。現状で充分とはいえないが、車椅子等による全学の移動は可能である。

また、隣接の附属病院では、障害者用のトイレ・駐車場の設置等設備の充実を図っており、十分な対応が図られている。

施設の更新や、新規の計画時には、障害者用エレベーターを設置するなど、障害者への配慮を盛り込んで実施しており、概ねは整備されているものと考えている。

矢巾キャンパスにおいては、障害者への配慮が充分盛り込まれた設計となっており、特に問題はない。

② キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

〔到達目標〕

本学では、総合移転計画の進行に伴い、矢巾キャンパスが開設となり、同キャンパスと内丸・本町キャンパス間(11km)との移動が困難となったため、学生・教職員の移動が安全かつ容易に行えるよう、移転計画の進捗状況に合わせて体制の整備を進めていく方針で対応している。

〔現状説明〕

現在は、定期的にシャトルバスを運行しており、学生の課外活動時の移動にも配慮して夜間運行も行っている。この他、教職員用には別途乗用車を大学で用意し、必要に応じて利用可能となっている。

また、公共の交通機関にも働きかけており、バスの運行等も学生数の増加に伴い配慮していただいている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

シャトルバスの運行本数を増加するなど、大学として極力努力しているところであり、かなり改善されてきている。しかし、実状としては、学生数の増加や大学の予算的な面もあり、全学生が満足するに至ってはいない。原因としては、課外活動の時間帯が異なることや活動場所の地理的要因があるが、大学としてどこまで支援が必要であるかを含め今後の課題と考えている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策, 問題点を解決していくための方策)〕

学生とは、学友会を中心として会合やアンケート調査を行い実態の把握に努めており、これをもとにシャトルバスの増便や試験運行を実施している。今後もこれらの活動を継続して行い、完成年度に向けて方策を検討している。

4) 組織・管理体制

- ① 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況
- ② 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

〔到達目標〕

本学では、施設・設備の管理が円滑に行なわれ、学生・教職員が安全・快適に学業・業務に取り組めるような環境を維持するための有効な組織体制の整備を目指している。

〔現状説明〕

大学全体の施設・設備の維持管理は施設課が主管課であり、年次計画に基づき、管理・保守点検を実施している。また、法定による消防設備等の点検・検査報告についても委託施設課が担当し、厳格に実施している。

日常の施設の修繕や保守等についても各課の申請により施設課が行っている、この他施設課の定期点検を実施し不具合があれば対処している。また、法定等による管理上必要な各種規程を整備している。

清掃関係は庶務課が主管しており、庶務課の管理のもとで委託業者が年間を通して実施している。各種の申請に基づき臨時清掃も行っている。

防火防災については、部門毎に年間計6回の防火防災訓練を実施している。防犯関係については、日中は庶務課の監視員が全学を巡視している。夜間は委託の警備員が警備している。また、出入口等要所には防犯カメラを設置している。法定による消火器等の点検、報告は庶務課の管理のもと厳格に実施している。

教室関係の設備・機器の管理については、各学部教務課が担当し、おもに課外活動で使用するグラウンド関連施設・設備については、学務課が管理を担当している。共同研究部門の設備・機器等の管理は研究助成課が担当している。これら担当課では、必要に応じて施設課や庶務課と連携しながら管理にあたっている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

施設課では、点検・修繕作業等の実施状況や進捗状況を日報形式で報告させ詳細に把握し、適切な管理をしている。また、施設の老朽化がかなり進んでいるため、必要に応じて委託業者と詳細な打合せや対策会議を実施している。夜間休日の体制として、委託業者が年間を通して宿直待機しており、専門技術を要するような緊急時には、連絡網により、大学担当職員が、迅速に対処できる体制となっている。光熱費のコスト削減については、あらゆる機会をとらえて職員に啓蒙を行っている。

環境に係る廃棄物は、マニュアルによる分別の徹底と各所属に責任者を配置し、分別等の指導を行っている。清掃についても各エリアにリーダーを配置し、緊急の要請等にも対応している。清掃関係は化学製品の導入によりコスト削減と合理化が進んでいる。病院においては看護師長が点検している。庶務課担当職員も月一回各部門を回り、清掃および廃棄物分別等の指導を行っている。

消防訓練は、1・2年の学部学生全員参加を含め、外来・病棟等各部門別に年間に6箇所を実施し、訓練時には消防署に依頼し、指導も受けている。訓練は病棟においては看護師、事務局、医師も参加し、地震や夜間も想定して実施している。

夜間警備は巡回時間経路については巡回方法に日々変化を取り入れて実施している。病院施設を中心に夜間も出入りがあるため、できるだけ全学の出入口を最低限の数として対処している。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

全般的な管理体制は概ね整っているものと考えているが、現在進行中の移転計画の進行に合わせて現存の施設の管理（衛生、環境、防災、防火、防犯）体制の再構築を順次行っている。これには、移転に伴い使用目的が変更された施

設についての取扱を含めて、移転計画担当事務局を中心に各部門間で検討し対処している。

医学部

1) 施設・設備等の整備

① 大学・学部，大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

〔現状の説明〕

医学部の教育施設は，第1学年は盛岡市近郊の共通教育センター矢巾キャンパス(矢巾町通・・・)，第2-第6学年は医学部キャンパス（内丸地区）と二つに分かれている。

医学部キャンパスの講義室は，収容人員104-120人が3室，129-132人が1室，220人収容が1室の計5室，学生実験実習室は収容人員120人が4室，解剖実習1室の計4室，そのほか情報処理教室1室，演習室23室，学生演習室22室(45人収容)を整備している。

医学部キャンパスにおける教育用施設の学生1人当たりの占有面積は，講義室2.39㎡，学生実習室3.61㎡，情報処理教室0.32㎡，演習室2.33㎡，学生自習室0.19㎡となっている。これらの施設は冷暖房設備，教育用視聴覚機器等の設備を完備している。また，卒前教育の施設として岩手医科大学附属病院(1,087床)，附属循環器医療センター(115床)，附属花巻温泉病院(150床)等の臨床実習施設を備えている。

設備関係においても十分な教育効果が挙げられるよう，毎年度，教務委員会の議を経て視聴覚機器・備品等の一層の整備を行っている。

大学院医学研究科の施設，設備については，大部分が医学部と共用となっている。

〔点検と評価〕〔長所と問題点〕

大学設置基準では，研究室，教室等の備えるべき施設基準が設けられており，その基準を満たしていることは評価できる。但し，医学部の教育用施設（2号館，3・4号館，5号館，臨床講堂）は築後20年以上経過しており，学内施設の中でも老朽化・狭隘化は著しい。

個々の施設について検証すると，講義室は5室備えているが全て大人数を収容する形態の教室であり，カリキュラムに盛り込まれている小人数グループ授業の実施にはそぐわない。また，進級試験，卒業試験時期になると教室が不足する状況がみられる。実習室については，解剖学実習室を含めて5室備えており，効率的に運用されている。

近年の情報化に対応すべく平成10年度に情報処理教室1室を設け，歯学部と共用で運用していることは評価できるが，スペースとしては不十分である。

演習室については学部と大学院の共用となっており，効率よく有効利用されている。学生自習室は図書館内に設けられているが歯学部，大学院との共用のため教室が不足している。

次年度より医学部入学者定員が110人前後に増員予定であり，上記の教育スペースがさらに狭隘する可能性がある。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

大学施設は全般的に老朽化が著しく，大半が改築，改修あるいは新築を迫られている。その中でも医学部教育用施設，学生厚生施設（学生寮）は，老朽化，狭隘化が顕著であり，大学運営の基本に関わる問題として教育施設の移転を含め，中長期のビジョンを打ち立てる必要がある。

また，教育・研究用設備については大学独自の財政による整備は勿論，国庫補助等の有効利用により，最新のマルチメディア化に対応できる機器の更新，情報化に対応した講義室とするため学術LAN等の情報関連設備の整備を図る。

しかし，盛岡市近郊の矢巾地区に5万6千坪の用地取得とともに大学移転が決定し，平成19年度に医学部1学年用

の講義室、実習室およびその備品機器が新築された。また、学生寮や運動場なども建設された。しかし、2 学年以降の教育施設など、より大きな施設設備の改善が見込まれる。

② 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

〔現状の説明〕

本学では「学内LANシステム」で教育を行っている。「学内LAN システム」はPC (Windows 98) 100台、プリンター 6 台、ビデオ・教材提示装置、液晶プロジェクターで構成されている。また、この教育のため情報処理教室 1 室、インターネットに接続が可能な実習室 1 室と、スタディールーム (図書館) 17 室を整備している。また、各講義室にはコンピュータと接続可能なOHPが設置されている。情報処理室にはコンピュータ 50 台が設置され、学内LANを経由して随時図書館やインターネットにアクセス可能となっている。さらに、この教室は共用試験の際もここで行われる。機器のメンテナンスについては、保守契約に基づき専門業者が定期的に実施して機器の保守を行っている。

〔点検と評価〕〔長所と問題点〕

学内LANシステムには学生がパスワード入力で学外からも閲覧可能な学生用の学事予定や講義予定の掲示システムと自学自習が可能なe-ラーニングシステムを構築しているなど、主にリテラシー教育に使用しその役割を充分果たしていると考えるが、画像を扱う様な授業に対してはハードウェアの性能不足が見られる。現在、このシステムで全国共用試験 (CBT) の本格的運用が行われているが、時折フリーズする場合があるなど性能が不足している。学内LANシステムは現在自学自習の支援をカバーしており評価されるが、レポート作成、チュートリアル教育での資料・文献検索等でさらなる効果を発揮させるためには開放型LANの開設が望まれる。しかし、システムの性格上管理が煩雑となり、各PCの使用環境を保持するのに多大な労力を要すると予測される。高速LANを介したマルチメディアによる医療画像、医療行為や診察技法、診察カルテ記載法、危機管理などについて学習・理解することは、医学生のみならず研修医あるいはコメディカル分野でも極めて有効な学習手段の一つである。しかし現時点ではこれらの教育用マルチメディア教材は無いに等しく、本学教育システムの IT 化は遅れていると言わざるを得ない。

講義室・実習室のスライドプロジェクター、OHP等の視聴覚設備面および学生用のコンピュータは、年々整備と点検が実施されてはいるものの財政面から整備が遅れている面が見受けられる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

- 1) 近い将来、教育方法はリテラシー教育重視からPC を用いる教育形態に移行することが十分に予測される。また CBTの本格運用とともに、医用情報室を中心に、次期システムを検討中である。
- 2) 開放型LAN の開設を計画し、自学自習、特にチュートリアル教育向けの資料提供環境のさらなる強化を進めるべきである。またPCの安定性に対して保護機能を強化する必要がある。更に、リテラシー教育を通じて各学生の PC 使用スキルの向上を図ることも考えている。
- 3) インターネットの利用頻度は年々増加傾向にあり、かつ高速ブロードバンドが主流になって行く事は明白である。大学としての利用密度の高さ、および高速になる程大容量メディアを利用しやすくなり教育効果が増大する事を考えれば、現時点での通信速度は不足であり回線の高速化を望みたい。
- 4) マルチメディア教材を作成かつ使用できる環境作りが必要である。

2) キャンパス・アメニティ等

① キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

〔現状の説明〕

本学では学生の生活に関する諸問題の相談や解決にあたるため学生部長がおかれ、教養部、歯学部および学生自治組織である学友会と緊密な連携を取っている。さらに、場合によってはクラス担任、父兄会とも連携をとって学生の生活に関する問題の解決にあたっている。毎教授会で学生の生活に関する諸問題が報告され、必要に応じて教務委員会や教授会で審議される。学生部長は教授会で選出し3年任期制である。学生自身の自治会組織として開学以来「学友会」が組織され、医師を目指す学生の生活向上を図るため様々な活動を行っている。大学当局に対しても学生部と緊密な連絡体制を持ち学生側の要求事項を提言している。

医学部キャンパスは学生食堂・学生控室、書店、学生自治会室が設けられており、長田町地区には文化局、体育局所属の部室を配置した学友会館を設けている。運動場としては長田町地区に第一体育館と第二体育館を有し、緑が丘地区に野球、サッカー、ラグビー、テニスコートなどの運動施設並びに郊外の雫石地区に野球場を備えている。さらに、矢巾地区にも同様の運動場と体育館を備えている。

〔点検と評価〕〔長所と問題点〕

本学のキャンパスは毎年施設・設備の拡充を図っていることは評価できる。内丸地区キャンパスは盛岡駅より徒歩15分で周囲の環境も良い。しかし、施設全体が狭隘で学生福利厚生施設も十分なスペースを確保できていない。特に、学生専用ロッカー室は低学年用および6学年用女子ロッカー室が設けられているだけであり、設備が不十分である。また、運動場は遠隔地にあり、利用者にとっては不便である。さらに、医学部1年生は矢巾キャンパスに2年生以上は内丸地区で学んでおり、クラブ活動のたびに矢巾地区と内丸地区の往復を強いられる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

短期的展望として、医学・医療を取り巻く社会情勢が厳しさを増している折、単に施設の拡充を諮るだけでなく現有施設・設備の効率的な活用を心掛けることによって着実に発展することが大事ではないかと考える。長期的展望として、共通教育センターの矢巾移転に伴い、学生寮や運動場なども集約された場所に建設されたが、これらのスクールバスなど移動手段の改善が見込まれる。

② 「学生のための生活の場」の整備状況

〔現状の説明〕

各学年用の講義室は、年次計画に基づいて、ハード・ソフト両面に渡って整備を行っている。チュートリアル教育の導入に伴いチュートリアル室を図書館、共通教育センターあるいは基礎科目実習室に設けた。また共通教育センターの情報教室にはパーソナルコンピュータ50台が設置され全国共用試験にも使用される。OSCEは4学年と5学年の進級試験として創立60周年記念館研修室で行われる。各学年を通じて自習室(グループ学習用、個人学習用)を図書館に設け、夜間10時まで開放している。第6学年のグループ学習用として臨床講堂と図書館内スタディールームの個室(5-6人用)を24時まで開放している。これらに伴い図書館の開館時間も午後10時まで延長している。その他、学生専用コンピュータ室など学生が学習しやすい環境の整備に努めている。

課外活動施設としては、前述の緑が丘グラウンドの他、長田町第1体育館、第2体育館、テニスコート、弓道場、学友会室、上田馬場を整備し、また新設の矢巾地区には各種運動場が整備され、多くの運動クラブや文化クラブが利用している。また自治会活動を援助する為に学生専用の自治会室(学友会室)、女子ロッカールーム室等を設置してい

る。これらは学生会の自主運営であるが、管理・運営に関しては教職員も参与する。尚、学生の課外活動予算は学生会費、学生厚生費、父兄会援助費から成る。飲食施設としては内丸地区と矢巾キャンパスに業者委託の食堂計3店舗、売店、自動販売機などを設置している。自転車通学者には無料駐輪場を設置してある。

〔点検と評価〕〔将来の改善・改革に向けた方策〕〔長所と問題点〕

教育関連施設の整備としては今後、クリニカル・クラークシップに必要な臨床技能を高める為のOSCE室および全国共用試験の為のコンピュータ施設を更に使用しやすいように整備する必要があるが、一方では、現有の施設を有効活用する為に多目的使用に耐えるべく改修すべきである。尚、情報教室のコンピュータの管理は事務職員に頼っているので、メンテナンスや相談指導にあたる専門的なポストを設ける必要がある。課外活動施設については、さらにその充実・拡充を目指したい。また上田馬場においては設備が甚だしく老朽化かつ未整備の部分が多く、早急な整備が必要である。その他、自治会活動の一環として、学生がリラックスできる場所、すなわち、談話室、学生ホールの様な学生専用施設を確保する必要があると考える。

③ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

(通行・駐車・建造物に関わる地域住民への配慮)

〔現状の説明〕〔点検と評価〕

大学周辺の環境への配慮として、自動車の不法駐車対策を積極的に行っている。外部の委託業者によりガードマンを常時配置し、交通整理、駐車場整理や不法駐車への対応を行っている。大学周辺の清掃等にも注意を払っている。緑が丘グラウンドが住宅地に立地する為、夜間照明や騒音による近隣地区への環境問題を考慮する必要がある。一方、学生の多くが同じ地区のアパート等に居住し、飲食・購買等、地域住民と生活を共にする互恵関係にある。従って、地域住民との話し合いを積極的に行い、市の祭りに参加するなど近隣との良好な関係を維持する様に大学を挙げて対応している。また、矢巾キャンパスと学生寮は田園地帯に存在するが、学生の喫煙吸い殻の始末に対する苦情と学生寮の寮生の騒音に対する苦情が地域住民から寄せられたことがある。学生に対するマナー教育とともに地域住民を大学に招き市民公開講座を開催するなど地域住民との懇親を深める努力をしていることは評価に値する。

(廃液・廃物等に関わる地域住民への配慮)

〔現状の説明〕

大学・研究施設はその位置する地域の環境保全に尽力し、地域住民や自治体におけるより良い生活環境の保持・増進に協力することは公害被害(環境汚染・破壊による健康被害)を経験している我が国において当然のことである。その為、教育・研究活動に伴って不可避免的に生ずる有害物含有廃液を一般の生活環境にそのままの形で直接放出することは法律的にも許されないことである。

従って、本学は教育・研究活動で生じた有害廃液の処理については「排出者責任の原則」のもとに積極的に対処している。具体的には、本学の各職域に毒物・廃液責任者を決め、廃液処理施設の管理・運営を行っており、種々の課題について検討すると共に有害廃液の分別貯溜と保管・管理を指導・監督している。衛生学公衆衛生学講座が中心となり「廃液搬入マニュアル」を作成して全部署に配布し、廃液の貯溜・保管を含めた具体的な取り扱い方の周知徹底を図っている。尚、定期的な排水モニタリングも専門職員が行っている。有機廃液は従来当施設の焼却炉で処理して来たが、ダイオキシン発生が社会問題化したのを受けて、学内および周辺地域の環境保全の為に現在は焼却処理を中止し法定認可業者に処理を依頼している。難燃性のホルマリン水溶液は当初より法定認可業者に処理を依頼している。更に、学部学生に対する社会医学教育の一環として廃液処理の実際について実習を行っている。

〔点検と評価〕〔将来の改善・改革に向けた方策〕

廃液処理について盛岡市当局から改善を命じられる様な重大問題は発生していない。従って、水質汚濁防止法に基

づく行政上の排水基準を満たした廃液処理を今日まで行って来たと評価できる。このことは同時に、学内的にも教職員を始め大学院生に対して行ってきた廃液貯溜・保管に関する講習会、学生に対する講義・実習が有意義であることを示しており、今後も継続して一層の徹底を図ることが肝要である。また随時排水基準に追加される化学物質についても対応して行く所存である。一方、付属病院の一部の建材に石綿が使用されていたことから、学生や入院患者の健康管理面からこれを改修除去作業が行われたことは評価できる。しかし、解剖実習室の空气中ホルマリン濃度は現在の換気能力では限界であり、抜本的改善が望まれる。

4) 組織・管理体制

① 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

〔現状の説明〕

医学部では、施設・設備等を維持管理するための専門の委員会等は設けられていないが、講義室・実習室等の教育用施設の整備や機器の整備・管理に関しては教務委員会を中心に毎年度整備計画を立案し、医学部教務課が実際の管理、運営を行い、教材の補充などを行っている。基礎系実習室については設備面は医学部教務課が行い、実際の授業に関する管理は当該実習室の使用講座の授業担当者が行っている。

〔点検と評価〕〔長所と問題点〕

講義室・実習室等の整備について、医学部教務委員会において毎年計画を立案し、最新の機器の導入を図ったり、保守契約よりその整備・維持を図っていることは評価できる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

現状では、専門の検討機関を設けていないため、医学部教務委員会が中心になって設備・機器の整備を図っているが、今後は、学生や教員の意見や評価などを取り入れて改善できるような体制作りが必要である。

歯学部

1) 施設・設備等の整備

① 大学・学部・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

〔現状の説明〕

歯学部の教育施設としては、講義室 5 室、実習室 5 室（基礎系 3 室、臨床系 3 室、）、学生技工室 1 室、示説室 1 室及びセミナー室 3 室がある。医学部と共用の教育施設としては、情報教室 1 室、マルチメディア講義室 1 室、解剖学実習室 1 室及びスタディールーム 17 室がある。

講義室については、矢巾キャンパスで学ぶ第 1 学年を除く第 2 学年～第 6 学年に各 1 室が割り当てられており、その設備としては有線およびワイヤレスマイク、液晶プロジェクター、スライドプロジェクター、高輝度スクリーンを備えている。

実習室は、基礎系においては科目の特性に合わせ 3 室の実習室があり、1 実習室につき 2～5 科目が共用で使用していることから、使用時期が重複しないようにカリキュラム上の配慮をしている。

臨床系の実習室は、保存系実習室、補綴系実習室、重合冶金室および学生技工室（臨床実習用技工実習室）の 4 室を備えている。保存系実習室（保存系 2 科目・小児歯科および矯正歯科の実習で使用）及び補綴系実習室（補綴系 2 科目の実習で使用）は老朽化していたため平成 14 年度に 2 室とも全面更新した。平成 16 年度に新設した 3 階の臨床系基礎実習室は、LAN を利用した総合試験データベース自習システムを備えている。

また、示説室（最大 45 人収容）、第 1 セミナー室（最大 30 人収容）及び第 4 セミナー室（最大 18 人収容）の 3 室は、チュートリアル等少人数教育、症例検討会および研究セミナー等での使用頻度が高いが冷房設備がないことから、平成 17 年 6 月に冷房機を設置した。

〔点検と評価〕 〔長所と問題点〕

講義室には、各室に液晶プロジェクターを配置し、教育方法の改善が進んだ。

更新した臨床系実習室には LAN を配し、PC を搭載し高度に IT 化を図った実習機を導入し、デジタルコンテンツの実習教材を AV 管理室から学生側に配信するほか、学生側から教員側へのコミュニケーション機能を持っている。この双方向マルチメディア教育システムの導入により実習に必要なコンテンツを各学生にきめ細かに配信し効果的な実習デモンストレーションを行うことができるようになったほか、各学生の実習進行状況をモニターで把握でき、実習の効率が上がっている。

示説室、2 つのセミナー室の冷房設備設置は、学生及び指導教員からの要望を受け対応したものであり、夏季期間のチュートリアル教育等の実施、各種セミナー等開催に快適な環境を提供することとなり評価すべきである。

ただし、基礎系実習室の実習機、重合冶金室の重合機等は、長年の使用により故障頻度が増えてきており更新の必要がある。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

教育の場において、今後更に IT の高度化が進み、それに対応できるよう絶えず講義室の整備を進めていく必要がある。

実習室関連の備え付け装置（器具）は、とりわけ基礎実習室のエアガン・バキューム装置及び重合冶金室の重合槽等については長年の使用により破損および故障が多くなってきており、引き続き年次計画を立て更新を図っていきたい。

4) 組織・管理体制

① 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

〔現状の説明〕

施設・設備等を維持・管理するための役割・分担は本学の事務局分掌規程に明記されており、教務課及び施設課の責任体制は確立している。

とりわけ、講義室・実習室の教育用施設・設備は教務課が管轄し、光熱水関係は施設課があたっている。各施設の清掃については、外部委託の清掃業者が担当し、講義室は毎日、実習室・セミナーおよび示節室は定期的に行っている。基礎系および臨床系の各実習室は、いずれも複数の授業で共用し使用することから、授業時の主体的な管理は使用する授業担当者間で行っている。実習室付属設備については、故障等があれば教務課が納入業者に連絡して修理をしてもらうほか、実習室のタービン等については定期的に一斉点検を依頼している。

〔点検と評価〕 〔長所と問題点〕

講義室および実習室の維持管理面では、授業担当者と事務局との連携は良好である。法令上定期点検が定められている事項については履行しており、施設・設備の衛生面及び安全面は、適切に確保されており問題はない。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

講義室備え付けのマイク・ビデオプロジェクター、実習室備え付けのPC・サーバー等について、各機器が上手く作動しない等種々のトラブル（故障）が生じた場合、その都度教務課事務員が対応しているが、専門知識のない事務員には限界がある。今後、OA関係の専門知識のある専門技術員の配置が必要である。

② 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

〔現状の説明〕 〔点検・評価〕

施設・設備等の衛生・安全を確保するためのシステム上の分担は、本学の事務局分掌規程で明記されており、それぞれに機能している。

講義室等の各施設の清掃は、外部委託の清掃業者が担当し、講義室は毎日、実習室・セミナーおよび示説室は定期的に行っている。

歯学部全体の衛生面確保として、外部業者による全館のねずみ及び害虫防除を年2回実施している。

また、解剖実習室については、長年の使用によりホルマリン排出装置の排出能力低下および室内壁等にカビの付着が目立ち、平成14年度に同排出装置の改修工事および室内等のカビ取り・防カビ塗装を行った。

実習室の火気使用については、補綴系実習及び臨床実習の技工物等作成において備え付けのブンゼンバーナー・流蝕槽等を使用するが、担当教員から使用時・使用後の安全管理について十分な指導を行われており、問題はない。

各担当課がその業務を適切に遂行しており、施設の衛生面及び安全面は適切に確保されている。

薬学部

1) 施設・設備等の整備

- ① 大学・学部，大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ② 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

〔現状説明〕

薬学部は，紫波郡矢巾町西徳田の新キャンパスに設置された。矢巾キャンパスの敷地は，約18haと広大であり，今後さらに拡張予定である。

敷地内には動線の要となるキャンパスモール（地上4階建，延べ床面積6,800m²）を中心に講義・実習棟（地上4階建，延べ床面積9,200m²），研究棟（地上4階建，延べ床面積12,400m²），図書館・食堂棟（地上2階建，延べ床面積3,200m²）を枝状に配置し，体育館棟（地上3階建，延べ床面積3,800m²），1,000m²の薬草園，150台の駐車場を整備した。さらに町道を挟んで，234名収容の学生寮（地上5階建，延べ床面積8,300m²）を建設，テニスコート4面，運動場を整備した。

講義・実習棟には200人講義室を4室（4室とも液晶プロジェクター及び170インチの電動スクリーンを設置。併せてLAN対応の配線敷設），100人講義室を4室（4室とも液晶プロジェクター及び120インチの電動スクリーンを設置。2室はLAN対応の配線敷設），100人収容のマルチメディア教室を1室（液晶プロジェクター，120インチの電動スクリーン及びノート型パソコン100台を設置）設けた。

実習室は200人実習室を4室（パーティションで2分割使用可能）設置した。4室のうち1室は教養科目の実習で使用し，3室は，専門科目の実習に使用する。また，薬学実務実習室（模擬薬局）は，院外調剤室，病院薬局調剤室，病院薬局注射室，無菌室，TDM室，病院DI室，病棟サテライト，抗癌剤調製室及び模擬病室から構成している。

研究棟1階には500人分（10名×50室）のSGL（Small Group Learning）教室（全室LAN対応の配線敷設）を設け，外国語教育やPBL等のグループ学習に有効活用している。

研究棟は関連する分野を集中させた上に，共有研究スペースを設け，各講座間，さらに将来的な医学部・歯学部との密接な連携も視野に入れ，医療系総合大学として，よりダイナミックな教育・研究環境とした。各講座専用の教育・研究スペースは1講座当り200m²とし，共同研究を行えるよう3階・4階それぞれに419m²の共有研究スペースを設置した。教授には専用の教授室を，准教授，講師及び助手については各研究室内にスタッフルームを設けた。

図書館は，新キャンパスの中央に，採光に配慮したくつろげる空間として整備した。95,450冊分の開架書庫に加え，120誌分の新着雑誌架とそのブラウジングコーナー，視聴覚・マルチメディア資料と機器4台を備えたAVコーナーを設置している。また，蔵書検索，データベースによる文献検索用の情報端末を4台備えた検索コーナーの他，見晴らしの良い窓際を中心に136席の閲覧席を設置し，各席に情報コンセントを配備して，学術LANを介したネットワーク利用による主体的学習や教育研究の支援に供している。

旧教養部の図書館分館からは図書・雑誌・視聴覚資料40,000冊を移設し，特定分野への偏りがなく，薬学部の特色やカリキュラムを踏まえ，図書3,300冊，「Nature」，「Science」，「Journal of Pharmaceutical Sciences」，「The Annals of Pharmacotherapy」，「Annual Review of Pharmacology & Toxicology」等学術雑誌100誌（電子ジャーナル60誌を含む），視聴覚資料20点を整備した。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明を基づく）〕

〔改善方策（点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策，問題点を解決していくための方策）〕

薬学部の設置は，本学の総合移転整備計画の第一次事業であり，施設・設備においても，学年進行とともに年次的

段階的に整備・充実を図る計画となっている。設置認可時の計画に基づきながら、随時見直しを行い、最新の設備・機器備品を可能な限り前倒しに整備しており、教育・研究環境として申し分ない。

2) キャンパス・アメニティ等

- ① キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況
- ② 「学生のための生活の場」の整備状況
- ③ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

〔現状説明〕

薬学部教授会選出の薬学部学生部長が本学学生部に参画し、薬学部教員による薬学部学生会と有機的に連携し、学生生活の支援及び指導にあたっている。

矢巾キャンパスは東西の山並み、北西方向の岩手山、北東の姫神山への眺望を活かしながら敷地内にキャンパスグリーン、水辺空間とともに散策路を整備し、学習や研究の緊張をほぐす空間となっている。4層吹き抜けのキャンパスモールは、各棟を縦・横につなぐ移動の場としてばかりでなく、人の動きが見える賑わいとコミュニケーションスペースとなっている。研究棟1階には2つの学生ホールを設置し、講義棟1階から4階までの各階の随所にラウンジを設けたほか、講義棟の各階に自習コーナーを設け、学生が個別学習やグループ学習を行っている。キャンパスへの入退には、学生証と兼ねたIDカードを使用し、セキュリティにも配慮している。IDカードには電子マネーEdy機能を付加し、キャンパス内の食堂（400席）や売店、書店、自動販売機もキャッシュレス対応可能とした。

学生寮は、鉄筋5階建てで食堂、大浴場、プライベートシャワー、ランドリールーム、自動販売機、多目的ルーム等を備えている。全室個室となっており、床下冷暖房完備の部屋にはTV、冷蔵庫、ベッド、机、椅子、書棚、クローゼットが据え付けられている。12室単位で構成されるユニット制をとっており、共に学び、語らうコミュニケーションスペースを構成している。IDカードによる入退室管理、管理人の常駐、警備会社による巡視の実施等、セキュリティ対策も十分である。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明を基づく）〕

キャンパス内の食堂は、昼休みに学生が殺到し、常に混雑している。また、キャンパス内の売店の品揃えも決して十分ではない。学生寮では昼食を提供していないため、周辺の食堂や売店に移動するとなると、かなりの時間を要するため、検討が必要である。

キャンパス周辺の住宅事情や、通学に係る公共交通機関の利便性も十分とは言えない。

キャンパスは農地及び住宅地に囲まれており、用水路へのたばこの吸殻の投げ捨てや夜間の騒音、危険行為など周辺住民からの苦情も寄せられている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

学生生活の利便性向上を図るとともに、生活指導を強化しなければならない。矢巾キャンパスは敷地内全面禁煙としているが、一層の指導が必要である。また、学生寮は、全人教育実践の場として位置付けられているが、体系的な指導が明確となっていない。メンター制度も含め、検討が必要である。一方で、大学だけでは解決できない部分もあり、関係機関への働き掛けを継続して行わなければならない。

3) 利用上の配慮

- ① 施設・設備面における障がい者への配慮の状況
- ② キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

〔現状説明〕

矢巾キャンパスは、施設内に障がいを持つ方専用のトイレを用意しているほか、バリアフリーの構内に点字ブロックを敷設、エレベーターには点字案内を設けている。また、学生寮にも車いす対応の個室を2室設けている。駐車場(150台)は、障がいを持つ方専用で6台分を確保している。

矢巾キャンパスは盛岡市中心部の内丸キャンパスから約11km、車で約30分の位置にあるため、学生及び教員の教育研究活動に支障を来すことのないよう両キャンパス間に平日7往復、土曜日は1往復のシャトルバスを運行している。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明を基づく）〕

障がいを持つ方に対する施設・設備上の配慮は決して十分とは言えない。特に教育機器にあつては、全くと言って良いほど用意されていない。また、講義室及び実習室の造作も配慮が行き届いているとは言い難い。

シャトルバスは乗車定員が25名と少なく、また老朽化が著しく故障も多い。クラブ活動や通勤通学へのニーズも多く、時間帯によっては定員超過により乗車できないこともあった。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

医療系総合大学の新設キャンパスとしては、障がいを持つ方への配慮が不十分であり、早急に対応しなければならない。

また、現時点での交通事情や住環境を鑑みると、シャトルバスの充実のみならず、スクールバスの運行についても早急な検討が必要である。

4) 組織・管理体制

- ① 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況
- ② 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

〔現状説明〕

矢巾キャンパスの施設管理、清掃、警備は学生寮も含め、業務委託を行っている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明を基づく）〕

キャンパス施設の管理部分及び学生寮への入退は、カードリーダーによる制限が設けられている。さらに、警備については、外周の巡回及び休日・時間外の当直を業務委託している。しかし、平日日中はキャンパスへの外部からの来訪は無制限であり、全く無防備な状態である。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

昨今の世情を反映し、教育現場における安全管理対策は徹底されている。守衛による入場管理は一般的にどの大学においても行われている。大学の社会的責任を鑑みると、危機管理体制の整備は自明の理であり、24時間の保安体制の早急実施は喫緊の課題である。

11 図書・電子媒体等

1) 図書，図書館の整備

- ① 図書，学術雑誌，視聴覚資料，その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の
適切性 283
- ② 図書館の規模，開館時間，閲覧室の座席数，情報検索設備や視聴覚機器の配備等，利用環境の
整備状況とその適切性 285

2) 情報インフラ

- ① 学術情報の処理，提供システムの整備状況，国内外の他大学との協力の状況 287
- ② 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性 289

11 図書・電子媒体等

岩手医科大学の使命は、創立者三田俊次郎が「医師である前に誠の人間であれ」と説いた精神を受け継ぎ、医学教育、歯学教育及び薬学教育を通じて誠の人間を育成することにある。その理念に沿って遂行される本学の教育・研究・診療活動を学術情報の面から支援していくことが附属図書館の役割である。

電子化時代の大学図書館は「高等教育と学術研究活動を支える重要な学術情報基盤」と位置付けられ、従来の図書館機能に加えて、電子情報と紙媒体を有機的に結びつけた、新たな意味での「ハイブリッド・ライブラリー」の実現が求められている。

薬学部開設は電子化推進のチャンスと捉えているが、安定供給のための財政基盤を確立するためには、図書館活動に対する全学的理解を得られるよう働きかけていくことが重要である。また、導入したデータベースや電子ジャーナルを有効に活用してもらうための方策（利用指導の強化、リンクリゾルバの導入、ポータルサイトの構築等）を検討していく必要がある。

さらに、学内において生産される研究成果を蓄積・保存し、学内外に発信するための「機関リポジトリ」の構築も重要な課題となっている。

近年、医療への関心の高まりを背景に、患者様や家族・一般市民へ健康・医療情報を提供する動きが盛んになっていることから、地域貢献を果たしていく。

1) 図書、図書館の整備

① 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

〔到達目標〕

- ① 学生用図書および参考図書の充実、改版への速やかな対応
- ② 研究者のニーズを反映した専門図書の体系的収集
- ③ 電子ジャーナル、電子ブックの段階的導入の検討

〔現状説明〕

(1) 蔵書数（平成20年3月31日現在）

	蔵書数	雑誌種類数	視聴覚資料	電子ジャーナル	過去3年間の受入冊数		
					平成17年度	平成18年度	平成19年度
本館	192,380冊	6,034種	749点	2,094種	3,623冊	3,192冊	3,236冊
分館	73,817冊	954種	436点		760冊	4,148冊	1,376冊
合計	266,197冊	6,988種	1,185点		4,383冊	7,340冊	4,612冊

(2) 図書および視聴覚資料

専門図書館の性格上、医学・歯学・薬学に関する専門図書、一般教養図書を収集する。具体的には、教育・研究上必要な学術書、学生向けの教科書・参考書、基本および専門領域の参考図書、学生の人間形成に役立つ教養書等である。改版図書、不足している分野の図書、シラバス掲載の図書等については担当司書が推薦し蔵書のバランスをとるよう心がけている。

特に薬学部を有する分館は立ち上げの時期でもあり、学生用図書を中心に整備しているが、全学で利用する基本

図書については本館，分館両方で揃えることとした。

(3) 学術雑誌・電子ジャーナル・電子ブック

図書予算の8割以上を占める外国雑誌は，値上がりも激しく予算を圧迫し続けてきた。薬学部開設にあたり，電子ジャーナルの整備が必須であったことから，共通利用のコア・ジャーナルについては立て直しを図ることができた。電子版の比率がだんだん大きくなり，平成20年度はプリント版と電子版の予算が逆転する見込みである。

平成18年の全学図書委員会において，電子化推進の方針が打ち出されたことを受けて，コア・ジャーナルから全学でのアクセスを可能にしていき，Archival Accessの保証があるものについては，プリント版から電子版へ順次移行した。経常費補助金特別補助（教育研究情報利用支援）を積極的に申請して予算の有効活用に努めること，コンソーシアム・パッケージの導入により誌数増加を図ることを基本方針としている。

主なパッケージとして，American Chemical Society, Blackwell, Nature, LWW Fixed 100, Wiley EAL, SpringerLink等を導入した。さらに，Cell Press, American Chemical Societyはバックファイルも購入し，電子ジャーナルの充実を図った。電子化移行に二の足を踏ませる要因となる学内重複雑誌については，アンケートを取りその把握と整理に努めた。

学生やコメディカル，研修医に向けて導入したメディカルオンライン（和雑誌の電子ジャーナル）は，医中誌Webとのリンクが形成されてから着実に利用頻度が向上した。本学が基幹校として契約することにより，県内の研修協力病院は有利な条件で共同利用することができ，地域医療機関の研究環境整備に貢献している。

まだ認知度が低い電子ブックについても，理科年表，化学書資料館，NetLibrary(OCLC)を導入し利用に供している。

(4) 図書館運営ワーキンググループ

上申組織であった「雑誌見直し小委員会」は，平成19年に「図書館運営ワーキンググループ」と改称，薬学部および共通教育センターの教員も加え，図書館のあり方について提言する委員会として再編成された。

(5) 資料の選定方法

図書と視聴覚資料については，各講座に推薦を依頼し各学部の図書委員会に諮って決定する。

電子版資料は全学でのアクセスが前提であること，継続的に費用が発生することから，全学図書委員会に諮って決定する。電子化の方向性を決めるとき，新たなパッケージを選定するときなどは，「図書館運営ワーキンググループ」で審議の上，全学図書委員会に諮る。

(6) 蔵書の管理

研究費購入図書も含めて，資産登録する図書は図書館で一元管理をしている。雑誌は原則として製本後資産登録をする。本館では，平成19年度に3階フロアの蔵書点検を行い約400冊の不明図書が判明したため，各講座にリストを渡して検索への協力を求めた。分館は，矢巾移転準備と平行して蔵書点検を行った。

内容が古すぎる図書を書架に残しておくのは，学生の教育上好ましくないことから，教員に担当分野の図書を点検してもらい，その際に指摘された新版・改版情報は選書に反映した。

(7) 古典医学書

本館では，古典医学書を所有しているが未整理である。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

- (1) 価格高騰により中止せざるを得なかった多くの雑誌を，効果的な購入方法により電子ジャーナルとして復活させたのは評価できる。速報性や利便性に優れ，時間や空間を越えて利用できる電子ジャーナルは教育・研究に欠かせないものであるが，値上がり・為替変動・契約条件の変更などにより経費負担増は目に見えている。全学的に安定した利用を保障するためには，恒常的な予算措置が必要である。

学部の枠を越えて客観的かつ公正に選書について検討を重ねてきた「雑誌見直し小委員会」が，雑誌に限らず図書館のあり方全般について審議する「図書館運営ワーキンググループ」に発展したことは，本館の新築移転構想の

実現に向けた取り組みをしていく上でも意義深いものである。

- (2) 教員まかせの選書ではバランスを欠くことから、館員が積極的に選書に係わってきた。特にシラバス掲載図書については必ず備える方針とし、漏れがないようチェックした。薬学系資料は完成年次までは学生図書を中心に整備していくが、学生数の増加を考えると適正な数の「複本」を用意しなければならない。
- (3) 古典医学書を多数所蔵しているのに、未整理・未公開である。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

- (1) 現在は、暫定的に電子化推進という方針があり、助成金を見込んでいるが、助成金がいつまでも得られるとは限らない。また、薬学部完成年次後の予算配分も未知数である。限られた予算の中で、必要不可欠な資料の充実を図るためには、長期的に蔵書構築を見直す時期に来ている。図書館運営ワーキンググループの協力も得て、電子化時代の収集方針ならびに選定プロセスの確立を図っていく。
- (2) 薬学系図書は改訂が早いので、日頃から出版状況の把握に努め、速やかに最新版へ対応していく。併せて、参考図書を中心に電子ブックの整備を進める。教育・学生用図書の充実のために、学生の意見も選書へ反映することを考えている。
- (3) 古書等貴重な学術資料については、目録作成し検索可能にすると共に、講習会で整理や保管技術を学び、長期保存に適したケースや書棚を整備する方向で検討する。

② 図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

〔到達目標〕

- ① 自習やグループ学習、調査研究のための施設・設備の充実
- ② 簡潔明瞭な案内・サインの設置

〔現状説明〕

(1) 施設

本館は、地下1階地上4階（書庫は7階4層）の独立した建物で、閲覧室、AVルーム、スタディールーム（グループ学習用）、情報教室、セミナー室が設置されている。地下書庫の半分はカルテ保管用に貸し出している。

平成19年4月に新築移転した分館は、矢巾キャンパス食堂棟の2階にあり、1フロアに図書館機能を集約している。本町キャンパスの旧教養部分館は書庫として利用している。

	延面積(㎡)	閲覧室(㎡)	書庫(㎡)	事務室(㎡)	その他(㎡)	書架収容能力 (冊)
本館	3825	668	829	180	2148	200,000
分館	1141	300	607	92	142	85,700

(2) 開館時間と年間開館日数、座席数

	平日	第 1 ・ 4 土曜	休館日	開館日数 〔平成19年度〕	座席数	学生定員に 対する割合
3 階カウンター	9：00～22：00	9：00～17：00	閉室	258日	302席	38%
AVルーム						
情報教室						
スタディールーム	9：00～24：00			366日		
閲覧室	9：00～24：00（年末年始は除く）			360日		
分館	9：00～20：00	9：00～17：00	閉室	261日	137席	12%

(3) 貸出状況

貸出冊数は、図書・雑誌・視聴覚資料合わせて5冊まで、貸出期間は、図書2週間、製本雑誌1週間、未製本雑誌・視聴覚資料3日間である。夏季と冬季休暇中は、学生への長期貸出（和書5冊、洋書無制限）を実施している。教員へは要望により長期貸出（冊数無制限、6か月）をしている。

	貸出者数（人）			貸出冊数（冊）		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
本館	6,532	6,299	5,176	14,288	14,488	11,795
分館	890	608	1,117	2,986	1,432	2,332
合計	7,422	6,907	6,293	17,274	15,920	14,127

(4) 情報検索設備や視聴覚機器の配備

	検索用PC(台)	視聴覚機器（台）	複写機（台）
本館	6	6	3
分館	7	5	2

(5) 学習環境

平日22:00（分館は20:00）、土曜17:00まで有人開館をしている。本館の閲覧室とスタディールームは、通年24時まで（閲覧室は年末年始だけ閉室）開放しているので、試験時期、国家試験追い込み時期は満席になる。スタディールームには全17室に情報コンセント、10室に視聴覚機器が設置されている。カードキーを使って入退室する情報教室には、20台のパソコンがあり授業以外の時間帯はインターネットの利用およびレポートの作成ができる。

スタディールームには有線LANが敷設されているが、閲覧室や2階ロビーにもe-learningの利用環境を整備し、教材やデータベースへのアクセスを可能とする。分館は閲覧席に情報コンセントが設置されている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

- (1) 利用マナーの低下が著しく、TPOをわきまえない行為（喫煙、飲食、携帯電話、席取り、大声での会話、備品の移動等）が目立つ。苦情も増える一方である。
- (2) 一般公開に伴い本館の正面玄関を開放したが、段差や重いドアがあり体の不自由な方への配慮がなされていない。また、病棟や外来から図書館までの順路がわかりにくいので適切なサインが必要である。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

- (1) 利用上のルールやマナーについて、引き続きホームページ、利用のしおり、ガイダンス、掲示等で注意を促していく。夜間については、庶務課とも連携し巡視を強化していく。
- (2) 正面玄関付近から2階医療情報コーナーまでのバリアフリー化を進める。

図書館まで円滑で安全な移動ができるよう、利用動線に配慮した適切なサインを配置する。

2) 情報インフラ

① 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の大学との協力の状況

〔到達目標〕

- ① 電子リソースの安定供給と有効活用への支援
- ② 情報リテラシー教育、レファレンスサービスの強化
- ③ 医療情報コーナーの整備と患者様・一般市民へのサービス促進
- ④ 高度な図書館サービスに対応できる人材の確保と育成

〔現状説明〕

(1) OPAC

蔵書は、平成11年度に更新した図書館システム(富士通iLiswave)で一元管理しており、古書等一部を除き、OPACでの検索が可能である。電子オンリー雑誌についてもシステムに登録した。図書館の一般公開を機にOPACも学外へ公開した。プリント版の雑誌については、最新受入号がOPACならびにNACSIS-CATの一括所蔵に反映されている。

OPAC学内者用から入り学術ネットワークのUIDで認証をかければ、来館しなくても学外文献の依頼ができる。

(2) IDカード

平成19年度以降の入学者および矢巾キャンパスの教職員には非接触型IDカードが発行されており、貸出手続きもそれで行う。

(3) 二次情報データベースの提供

生命科学分野における文献検索データベースとして、MEDLINE、医中誌Webを導入している。EBM関連データベースCochrane LibraryはEBMRへ変更し、MEDLINEとの横断検索が可能となった。平成19年には、化学関連分野のSciFinder Scholarを導入した。以上は有料のデータベースだが、ホームページでは、PubMed, INIS, GiNii, 雑誌記事索引等、信頼できる機関が提供する無料データベースへリンクを張り、学際領域の検索もできるよう配慮している。

(4) 電子ジャーナルの提供

利用できる電子ジャーナルは、オープンアクセスまたはフリーのタイトルまで含めると数千に上ったため、手作業でのメンテナンスは限界となり、電子ジャーナル管理ツール(EBSCO AtoZ)を導入した。当初、和文誌には対応していなかったので和洋別々のリストを提供していたが、対応可能となった現在は和洋混配で一元管理している。

PubMedのLinkOut機能を設定し、活用している。検索結果からフルテキストへのリンクが、その大学独自のアイコンで示されるため非常にわかりやすく、本学電子ジャーナルのアクセスルートとしては最も利用頻度が高いと思われる。

(5) キャンパス間デリバリー

キャンパスが分散していることから、全学で利用する基本図書や参考図書は本・分館両方で購入しているが、その他必要な資料については定期便(マイクロバス)を利用して迅速にデリバリーしている。貸出・返却はどちらでも対応する。

(6) 国内外の他大学との協力の状況

学問の学際化・細分化が著しい昨今、自館の蔵書だけでその文献要求に応じきれものではない。このため、国立情報学研究所(NII)のNACSIS-ILLにより、分野を越えて文献複写および現物貸借を行っている。料金相殺制度

にも参加し会計業務の軽減を図った。古くから行われている日本医学図書館協会加盟館との相互協力も依然として活発である。蔵書の性格上、大学図書館だけでなく病院図書室からの複写依頼も大変多く迅速な対応を心がけており、東北地区の医療機関を中心に、少なからぬ貢献をしている。

国内で入手できない資料については、NLMやBLDSCに依頼している。

連携するいわて5大学（岩手大学、岩手県立大学、盛岡大学、富士大学）とは年に2回開催される会議を通じて情報交換に努めている。

	過去3年間の相互利用（貸件数）			過去3年間の相互利用（借件数）		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
本館	7,391件	6,159件	5,746件	3,619件	3,281件	2,446件
分館	本館で処理		152件	本館で処理		95件
合計	7,391件	6,159件	5,898件	3,619件	3,281件	2,541件

(7) 一般公開・医療情報コーナーの開設

一般市民への医療情報に対するニーズに応えるため一般公開を開始、本館2階ロビーに医療情報コーナーを開設した。学外者の入館手続きを簡素化するため、紹介状ならびに閲覧証交付手数料を廃止した。分館も平成19年より一般公開を開始した。

(8) リモートアクセス

本学で契約しているデータベースや電子ジャーナルを自宅や出張先からも利用したいという要望に応え、リモートアクセスの許諾が取れたものから提供していく予定である。

(9) 広報関係

図書館のホームページは、学習、研究、臨床の現場において直面する疑問や問題点を解決するための窓口として重要な役割を果たしていることから、速報性を重視している。図書館を理解し使いこなして欲しいとの願いから始めたメールマガジンも、微かながら登録者が増えており、司書のスキルアップにも一役買っている。図書館からのお知らせ、Web資源の便利な機能紹介、データベース講習会や無料トライアル商品の案内には学内者対象のメーリングリストを活用している。

利用者の声をフィードバックするために投書箱を設置し、原則として記名があるもの、無記名でも周知が必要と思われる内容については館内で協議の上、回答を掲示している。

(10) レファレンスサービス、利用者教育

一定の経験と知識を身につけた司書が、印刷メディアと電子メディアを駆使してレファレンスサービスを行っている。質問内容が多様化、高度化していることから、今まで以上にインタビューに時間をかけ要求をきちんと把握するよう努めている。

利用指導は個人でもグループ単位でも随時対応している。教務課と連携し、講義の一環として大学院生を対象に文献の探し方を解説、看護部や歯科衛生部からの要請により文献検索講習会も開催した。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

- (1) 多額の予算を投じて導入している電子ジャーナルを活用してもらうための広報や利用支援が十分とはいえない。現在の電子ジャーナル管理ツールも、電子化されている年代と本学がアクセスできる年代が違っていたり、誌名変更、出版社変更、廃刊などの情報が反映されていなかったり等の問題点がある。
- (2) 一般公開し、医療情報コーナーを開設したが、広報不足もあり存在自体が知られていない。資料も十分ではない。
- (3) レファレンスサービスなど、経験と知識を要する業務を担当できる人材が限られている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

- (1) 電子ジャーナルの利用率を上げるには、データベースからのリンク機能を強化するのが効果的である。二次情報

(書誌事項) から一次情報 (フルテキスト), OPAC, ILL画面へとシームレスに誘導する機能をもった管理ツールも登場しているので, 導入を検討していく。OPACやILLとの連携を実現するために図書館システムの更新が急務となっている。

- (2) 医療情報コーナーの図書やパンフレット, 小冊子の充実を図り, OPAC専用端末も設置する。気軽に利用できるよう備品や配置を工夫する。利用者のニーズに即したサービスを展開するには附属病院スタッフとの連携が必須である。

分館では一般教養書を多数所蔵しているので, 分野を限定して貸出を許可する方向で進めている。

- (3) 利用者講習会や出前講習会を開催するなどして利用を促進するためには, 担当する司書も, データベース・電子ジャーナルからネットワーク情報資源まで幅広い知識が不可欠であることから, 情報リテラシー教育やデジタル情報関係の講習会・研修会へ積極的に参加し資質向上に努める。

② 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

〔到達目標〕

- ① 電子化を活用した書庫の狭隘化対策
- ② 学術機関リポジトリ構築に向けた準備 (情報収集)

〔現状説明〕

(1) 学術資料の記録・保管

学術資料の記録・保管は図書館で行っている。特に学内で生産された刊行物や教員の著作物については, 網羅的な収集を目指している。内容や形態, 費目によって保存年数や配置場所が異なるもの, 資産登録するものとしがないものがあるが, それらを区別することなく図書館システムに登録している。入力された書誌所蔵データはすべて本館に置かれたサーバに蓄積され, 学内外からOPACで検索できる。平成2年から参加している国立情報学研究所のNACSIS-CATに所蔵データを登録し, 総合目録データベース構築の一端を担っている。

講座研究費, 科学研究費購入図書の保管は当該講座に一任しているが, 定期的に確認調査をしている。各講座の教育・研究内容を調査し, 「研究業績集」を作成する業務は学務課が担当している。また, 本学の歴史に関する資料 (史料) の保管・展示は企画課が行っている。

(2) 書庫の狭隘化

本館の資料は積層式書庫に収めているが, スペース不足が深刻化してきたため, 地下書庫への移動作業を繰り返して急場をしのいできた。当初, 地下書庫へ別置する資料は発行年の古い雑誌や利用頻度の低い雑誌に限っていたが, ここ数年は1年相当分のスペースを確保することさえままならず, 利用頻度の高いものまで地下に置いている。

旧教養部分館 (本町キャンパス) にも3万冊ほど保存してあるが, 建物の構造上重量制限があるため書架全体を使用することができない。

(3) 研究成果および学内刊行物等の公開

本学教員の著作物や学内で生産された刊行物は図書館に寄贈するよう, 呼びかけてはいるが, 紙媒体で保管するにとどまっている。岩手医学会が発行する「岩手医学雑誌」は, 図書館が目次情報を国立情報学研究所のCiNiiへ登録している。また「岩手医科大学教養部研究年報」は発行の都度, 現物をNIIへ送って電子化している。

大学で創出される学術情報の発信機能強化については, 各種答申の中でも取り上げられてきた。大手商業出版社に支配された科学研究コミュニケーションを研究者自身の手に取り戻そうとするオープンアクセス運動の観点からも, 機関リポジトリの構築が注目されている。平成19年の第15回いわて5大学学長会議「附属図書館長及び実務担当者会議」において, 運用を開始した岩手大学から共同リポジトリ構築の提案が出され, 検討中である。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

- (1) 書庫の狭隘化にともない資料の移動を繰り返した結果、本来書架上に正規の順序で整然と並んでいるべき資料が、館内のあちこちに分散して非常にわかりにくくなっている。電子メディア資料の需要が増していることを考慮に入れたとしても増加は必至である。
- (2) 大学の研究情報（研究成果、研究者総覧等）の発信体制を整備することは、社会に対する説明責任を果たす上でも極めて重要であり、学内の教育研究活動の活性化にもつながる。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

- (1) 書庫の狭隘化対策として、カルテ倉庫の返還、本町書庫の活用を検討する。紙媒体と電子媒体の共存を図りつつ除籍も積極的に進める。
- (2) 機関リポジトリの構築にあたっては、図書館の機能やノウハウを活かしていくが、「岩手医科大学リポジトリ」である以上、大学の事業として取り組む必要があり、学内関連部署・大学執行部との連携・協力が必須である。また、研究者・教員の理解と協力がなければ、コンテンツの収集と登録が進まない。

12 管理運営

1) 教授会，研究科委員会

- ① 学部教授会の役割とその活動の適切性 291
- ② 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性 292
- ③ 学部教授会と評議会，大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担適切性 292
- ④ 大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性 292
- ⑤ 大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性 293

2) 学長，学部長，研究科委員長の権限と選任手続

- ① 学長，学部長，研究科委員長の選任手続の適切性，妥当性 294
- ② 学長権限の内容とその行使の適切性 294
- ③ 学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性 295
- ④ 学長補佐体制の構成と活動の適切性 295

3) 意思決定

- ① 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性 297

4) 評議会，大学協議会などの全学的審議機関

- ① 評議会，大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性 298

5) 教学組織と学校法人理事会との関係

- ① 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担，権限委譲の適切性 300

6) 法令遵守等

- ① 関連法令等および学内規程の遵守 302
- ② 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度，審査体制の整備状況 303

12 管理運営

1) 教授会、研究科委員会

① 学部教授会の役割とその活動の適切性

〔到達目標〕

〔現状説明〕

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

本学では、学則第29条ならびに岩手医科大学教授会規程第1条に定めるところにより医学部・歯学部・教養部にそれぞれの専任教授（必要がある場合は、助教授その他の職員を参加させることができる。）をもって教授会を組織している。教授会は各学部長・教養部長によって招集される。教授会の審議事項は以下のとおりである。

- 1) 学生の入学、退学、休学、転学、除籍及び賞罰に関する事項
- 2) 学生の試験、進級及び卒業に関する事項
- 3) 学科課程及び教育に関する事項
- 4) 学生の補導、訓育及び厚生に関する事項
- 5) 研究及び図書に関する事項
- 6) 教授、助教授、講師の選考に関する事項
- 7) 学部内各種委員会の設置、廃止並びに会員の選任に関する事項
- 8) 学位授与に関する事項
- 9) その他学長、学部長又は教養部長から諮問した事項

以上のとおり、教授会は教育課程、教員人事等に関して学部の最高意思決定機関として位置付けられ、毎月2回定例で開催されている。

教育課程に関する事項については、各学部には教務委員会を設置し、教務、教科課程、臨床実習、FDなどについて調査・検討及び審議を行い教授会に諮り、決定している。このうち教養部教授会（平成19年度より共通教育センターに改編）において承認されたものについては、当該各学部教授会において報告または審議依頼をして大学として統制ある運営を図っている。

このように、それぞれの重要事項に関して、専門の委員会を教授会の下部組織として設置し、協議・検討結果を教授会において提案、審議し承認する形態で適切に運営されている。

教員人事については、岩手医科大学組織規程（以下組織規程と記す）の定めるところにより、教授、准教授については学長が、講師については各学部長が教授会に諮り選考することとなっている。助教（助手）については、教授または、講座等担当助教授の推薦にもとづき各学部長が教授会に諮り選考することとなっている。

教授・助教授の人事については、随時選考委員会を設置して対応しており、講師・助教（助手）の選考を含めて各学部の教員選考基準に則り選考作業は適切に実施されている。

教養部については、共通教育センターに改編後、同センター委員会において各学部と同様の選考を行うこととなっている。

教授・准教授の人事については、組織規程上理事会の議を経て理事長が任命することとなっているが、基本的に各学部教授会等の意向は尊重されており、教育課程に関連する事項とともに各教授会は大きな役割を果たしている。

② 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

〔到達目標〕

〔現状説明〕

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

岩手医科大学教授会規程第2条に「学部長は、教授会を召集しその議長となる」と規定している。また、組織規程第5条第2項に「学部長は、学長の統理の下に所属学部全般の管理運営を行う」と規定している。これら規程に基づき学部長は、学部を代表するとともに、教授会における決議を執行する責任を負う。教養部から改編された共通教育センターにおいても同様のシステムとなっている。

前項でも述べたが、教授会審議を円滑に遂行するため、各学部教授会の下に重要案件を検討・決定事項の実行にあたる各種委員会を設置しており、これら委員会で協議検討したうえで教授会に提案し審議するシステムが確立している。このシステムにより、教授会と学部長の機能分担が適切に図られており、学部長が教授会の意向を適切に学部運営に反映させることにもつながっている。

③ 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担適切性

〔到達目標〕

〔現状説明〕

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

教授会の審議事項は、前項で述べたとおりであるが、そのうちで学部間の調整や理事会での決議を要する事項は、それぞれ全学協議会、理事会へ上申することとなる。

全学協議会はおもに全学的な学事に関することを審議し、理事会は大学の最高決定機関となっている。全学協議会には学部長並びに各教授会の代表が出席しており、直接各教授会の意向が反映され、全学協議会の決定事項は各教授会にスムーズに伝達されている。理事会に関しては、学校法人岩手医科大学寄附行為施行細則により各学部長が就任と同時に理事に任命されることが定められており、各教授会と理事会をつなぐ役割を担っている。

各学部の教育課程や教員人事に関する事項は、各教授会がそれぞれ担当し責任を負っているが、准教授以上の人事については理事会の承認を必要とする（組織規程）。学部をまたぐ全学的な学事や法人の財産・予算等に関わる事項はそれぞれ全学協議会、理事会の責務となっている。

このように、各学部教授会と全学的審議機関の連携協力関係は良好であり、適切に運営されている。

④ 大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

〔到達目標〕

〔現状説明〕

各研究科を運営するため、大学院委員会のもとにそれぞれ研究科委員会を設置し、各学部教授会構成員をもって組織している。また、各研究科の教育内容および教区環境の整備・向上を図るため、学位申請論文の取り扱いおよび大学院カリキュラム編成等の重要事項について協議・立案する実務的な諮問機関として医学研究科では「医学研究科のあり方に関する委員会」（以下、あり方委員会：平成14年新設）を歯学研究科では「歯学研究科委員会小委員会」を組織している。

研究科委員会の審議事項は以下のとおりである。

1) 入学者選抜試験、2) カリキュラム編成、3) 履修および単位付与、4) 学位審査（課程博士および論文博

士)、5) 医学研究科に関する諸規程の起案・改正、6) その他研究科に関する事項。

〔点検・評価(長所と問題点の明示:設定された到達目標と現状説明に基づく)〕

本学研究科の管理運営は、全学的な大学院委員会のもとで、大学院規則、研究科規程、内規等に則り、関係委員会の実質的な協議を重ねながら、民主的かつ効果的に進められている。また、医学研究科と歯学研究科それぞれの問題についても、両研究科合同の大学院委員会で協議をしており、本学大学院としての教育・研究活動の向上に努めている。たとえば、学位論文審査においても各研究科委員会で審査した上で、さらに全学の大学院委員会で、実質的な審査を二重に行っているなど、厳格な体制で審査を行っており、透明性の確保も充分と考えている。

また、卒後臨床実習制度に対応して社会人の受入や、それに伴うカリキュラムの改編等(昼夜開講制)、速やかに討議され上部委員会に上申されるなど、教育改革に迅速に対応している。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

研究科の管理運営は下部委員会の活動などを通してかなりきめ細やかに行われていること、また、シンプルな組織体制であることから教育改革や社会情勢の変化に柔軟な対応が可能となっている。また大学院委員会の主導の下で、全学的に一元化した管理運営が行われている。

しかしながら、学部教育との兼務体制により、教職員への負担が大きくなっている。特に、社会人の受入に伴う昼夜開講制の実施は負担増の要因となっており、今後体制の見直しの検討をしなければならない。

⑤ 大学研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

〔到達目標〕

〔現状説明〕

〔点検・評価(長所と問題点の明示:設定された到達目標と現状説明に基づく)〕

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

本学の各研究科の審議機関は研究科委員会である。各研究科委員会構成員は学部教授会構成員と重複しているため、大学院と学部の方向性は一致しており、充分整合性が図られている。

学部各講座・診療部門、共同研究部門を担当するほとんどの所属長が、研究科委員会委員を兼ねているため、医学研究科の実体である各講座研究室、診療部門、共同研究部門の連携にはいまのところ問題はない。

2) 学長，学部長，研究科委員長の権限と選任手続

① 学長，学部長，研究科委員長の選任手続の適切性，妥当性

〔到達目標〕

〔現状説明〕

大学の教育研究活動の最終的責任者である学長の選任は，昭和52年7月に制定された「学長選任規程」「学長選任規程実施細則」に基づいて行っている。医学部，歯学部，教養部教授会，全学の助教授・講師から任された候補者選考委員及び事務局長に構成する候補者選考委員会で学長候補者2名以上5名以内を選考し，その候補者について，専任の教授，助教授，講師及び事務局長の投票により2名を選出し，理事会に推薦する。最終的には理事会で学長を選出することになっている。

学部長の選任は，「岩手医科大学組織規程」に基づいて，各学部教授会で投票が行われ，1名の候補者を選出し，最終的には理事会で学部長を選出することになっている。

研究科長の選任については，本学大学院学則第2条第2項に「研究科長は基礎となる学部の学部長の兼務とする。」と規定してある。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

昭和52年7月以降，学長の選任は規程に則り実施されてきた。規程に明記されていない細かい部分での，問題がなかった訳ではない。例えば選考委員会で候補者を2名以上5名以内で選考となっているが，候補者が1名の場合の取扱い，信任投票をするか再度候補者を選考するか規定されていない。投票有権者の資格の問題，有権者の拡大特に一般職員の参画など議論となっているところである。

また，学部長の選考は，教授会の投票で行なわれており，未だ問題となる事例は発生していない。

研究科長については，特に問題はない。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策，問題点を解決していくための方策)〕

競争的環境の中で，学長がリーダーシップを発揮し，教育，研究の目標・計画を策定し，大学改革を進めて行かなければならない。このため，大学運営を責任持って遂行し，全学の意見を統括し，理事会と有機的な関係を保てるような適任者を選任する必要がある。昭和52年7月に規程が制定されてから何度か話題となっている選考委員会の委員構成，有権者資格の付与等の根本的な問題を解決し，また，平成19年4月に設置が予定されている薬学部を含めた新たな選任方法を構築していかなければならない。

② 学長権限の内容とその行使の適切性

〔到達目標〕

〔現状説明〕

本学の組織規程では，「学校法人理事会の決定した方針に従い，大学全般の管理運営を行う。」と規定されている。全学の教育，研究活動の責任者であり，大学の運営を責任持って遂行しなければならない。

各学部長の統理・統括は学長の職務と規定されており，実際に，大学及び大学院学則では，入学，退学，卒業，単位，学位等の学生教育に関する許可，認可の部分，あるいは大学挙げての大規模な研究テーマ，研究方針，調整の最終決定は学長が行うこととなっている。

また，教育，研究，診療等の大学運営に関する意見を調整して，理事会，評議員会に諮ることも重要な責務であり，教学組織の責任者として理事，評議員に選任されており，教学組織と法人組織との連携を図りながら，経営面にも参画している。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

学長の権限について、学則及び組織規程に規定されている訳ではない。予算執行権についても、理事長はじめ学長、学部長がどこまでの金額まで執行できるか規定されてない。また、単純に金額で決められない部分もある。現在の段階では、前例や各予算執行部署の担当者の判断により、執行権者を決めている状態で、系統的に処理されてない。

大学、大学院学則に規定されている学生の諸認定、学事の決定については学長が最終決定者であるが、学校法人全体にかかわる重要な学事については、法人理事会の理解を得なければならないことが多く、どこまでが学長の権限であるか、細かい規定はない。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

今後大学間の競争の激化、少子化による影響など、大学の意思決定は迅速な対応が迫られる。そのような場合の権限、決裁方法についての体制の構築が必要である。長期的に見れば、大学改革を機能的に進めることができるような体制の構築とそこでの学長の権限行使が将来の大学に大きく影響するものと考える。

③ 学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

〔到達目標〕

〔現状説明〕

学部長は、組織規程第5条に基づき教授会並びに理事会によって選出され、学長の統理の下に所属学部全般の管理運営を行うこととされ、さらに研究科長をも兼務する。また、教授会に関しては、岩手医科大学教授会規程第2条により教授会を招集しその議長となることが定められている。学部長は教授会・研究科委員会に諮問することで、学部等の方針を定めることとなる。さらに、岩手医科大学寄附行為施行細則第1条により就任とともに理事に選任されることが定められている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

これらの規程により、学部長は学部等の代表としてその管理運営にあたりとともに、理事として法人運営にも参画することとなっている。従って、学部長は学部と法人部門双方の意向を理解した上で職務を遂行することができ、その権限行使は独断専行に陥ることなく適切に行われている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

現状の規程による運営で特に問題はなく、各学部の管理運営は円滑に行われている。

④ 学長補佐体制の構成と活動の適切性

〔到達目標〕

〔現状説明〕

組織規程第2条に必要な場合、副学長をおくことができると規定されているが、過去に副学長をおいた事例は複数あるが、現在はおかれていない。

大学として公式な会議ではないが、学長・学部長会議を月1回開催しており、学長と学部長等の大学役職者の意見交換の場として機能している。この会議は一種の学長の諮問機関のような役割を持っており、学長が大学の方針や政策の方向性を図る一助となっている。

また、事務局としては、事務局長、企画部(課)、学務部が中心として事務的な面で、学長の意思決定時や諮問事項に対して助言・調査を行っており補佐機能を果たしている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

規程や組織体制の面で、一定の整備はされているが、近年の教育改革や社会情勢の変化に十分な対応がなされているかについては、疑問が残るところである。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策, 問題点を解決していくための方策)〕

今後の状況により、副学長の検討を含めて学長を補佐する体制の見直しも検討する必要がある。

3) 意思決定

① 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

〔到達目標〕

学校運営における理事会が最終の決定権を有するが、より円滑で迅速な意思決定を進めるためには、意思決定プロセスとして、どこまで、誰が、決定するかを明確に定める必要がある。大学運営の重要事項は理事会の決定事項であるが、教学関係事項で慣例的なもの、緊急意思決定については学長、または学部長での意思決定で進めることも考えるべきである。これらの事項に対応するためには、法人内の諸規程、学内規程、規則の規程内での権限の明確化、決定プロセスの再検討が必要である。

〔現状説明〕

教学関係の意思決定、特に学則に規定してある決定事項については、教授会において審議し、学長が最終決定を行っている。教学関係であっても人事については本学組織規程に規定があり、最終意思決定は、職種により分類されている。学事関係の重要施策は各学部教授会から選任された委員で構成されている全学協議会で審議され、主に学内の理事で構成されている運営協議会、案件によっては最終意思決定機関である理事会で審議することもある。特に学校経営、学校予算の決定は、運営協議会、あるいは最終意思決定機関である理事会で決定している。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

平成17年4月の私立学校法改正により、学校法人の業務決定権は理事会にあるということが確立されたため、学校運営についても理事会が最終の決定権を有する。

学長、医学部長、歯学部長、薬学部長（平成19年4月から）は全学協議会の構成員であり、また、理事会、運営協議会の構成員でもあるので、教学関係の意見が経営関係諸会議に反映させており、相互の連携が図られている。現在まで意思決定で問題となったケースはない。なお、緊急時に迅速な意思決定が採れる体制が構築されているかどうか検討が必要である。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

大学の意思決定プロセスは、説明のとおりであるが、決定を要する事項のなかで、どこまで、誰が、決定するかの規程がないので規程制定化に向けて改善する必要がある。また、教学関係事項で慣例的、緊急的なものの意思決定については学長、または学部長の意思決定で進めることも考えるべきである。

大学運営の重要事項は理事会の決定事項であるが、より円滑な意思決定を図るためには、学長、学部長が理事会と密接に連携をとりながら進めていくことが重要である。

4) 評議会、大学協議会などの全学的審議機関

① 評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

〔到達目標〕

法人組織と教学組織のより一層の意思疎通を図るために、本法人の意思決定機関としての理事会、評議員会と全学協議会をはじめとする各学部教授会、各教務委員会・入試検討委員会等の教務組織における業務遂行の流れを明確化し、全学的な教務業務の連絡調整を活発化し、各学部等の連携を図ることである。

〔現状説明〕

国立大学法人の評議員会に相当する本学の「全学協議会」は教育組織・機構等教育の研究に係る重要な規則、入学試験、授業料等の学費、学事予定、学生部長及び同副部長、図書館長及び分館長並びに全学教務委員長の選考等教学関係全般にわたる事項を審議する。このなかでも人事関係事項は、理事会に上申する案件もある。

国立大学法人の全学協議会に相当する本学の「理事会、評議員会」は、学校法人の最終意思決定機関及びその諮問機関という役割を担っている。理事会は、本法人の一切の業務執行につき、決定の権限を有する。理事会の主な審議事項は予算、借入金、財産処分、不動産の買受け、事業計画、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、事業不能による解散、合併である。

また、評議員会では、寄附行為の変更、解散、合併は審議事項、予算、借入金、事業計画、寄附金の募集、剰余金の処分、寄附行為の施行細則、その他理事会で必要と認めた事項については予め評議員会の意見を聞かなければならないことになっている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

全学協議会は大学全体の教学関連の審議機関であり、全学協議会規則で隔月定例開催となっているが、現在は議長が必要と認めたときに開催している。全学協議会の審議事項のなかで、入学試験関係事項については、平成19年4月に入学試験センターが発足したことから、専ら入学試験センターで審議が行われており、全学協議会の開催が年1回から2回となっているのが現状である。また、各学部単位での教務事項は全学協議会の審議とはならず、各学部教授会での決定となるケースが多い。

理事会は毎月定例に開催しており、緊急を要する場合には臨時理事会を開催している。理事数は、寄附行為上は7人以上13人以内となっているが、理事現員数は、平成17年度から平成18年度は9名、平成19年度からは10名、外部理事が4名で、偏った学内だけの意思決定とならないようになっており、私立学校法及び本法人寄附行為上は適法といえる。

評議員会は定例では5月に決算、3月に予算の審議のため開催されるが、平成17年4月の私立学校法改正により事業計画についても予め意見を聞かなければならないことから、臨時会の開催が増え、今後は学校法人の意思決定に重要な役割を果たすことが期待される。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

前回の自己点検・自己評価では、これからの少子高齢化、大学全入化、大学間の競争的環境が進むなか、大学の生き残りをかけ、あるいは更なる向上を目指して大学改革をスムーズに進めるためには、教学組織と法人組織のよりいっそうの意思疎通を図っていくことが肝要であることが指摘されている。本法人の意思決定機関としての理事会、学内理事等による運営協議会、法人経営の改善を検討する経営改善委員会などの経営・運営組織は定例で開催されている。また、本法人の理事会構成員の学長、学部長、病院長のほか、共通教育センター長、学生部長、歯科医療センター長の教学部門の長で構成される学長・学部長等協議会が定例で開催されており、教学関係の新たな業務や緊急を

要する業務が増大するなかで、業務遂行に反映されているところであるが、大学間の競争的な環境が進むなかでは、タイムリーでスピーディーな意思決定が肝要であり、より一層の意思疎通が必要となっている。

なお、教学組織の全学的審議機関の「全学協議会」のあり方のほか、各教授会での決定権限など全般について、見直しを行い、整合性を図る必要がある。

5) 教学組織と学校法人理事会との関係

① 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

〔到達目標〕

前回の点検評価では、学校法人が大学を含めた教学組織の全てに責任を持ち、大学が円滑な運営を行うためには、理事会と教学組織との機能分担と連携協力が不可欠であることが示唆されている。教学組織における学長、教授会等の役割や機能を文章化し、明確にしたうえで、両者の円滑な意思疎通の確保をいっそう図ることが必要であること、各種委員会は、審議内容を検討して統合・廃止し合理化を行い、審議のスピードを図ることも必要であることが改善事項となっている。

〔現状説明〕

学校教育法では、「大学には重要な事項を審議するため、教授会をおかなければならない」と規定されており、そして同法施行規則には「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は教授会・研究科委員会の議を経て学長が、これを定める」となっている。本学では学部毎に教授会・研究科委員会を月2回は定例で開催しており、各教授会・各研究科委員会の議長は各学部長・各研究科長が担当している。

「私立学校法では、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とあり、理事会が、文字どおり学校法人の全ての最終意思決定機関であるので、教学関係の決定権も最終的には理事会ということになる。

本法人の理事構成は、寄附行為により学長は職指定により理事に選任され、医学部長、歯学部長は寄附行為細則により理事に選任される。薬学部長は平成19年4月から学識経験者としての5号理事に選任され理事会に出席し、薬学部の代表として意見を述べるができる。また、理事会が決定した学校法人としての諸方針、方向性、諸施策は各学部長を通じて教授会に伝達され、具体案の執行に向けて審議されている。

最近では、理事会で審議事項としていた案件を運営協議会の審議事項として権限を委譲するため、それぞれ規程を改正したこともある。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

理事会、評議員会及び運営協議会の構成員には、学長、各学部長をはじめとする数名の教授が選任されており、概ね意見交換は行なわれている。特に理事会では、理事の職務を統括、総務、医学部関係、歯学部関係、薬学部関係、附属病院関係、財務関係、人事関係、労務関係に区分し、それぞれが担当することにより、責任を明確化していることから、ここ数年、論議は活発に行われている。

また、教授会で審議した重要案件で、理事会に諮らなければならない事項は、事前に学内の理事等から構成される運営協議会が教学組織と理事会を繋ぐ役割を果たしており、教授会と理事会とは意思疎通が図られている。

教学組織としては、明確な機能分担を図り、重複の無駄や、連携ミスを防ぐようにしなければならないが、学長、各学部長、病院長、共通教育センター長、歯科医療センター長、学生部長を構成員とする学長・学部長等協議会が定例で開催されており、協議内容により各部門の責任者が出席するなど、教学関係の新規業務などの決定や方向性の協議機関として学部・部門間の連携協力の機能を果たしている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

平成19年4月に矢巾キャンパスがスタートし、薬学部と共通教育センターが開設されたことにより、学校法人の教学組織に薬学部と共通教育センターが追加変更となった。学校法人が大学を含めた教学組織の全てに責任を持ち、大学が円滑な運営を行うためには、理事会と教学組織との機能分担と連携協力が不可欠であるが、薬学部開設とともに、薬学部長が新たに理事に選任されたほか、共通教育センター長が、運営協議会の構成員となり、教学組織と理事会と

の間の連携協力は図られている。

しかし、教学業務が増大するなかで、両者の円滑な意思疎通の確保を更に図ることが必要であり、教授会への権限委譲を文章化し、明確にするほか、各種委員会の審議内容を検討して統合・廃止し合理化を行い、審議のスピードを図ることも必要である。

理事会、教授会の権限委譲としては、学内の諸規程を改定しなければ委譲できない事項が多々あること、各組織の下部組織・役職を新たに設けなければ出来ない部分もある。

6) 法令遵守等

① 関連法令等および学内規程の遵守

〔到達目標〕

本法人の設立目的である学校経営を効率的に達成するためには、経営管理体制を確立し、事業活動を効率的に推進するとともに、教職員の規律保持と士気の高揚を促し、あわせて社会的な信頼性を確保していくことである。本法人は、教職員約2,400名あまりを要する組織であるが、平成19年度からは新たに薬学部が設置され、組織の拡大化とともに、活動範囲の拡大と業務の分散化が大きくなっている。

このような状況においては、権限委譲に基づく分権管理が必要であり、学内規程の整備が最も肝要である。そのためには、本法人としては、法人経営に係る関係法律の制定や改正に対応した法人内の規程制定や規程及び規則の改正を速やかに行ない、さらに同規程内容について全教職員に徹底することである。

〔現状説明〕

学校法人は社会的な存在であり、学校を設置し経営するうえで、法令や各種規則などのルール、さらには社会的な規範などを守ることは当然である。また守るべき規範は法律に限らず、社会通念、倫理や道徳を含むものである。

本法人を取り巻く法律や規則は、教育の基本に係る教育基本法、私立学校法などの教育関係法令のほか、民法や労働法、消費者保護法など多数あり、監督官庁の命令・指導などもある。さらに、学校経営活動のなかで、受験生などへの情報公開、職場環境（過労死、セクシャル・ハラスメント、研究費不正使用など）、多方面で高い倫理が求められるようになっていく。

本法人では、学校法人経営、設置している学校運営に際して、学校法人岩手医科大学規程集を刊行し、各部門や所属に備え付けるとともに、全教職員を対象として、ホームページ上で閲覧が随時可能となっている。また、規程の制定及び改正が行われるたびに、掲載を訂正し、常に最新の内容が提供されている。本法人の規程集は、学校法人の基本となる寄附行為等に始まり、第2編組織機構、第3編大学、第4編附属病院、第5編服務、第6編福利厚生、第7編管理、第8編経理、第9編専門学校、第10編関係団体の10編からなっている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

本法人における関連法令等の制定や改正については、通達に即応した学内規程の整備に努めている。また、学内規程の制定・改正内容については、常にホームページで全教職員が閲覧できるほか、規程の制定や改正が行われるたびに、各種会議において各所属長等に連絡するほか、全教職員を対象とした学内通知により広く周知徹底が図られている。

本法人における法令遵守等の違反・抵触に係る問題は、普段の業務のなかで起こりうることであるが、これらの原因は、教職員の個人の法令遵守に対する意識の問題と、法令等を知らなかったという組織における教育の怠慢からの問題からなる。

これらの問題に対応するためには、教職員一人ひとりが、各自の業務に係る関係法令について、知識と理解を深める必要があるほか、学校法人が組織として教職員を対象とした教育の実施も必要となる。また、このような多岐にわたる規則・規範を全役員・教職員が遵守し、もし違反行為があった場合には、早期に発見して是正措置を講じる体制を作ることが求められている。また、慣習や学内ルールがより広い視点で法律や社会通念と相反していないかといった第三者的なチェックも必要になっているが、監事監査による業務監査が平成19年4月からスタートしたものの、内部監査制度は未整備のままである。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

法令遵守の違反等に係る社会的影響は、損害賠償などの法的な責任追及だけではなく、培われた本法人の信用を失墜させ、一度失った信用を取り戻すことは非常に困難であり、法人としての法令遵守を徹底していくためには、関係法令等の制定や改正に対して、常にアンテナを高くし、知らなかったということがないように、法人内の諸規程の整備を行うとともに、これらの規程の周知について、更なる徹底を図ることが肝要である。

また、学校法人全体が組織として各部門、各所属ごとに各教職員を対象とした研修会を開催するなど啓発や教育を繰り返し行う必要がある。

また、慣習や学内ルールがより広い視点で法律や社会通念と相反していないかといった第三者的なチェックも必要になっており、早急な内部監査制度の導入が必要である。

② 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

〔到達目標〕

近年、IT化の進展に伴い、本法人においてもコンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されている。こうした、個人情報の取扱は、今後ますます拡大していくと予想される。個人情報は、一旦、誤った取扱をされると個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがある。

これらに係る法規としては、個人情報保護法、公益通報者保護法などがあり、これらに対応した学内規程を制定することである。

〔現状説明〕

平成15年5月には「個人情報の保護に関する法律」が公布され、個人情報取扱事業者の義務に係る法律が平成17年4月から施行された。これを受けて、本法人では、法律施行の平成17年4月から、本法人が所有する個人情報の取り扱いに関し基本原則を定め、個人情報の適正な収集、利用、管理を行うこととし、本法人内における個人情報の保護の徹底を図ることとし、「学校法人岩手医科大学個人情報の保護に関する規程」を制定した。また、本法人内における情報を取り扱う部門毎に個人情報保護管理責任者を置くこととし、この目的を達成するために、「学校法人岩手医科大学個人情報保護管理委員会」を設置し、個人情報保護責任者は各部門毎に、各部門で取り扱うそれぞれの個人情報に対応した個人情報の保護に関する内規を定めた。

本法人における不正行為防止等に関する取り組みとしては、職員の交通事故や道路交通法違反について、平成14年4月に処分基準が明文化となり基準が制定された。また、本法人内の学生や職員等の学内関係者が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、就学、就労、教育、研究、診療を健全で快適な環境の下に遂行できるようにセクシャル・ハラスメント等防止に関する規程を平成17年4月に制定した。

また、本学における研究資金の状況としては、学校法人が全ての研究資金を潤沢に用意できる環境ではなく、外部資金の活用が広く認識されるようになり、近年は全学的に多数の外部研究資金を獲得するようになっている。これを受けて、外部資金となる公的資金については、研究に係る不正行為の防止に関する規程が、平成19年11月に制定された。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

個人情報の保護に関する規程、交通事故・道路交通法違反やセクシャル・ハラスメント、研究費不正などの防止に係る規程は整備されているが、相談窓口や相談方法、相談から審査体制などがホームページなどに公開されていない。また、一般的な服務規律等を網羅する法人全体としての懲戒規程の制定が未整備となっている。

次に、研究費に係る不正行為の防止に係る関連規程として、「岩手医科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程」「岩手医科大学における公的資金の管理に関する規則」「岩手医科大学研究費不正使用防止委員会内規」

「岩手医科大学事務局研究費不正使用防止委員会内規」の4 規程が制定され、今後各種委員会の開催が予定されている状況である。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

個人情報の保護や交通事故・道路交通法違反やセクシャル・ハラスメント、研究費不正などの防止に係る規程が制定され、審査体制が整備されているが、相談窓口や相談方法、審査体制などを明示する必要がある。また、一般的な服務規律等を網羅する法人全体としての懲戒規程の制定が未整備となっており、懲戒の原則や懲戒処分の量定、審査の申し立て、懲戒処分の効力など必要事項の規定化が必要であるが、平成20年4月の施行に向けて規程制定を予定している。

また、平成19年、教職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談や通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図ることが可能であり、本法人における規程化の動きはなく、早期の「公益通報に関する規程」の整備が急務となっている。

13 財務

1) 中・長期的な財務計画

- ① 中・長期的な財務計画の策定およびその内容 305

2) 教育研究と財政

- ① 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況 307

3) 外部資金等

- ① 文部科学省科学研究費，外部資金（寄附金，受託研究費，共同研究費など），
資産運用益等の受け入れ状況 310

4) 予算編成の執行

- ① 予算編成の適切性と執行ルールの明確性 312

5) 財務監査

- ① 監事監査，会計監査，内部監査機能の確立と連携 313

6) 私立大学財政の財務比率

- ① 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における，各項目毎の比率の適切性 314

13 財務

1) 中・長期的な財務計画

① 中・長期的な財務計画の策定およびその内容

〔到達目標〕

前回の改善方策として、本学の世紀の一大事業といえるキャンパス総合移転整備事業の推進のために、中・長期的な財務計画の方法としては、年度決算を待たず、年度途中でも適時収支を検証し、場合によっては財政計画の見直しを図ることも必要であることと、高額な教育研究用機器の購入については、耐用年数、必要度合、予算額などを考慮しながら、中期的な充足計画を立て、整備する一定のルールを作ることが必要であることが示されており、これらの着実な実施と、総合移転整備計画の第二次・第三次事業計画に向けた資金総合移転整備計画事業資金積立計画を執行することである。

〔現状説明〕

総合将来計画については、現在大学キャンパスの総合移転整備計画事業の第一次事業が完了し、創立100周年を目指して、世紀の大事業に向けて全教職員の意思統一が図られることが大事である。この計画を策定したのは、「岩手医科大学総合移転整備計画策定委員会」であり、実施するためには、大学の構成員全員の意思統一が必要となるとの考えから、構成員には学内の理事、各学部教授会から選出された委員、准教授・講師の会、また教職員組合の幹部が入る異例の構成となっている。この委員会の下部組織には専門部会が設けられており、この計画を支える資金についての財務調査、事業規模、収支計画等基本計画の検討を主に行う「事業資金部会」があり、この部会によって、中・長期的な将来計画と財政計画の策定が有機的に機能している。部会の委員の構成は、財務担当理事を含めた学内委員8名、学外委員2名、事務局2名の12名の構成である。中・長期的な財政計画は、総合移転整備計画を中心に考えられており、永続的な教育・研究活動を支える資金は、単年度予算編成の中で行われているのが現状である。

また、総合移転整備計画事業資金積立計画として、第2号基本金の組み入れ額を平成16年度から毎年度15億円を積み立てることにしている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

総合移転整備計画は本学始まって以来の大事業であり、既に第一次事業は完了したが、第二次、第三次事業に向けて、設置されている策定委員会や、小委員会、専門部会における検討を通して、全教職員の意見を汲み取ることができ、全学の合意によって計画を進め、計画を成し遂げるためには、大変重要なことであり、成長した組織として評価でされる。教育、研究活動における財政計画は、特に研究用機器の整備は単年度予算で執行しているが、機器には耐用年数があり、大型機器の整備には年次計画を立てての整備が必要である。文部科学省の補助金で整備される大型機器は、採択の可、不可により予算執行措置が変更されることがある。教育研究用機器購入計画は、限られた予算で配分するため、学部間での予算獲得の確執が生まれないように調整を図ることが必要であり、健全な教育研究活動を継続していかなければならない。

本法人では、平成18年度から事業計画書の作成を開始し、法人内の建物、附属設備、大型設備といった予算措置の必要な事業の把握と計画を取り入れた。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

近年の少子化、産業界の変革等による社会情勢の変化に伴い、私立大学全体が厳しい競争環境におかれている。この競争社会の中で各大学とも魅力ある大学造りを図らなければならない。現在進行中のキャンパス総合移転整備事業

の完遂は大変重要であり、そのための財政計画の立案は必然的に最重要課題である。

各部門における事業計画の策定は、単年度の事業ではなく短期・中期的な視野に立った事業計画の策定が重要であり、予算執行の優先順位を含めた検討が必要である。

また、年度決算を待たず、年度途中でも適時収支を検証し、場合によっては財政計画の見直しを図ることも必要である。高額な教育研究用機器の購入については、耐用年数、必要度合、予算額などを考慮しながら、中期的な充足計画を立て、整備する一定のルールを作ることが必要である。

2) 教育研究と財政

① 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

〔到達目標〕

- ① 収入の確保と支出の節減
- ② 総合移転整備事業推進のための資金確保

〔現状説明〕

1. 消費収支の現状

(1) 消費収支決算と消費収支差額

過去3年間の消費収支状況は表1に示すとおり、帰属収入について、対前年度比較では、平成17年度2.5%増加、平成18年度1.2%増加、平成19年度1.9%増加であった。平成17年度を100%とした趨勢率では、平成19年度は103.1%伸び、39,591,898千円であった。

帰属収入に基本金組入額を合算した消費収入は、対前年度比較で平成17年度2.7%増加、平成18年度0.1%増加、平成19年度3.0%増加であった。

一方、消費支出については対前年度比較で平成17年度2.2%増加、平成18年度0.9%増加、平成19年度4.6%増加であった。平成17年度を100%とした趨勢率では、平成19年度は105.4%伸び36,945,808千円であった。

消費収支差額は、平成17年度1,640,808千円、平成18年度1,384,381千円、平成19年度894,846千円となり収入超過を維持した。

繰越消費支出超過額は、平成19年度末10,767,634千円となった。

(2) 消費収支決算額主要項目の概要

1) 学生生徒等納付金

平成17年度の学生生徒等納付金は5,780,062千円で、平成19年度は6,180,033千円となり、3ヵ年で6.9%伸びている。これは、主に平成19年度に薬学部を開設したことによる。

帰属収入に占める学生生徒等納付金の割合は平成19年度15.6%であるが、平成17年度15.1%、平成18年度15.0%と緩やかに上昇している。

2) 医療収入

医療収入は、附属病院医科(高度救命救急センターを含む)、附属病院歯科、循環器医療センターおよび花巻温泉病院の4部門からなっており、平成17年度の総医療収入は25,542,567千円、平成18年度25,380,090千円、平成19年度25,979,384千円となり、対前年度比で平成18年度が0.6%減少しているが、3ヵ年では1.7%上昇している。

帰属収入に占める医療収入の割合は、平成17年度66.5%であり、平成19年度65.6%と、低下傾向にある。

3) 補助金

平成17年度に交付された補助金は2,426,398千円で、平成19年度は2,697,288千円となり、3ヵ年で11.1%増加している。

帰属収入に占める補助金の割合は、平成17年度6.3%、平成18年度8.1%、平成19年度6.8%となっている

4) 人件費

平成17年度の人件費は18,332,745千円であったが、平成19年度は18,523,293千円となり、3ヵ年で1.0%増加している。これは平成19年度の薬学部開設に伴う教員の採用や循環器医療センターの7対1看護体制の導入による増員等が要因となっている。

消費支出に占める人件費の割合は平成19年度50.1%であり、平成17年度52.3%、平成18年度51.2%となっており、

低下傾向にあるが依然として消費支出の50%を超える高い水準にある。

5) 教育研究経費

平成17年度の教育研究経費(医療経費を含む)は15,380,905千円で、平成19年度は16,972,197千円となり、3ヵ年で10.3%増加している。

6) 医療経費

平成17年度の医療経費は9,676,888千円で、平成19年度は10,295,362千円となり、3ヵ年で6.4%増加している。対前年度比較では平成17年度2.8%増加、平成18年度2.0%増加、平成19年度4.3%増加となり、対前年度比較で3年間連続して増加した。

消費支出に占める医療経費の割合は平成17年度27.6%、平成18年度27.9%、平成19年度27.9%となっている。

7) 管理経費

平成17年度の管理経費は1,152,894千円であったが、平成19年度は1,279,614千円となり、3ヵ年で11.1%増加している。

消費支出に占める管理経費の割合は、平成17年度3.3%、平成18年度3.9%、平成19年度3.5%となっている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

帰属収入は、学生生徒等納付金、医療収入、補助金が全体収入の約88%を占め、厳しい経済状況や、少子高齢化などの影響による財政の縮小のため、外部要因からの収入の伸びは期待できない状況下において、3年前より増加している。

消費支出は、3年前と比べ5%増加となっており、これは、平成19年度に矢巾キャンパスを開設したことに伴う教育研究費や設備投資した機器等の減価償却費等の経費が増加したこと、また、医療経費が増加したことなどが大きな要因となっている。

消費収支差額は、平成17年度以降3年間収入超過となったため、繰越消費支出超過額は減少したものの、その額は10,767,634千円あり、大学経営を維持する上で、さらに改善して行くことが求められる。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

現在、施設の老朽化、駐車場不足等により患者サービスの低下を招いている。こうした中、21世紀の求める教育、研究、医療の発展および地域への貢献を更なるものにするため、総合移転整備事業を推進しており、平成19年度の矢巾キャンパスの開設により第一次事業が終了した。今後は病院の整備・移転や医学部・歯学部の移転等の第二次事業・第三次事業により、診療機能と教育機能の改善と整備にあたることとなる。

これらの計画の実現には長い年月と多額の資金を必要とすることから、今後更に自己資金の確保、経営改善などが急務となっている。

消費収入の約7割近くを医療収入に依存している現状において、病院財務状況を検証し、更なる改善により医療収入を確保していかなければならない。しかしながら、国の財政から医療を取巻く環境は年々厳しくなっており、そのため多様化する医療のニーズに対応し、より多くの患者を確保して行くことが必要である。

また、ここ数年増加している科学研究費補助金、研究寄付金、受託研究費等の外部資金の導入を更に積極的に進める必要がある。

一方、消費支出のうち人件費が5割を超えている状況で、教育・研究・医療の質を低下させずに経費節減を行う必要がある。そのため予算管理部署に予算の執行状況を定期的に通知し、経費支出を最小限にしていかなければならない。

また、人件費に次ぐ規模の支出である医療経費については、医薬品費における院外処方箋発行率増加や常備購入医薬品の品目数の削減等により、医療材料費では、各附属病院の機能に合致した医療経費率を検証し、従来以上に医療材料の選定、購入、納品、在庫管理から保険請求等に至るまでの物流管理を徹底することにより経費の節減を図らなければならない。

財政基盤の充実には、矢巾町への移転資金を確保するとともに、教育・研究・医療に配慮した予算編成をしなければならない。経費節減には限度があり、費用対効果を考慮しながらより効率的な設備投資が必要である。

直近３ヵ年の消費収支決算

(表１)

(単位：千円)

消費収入	１７年度		１８年度		１９年度	
	決算額	伸び率	決算額	伸び率	決算額	伸び率
学生生徒等納付金	5,780,062	0.7%	5,837,541	1.0%	6,180,033	5.9%
医 療 収 入	25,542,567	2.3%	25,380,090	－0.6%	25,979,384	2.4%
寄 付 金	2,952,364	10.0%	2,965,382	0.4%	2,916,687	－1.6%
補 助 金	2,426,398	－6.6%	3,148,870	29.8%	2,697,288	－14.3%
そ の 他	1,686,602	15.5%	1,527,741	－9.4%	1,818,476	19.0%
帰 属 収 入 合 計	38,387,993	2.5%	38,859,624	1.2%	39,591,868	1.9%
基 本 金 組 入 額	－1,710,680	－2.9%	－2,138,833	25.0%	－1,751,214	－18.1%
消 費 収 入 合 計	36,677,313	2.7%	36,720,791	0.1%	37,840,654	3.0%

消費支出	１７年度		１８年度		１９年度	
	決算額	伸び率	決算額	伸び率	決算額	伸び率
人 件 費	18,332,745	2.6%	18,078,193	－1.4%	18,523,293	2.5%
医 療 経 費	9,676,888	2.8%	9,866,214	2.0%	10,295,362	4.3%
光 熱 水 費	752,967	4.8%	783,597	4.1%	904,056	15.4%
修 繕 費	447,005	－0.3%	450,315	0.7%	448,595	－0.4%
業 務 委 託 費	1,568,148	0.5%	1,707,833	8.9%	1,881,739	10.2%
減 価 償 却 費	1,788,884	1.9%	1,662,232	－7.1%	2,179,636	31.1%
そ の 他	2,469,868	－2.4%	2,788,026	12.9%	2,713,127	－2.7%
消 費 支 出 合 計	35,036,505	2.2%	35,336,410	0.9%	36,945,808	4.6%
消 費 収 支 差 額	1,640,808		1,384,381		894,846	

教 育 研 究 経 費	15,380,905	3.4%	15,645,535	1.7%	16,972,197	8.5%
管 理 経 費	1,152,849	3.2%	1,365,504	18.4%	1,279,614	－6.3%

3) 外部資金等

① 文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況

〔到達目標〕

前回の自己点検・評価では、以下の項目を今後検討すべきものとして挙げた。

- 1, ブラッシュアップ制度の充実（特に若手研究者のレベルアップ）
- 2, 研究環境の整備（共同研究部門の充実、大型設備の効率的活用等）
- 3, 外部資金獲得のための組織整備
- 4, 研究費使用に係る適正化

〔現状説明〕

本学は外部資金の積極的な受け入れのために治験管理室、研究助成課を整備してきたが、さらに産学連携による研究を推進し知財管理のために平成19年度にリエゾンセンターを設置した。

平成17～19年度の本学の外部資金の受入状況は表1～表3のとおり。

平成14～16年度に比べ、科学研究費、およびそれ以外の外部資金も増加している。

特に受配者指定寄付金に関しては、制度を導入した平成16年度から毎年伸び続け、制度導入の効果が現れている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

先の到達目標の達成状況は次のとおり。

1に関しては、ブラッシュアップ制度は定着して、ブラッシュアップを受けた申請課題はそうでないものに比べ採択率が高い。この点は評価されるべきであるが、ブラッシュアップ件数が増えるほどこれを担当する教員への負担が大きくなり、採択率向上との兼ね合いが問題となっている。

2に関しては、これまでに医学部・歯学部ともハイテクリサーチ、オープンリサーチの経験により、講座横断的な研究に関する基盤はできていた。これを発展させて学部を超えた共同研究センター的な組織が求められていたが、いまだ実現に至っていない。その原因のひとつとして、内丸キャンパスの狭隘さがあり、組織再構築の足枷になっている。

3に関しては、前述のとおりリエゾンセンターの整備を行なった。今後は既存の組織と如何に連携していくかが課題となる。

4に関しては、平成19年2月に文部科学省が「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を策定したことを受け、同年11月に公的研究費の不正使用防止に関する諸規程を整備した。今後は不正使用防止活動実施にむけた実質的な規則の策定予定である。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

科学研究費補助金採択金額は年々増えている。この傾向をさらに進めるためにはブラッシュアップ強化が必要であるが、これは教員の負担増につながる。教員の負担を増やさず、科学研究費補助金等の競争的資金獲得額を増やすには、対象を絞り込んだ効果的なブラッシュアップの実施、研究デザインや統計の指導体制の整備等の全体的な研究力の底上げ対策が必要である。

また、それ以外の外部研究費獲得には、研究助成課、リエゾンセンター、治験管理センター、医務課が連携して対策を練っていく必要がある。特にリエゾンセンターと研究助成課は連絡を密にして活動していかなければならない。

研究費獲得のための次期到達目標は、

- 1, 教員に負担をかけずに, かつ効果的なブラッシュアップ方法の確立
 - 2, 研究力の底上げのための研究デザインや統計に関するサポート体制の整備
 - 3, リエゾンセンターと研究助成課の連携による効率的な業務体制の確立
- である。

(表1) 外部資金の受入状況

(単位: 千円)

	H17年度	H18年度	H19年度
奨学寄付金	540,353	569,744	594,739
うち受配者指定寄付金	182,858	217,742	313,553
受託研究費	359,281	466,281	409,375
共同研究費	0	0	0
政府若しくは政府関連法人からの研究助成金	66,288	43,903	35,800
民間の研究助成団体等からの研究助成金	0	0	0
計	1,148,780	1,297,670	1,353,467

(表2) 文部科学省科学研究費補助金採択状況(新規・継続)(千円)

		H17年度	H18年度	H19年度
医学部	採択件数	61	68	62
	交付額	95,900	116,260	106,504
歯学部	採択件数	28	23	23
	交付額	46,500	33,440	48,488
薬学部	採択件数			17
	交付額			39,600
共通教育センター(教養部)	採択件数	2	2	0
	交付額	2,100	1,800	0
計	採択件数	91	93	102
	交付額	144,500	151,500	194,592

(表3) 文部科学省科学研究費補助金研究種目別採択状況(新規・)

(単位: 千円)

		特定領域研究		基盤研究A		基盤研究B		基盤研究C		萌芽研究		若手研究B		手研究(スタートアップ)		合計	
		採択件数	交付額	採択件数	交付額	採択件数	交付額	採択件数	交付額	採択件数	交付額	採択件数	交付額	採択件数	交付額	採択件数	交付額
H17年度	医学部	0	0	0	0	3	13,600	32	49,500	8	10,500	18	22,300	0	0	61	95,900
	歯学部	0	0	0	0	5	12,900	14	16,800	2	4,500	7	12,300	0	0	28	46,500
	教養部	0	0	0	0	0	0	1	1,000	0	0	1	1,100	0	0	2	2,100
	計	0	0	0	0	8	26,500	47	67,300	10	15,000	26	35,700	0	0	91	144,500
H18年度	医学部	0	0	0	0	4	26,700	38	46,300	5	7,000	20	35,200	1	1,060	68	116,260
	歯学部	0	0	0	0	4	11,300	10	10,300	1	800	7	9,700	1	1,340	23	33,440
	教養部	0	0	0	0	0	0	1	1,000	0	0	1	800	0	0	2	1,800
	計	0	0	0	0	8	38,000	49	57,600	6	7,800	28	45,700	2	2,400	93	151,500
H19年度	医学部	0	0	1	16,000	4	13,900	30	43,900	2	2,100	24	29,634	1	970	62	106,504
	歯学部	0	0	0	0	4	19,700	8	12,700	3	4,800	7	9,948	1	1,340	23	48,488
	薬学部	4	20,200	0	0	1	3,400	7	10,100	1	700	1	1,200	3	4,000	17	39,600
	共通教育センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	20,200	1	16,000	9	37,000	45	66,700	6	7,600	32	40,782	5	6,310	102	194,592

4) 予算編成の執行

① 予算編成の適切性と執行ルール of 明確性

〔到達目標〕

- ① 予算編成における恒常的経費と新規事業経費の明確化
- ② 予算執行状況の適正な把握

〔現状説明〕

予算配分については部門別毎に予算委員会で審議し、集積しながら全体予算案を作成し、理事会および評議員会で承認されて正式決定される。

予算は各講座並びに教員に配分する研究費予算と管理部署に配分する予算があり、各講座の研究費予算は定額の基本額と教員数・評価による加算等がある。個人研究費は職種により予算額が異なる。

執行については各部署の責任者が物品購入の内規により担当課へ発注依頼している。ただし、高額な物品等については、予算の執行時決裁を要することとしており、これにより購入物品等の内容・必要性・価格比較等を検証している。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

研究費予算については教授会で配分額等報告を行っている。

部署予算は決算が確定した時点で担当所属長へ直接通知を行い、さらに資金収支ベースでの執行状況を四半期ごとに通知している。

研究費予算管理は、学内LANから研究費元帳の照会ができるため、執行状況を容易に把握できる。

高額機器の購入等にあたっては、2社以上の見積により適正価格での購入に努めている。

予算編成にあたっては、各部署からの申請および前年度予算額を基準としているため、予算が大きくなることはないが、新規事業の予算計上の基準がないため問題となっている。

特殊な高額機器等の場合は、メーカーが1社しかないケースもあり、すべて見積比較することができない場合もある。

また、研究費から支出する小額の物品等は立替払が多く、教員の判断により購入先が決められる。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

予算配分については恒常的経費と新たに発生する事業経費を区分して予算申請をし、新規事業で発生する経費を把握していかなければならない。それには現在の予算申請と併せて新規事業計画書を審議し、予算計上していく必要がある。

執行については管理部署で予算執行状況を把握し、費用対効果を検証していく必要がある。財政基盤を充実させるため、収支概要等の財務情報を基に経費節減問題などを検証し、経営管理を強化していかなければならない。

5) 財務監査

① 監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

〔到達目標〕

現在、大学を取り巻く環境は厳しく、学校法人は財政基盤の整備に向けて、あらゆる角度からの検討が行われている。とりわけ、本学においても国庫助成金、学生生徒納付金等、病院収入、更に篤志家からの寄附金等で成り立っており、大学財政は社会的な使命からも業務執行の責任を明らかにする必要がある、民間企業等で導入されている三様監査を学校法人にも導入する三様監査、すなわち会計監査や監事監査のほか、業務を監査する内部監査を行うようになっている。

内部監査室の設置目的は、学校法人が設置する大学・学校等を建学の精神にのっとり健全で効率ある経営を図るためであるが、本法人においても内部監査制度の導入が必要である。

〔現状説明〕

本法人は、昭和3年の法人設立以来、法人役員の監事として、弁護士・税理士や学識経験者などが就任しており、理事会及び評議員会の開催毎に出席の要請を受け、常に意見を述べる状況となっている。

昭和46年の学校会計基準の制定により、本法人では昭和47年度から会計士（公認会計士、税理士）による会計監査をスタートした。また、昭和50年の私立学校振興助成法の施行に基づき、昭和52年度から北光監査法人による会計検査を開始し、現在に至っている。

また、平成17年の私立学校法第37条第3項の改正により「監事による監査」が導入となり、本法人においても寄附行為の改正を行ない、寄附行為第18条において監事監査を規定した。これを受けて、平成19年4月1日施行の岩手医科大学監事監査規程を制定し、監事による業務監査を開始した。しかし、同第6条において「監事は、会計監査人及び内部監査担当者と連携」について規定化となったが、内部監査担当者の任命は行われていない。

また、私立大学等経常費補助金に係る内部監査については、学内点検という形式で、平成11年からスタートし、現在に至っている。また、科学研究費補助金等の公的資金については、平成19年11月に「岩手医科大学における研究活動の不正防止に関する規程」「岩手医科大学における公的資金の管理に関する規則」「岩手医科大学不正防止委員会内規」の制定を受けて、内部監査を開始した。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

本法人では、監査法人（公認会計監査）による会計監査は、実施以来30年以上の実績があり、監査法人による会計監査の際には、法人監事が必ず同席している。また、監事による監査としては、本法人設立から、法人役員として、理事会や評議員会には要請を受けて出席している。また、私立学校法の平成17年改正により本法人の寄附行為を改正のうえ、監事監査規程を制定し、監査業務として、学校法人全般に係る業務を対象として追加し、平成19年度から業務監査を開始した。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

本法人では、三様監査のうち、監査法人（公認会計監査）による会計監査、監事による監事監査が行われているが、内部監査が実施されていない。公的資金については、規程制定となり、監査を実施しているが、補助金に係る点検については、規定化は行われていない。また、経理規程内には内部監査条項が規定されているが、この規定に基づく内部監査担当者が任命されておらず、今後は、法人として、三様監査の内部監査制度の導入に向けて、経理規程内の内部監査規定を含めた内部監査制度の本格的な導入が急務である。

また、内部監査等の業務を円滑に行うためには、公益通報者保護法に基づく「公益・内部通報に関する規程」が必要であるが、この規程も未整備となっていることから、規程整備の早期導入が急務となっている。

6) 私立大学財政の財務比率

① 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

〔到達目標〕

- ① 収入の確保と支出の節減に向けた財務分析
- ② 総合移転整備事業推進のための資金確保に向けた財務分析

〔現状説明〕

主な財務比率は、表1、表2のとおりである。平成19年度の本学の財務比率と私立医科大学の平均値を比較検討し、この間の財政変化について主な項目を考察した。

1. 消費収支関係比率

- ① 人件費比率(人件費/帰属収入 ↓低い方が良い)

【本学】46.8% 【私立医科大学平均】44.9%

人件費は、大学の諸活動の維持・推進のため他の経費を圧迫しないように考慮することが必要である。帰属収入に占める人件費の割合を示す人件費比率は長期にわたり50%を超えていたが、平成15年度以降においては50%を割込むことができた。これは、公務員給与に準拠した人件費であるため、民間賃金との格差是正によるマイナスの人事院勧告が出されたことが大きく影響している。しかし、医科大学平均よりまだ高く、アウトソーシングのさらなる促進が必要であり、また人事院勧告による外部要因が大きいことから、今後さらに推移を注視しなければならない。

- ② 教育研究経費比率(教育研究経費/帰属収入 ↑高い方が良い)

【本学】42.9% 【私立医科大学平均】48.8%

教育研究経費は、教育活動の維持・発展のためには不可欠なものであり、この比率が高い方が望ましいが、一方で、消費収支の均衡を崩す要因となる場合がある。

平成19年度は42.9%と医科大学平均48.8%より比率5.9%が低い、消費支出比率が医科大平均より5.5%低いことを考慮しなければならない。

- ③ 消費支出比率(消費支出/帰属収入 ↓低い方が良い)

【本学】93.3% 【私立医科大学平均】98.8%

この比率が低いほど、自己資金は充実することとなり、経営に余裕があると見なすことができる。平成19年度は消費支出比率が93.3%で医科大学平均98.8%より比率が5.5%低く、良好な比率となった。

- ④ 学生生徒等納付金比率(学生生徒等納付金/帰属収入 ↑高い方が良い)

【本学】15.6% 【私立医科大学平均】6.9%

学生生徒等納付金比率が高水準で、かつ安定に推移していることが経営的に好ましいとされているが、医科大学においては医療収入が全体に占める割合が高いため、この比率は全般に低い。

本学の比率は、平成17年度と平成19年度を比較して約0.5%増加している。これは薬学部の設置によるものである。

- ⑤ 寄付金比率(寄付金/帰属収入 ↑高い方が良い)

【本学】7.4% 【私立医科大学平均】2.3%

本学の比率は、医科大学平均比率と比較して高いものとなっている。寄付金は、重要な収入源であり、一定水準の寄付金収入が継続して確保されることが好ましい。

⑥ 補助金比率(補助金/帰属収入) ↑高い方がよい)

【本学】 6. 8% 【私立医科大学平均】 4. 8%

本学の比率は、国等の施策により低下傾向にあるが、他の医科大学平均比率と比較すると上回っている。

⑦ 基本金組入比率(基本金組入額/帰属収入) ↑高い方がよい)

【本学】 4. 4% 【私立医科大学平均】 5. 3%

学校法人の諸活動に不可欠な資産の充実のためには、この比率が高いことが好ましいが、施設等の取得に伴って、一時的にこの比率が上昇する場合がある。

本学の比率は、医科大学平均比率と比較すると若干下回っている。

⑧ 減価償却費比率(減価償却額/消費支出) —どちらとも言えない)

【本学】 5. 9% 【私立医科大学平均】 6. 6%

この比率は、消費支出とされているものの、実質的には消費されずに蓄積される資金の割合を示したものである。

本学の比率は、平成17年度と比較して0. 8%増加したが、これは矢巾キャンパスの開設に伴う設備投資によるものである。

⑨ 医療収入比率(医療収入/帰属収入) ↑高い方がよい)

【本学】 65. 6% 【私立医科大学平均】 81. 7%

医療収入は収入に占める割合が最も大きく、本学の財政を支える大きな収入財源となっている。学生生徒等納付金や補助金等他の収入財源とのバランスもあるが、比率は高い方が好ましい。

医科大学平均の医療収入比率は80%を超えており、財政が医療収入に大きく依存していることを示している。本学の比率は、平成19年度65. 6%となっており、医科大学平均より16. 1%低くなっている。

医療収入の増加を図る上で様々な観点から検討する必要がある。例えば本学の全附属病院の医療収入における室料差額の比率0. 9%は医科大学平均比率3. 7%と比較して2. 8%低くなっているなどの分析を行う必要がある。

⑩ 医療経費比率(医療経費/医療収入) ↓低い方がよい)

【本学】 39. 6% 【私立医科大学平均】 35. 3%

医療経費は、平成19年度の消費支出に占める割合が27. 9%となっており、消費支出のなかでは、人件費に次ぐ規模の支出であり、財政に与える影響が大きい。医療経費比率は、病院収入の収益性から見て低いことが好ましい。

本学の全附属病院の比率は、39. 6%で医科大学平均比率35. 3%と比較して4. 3%高くなっている。

医療経費比率については、診療内容により数値が異なることから、各附属病院ごとに適正かどうかを検証していく必要がある。

2. 貸借対照表関係比率

① 流動資産構成比率(流動資産/総資産) ↑高い方がよい)

【本学】 26. 2% 【私立医科大学平均】 20. 2%

この比率が高い場合は、資産のなかで現金又は1年以内に現金化が可能な資産の比率が大きいことを示しており、資金の流動性に富んでいることを表している。逆にこの比率が特に低く、長期有価証券等で資金運用をしていない場合には、資金繰りが苦しい状態にあると判断できる。

本学の比率は平成19年度26. 2%となっており、平成17年度23. 7%と比較し、2. 5%高くなっている。

② 固定負債構成比率(固定負債/総資金) ↓低い方がよい)

【本学】 8. 9% 【私立医科大学平均】 16. 1%

この比率は、長期的な債務の割合をみるもので、低い方がよいとされ、固定負債の内容は退職給与引当金、

長期借入金、長期未払金等である。

本学の比率は、平成19年度8.9%となっており、平成17年度9.5%と比較し、0.6%低くなっている。

③ 自己資金構成比率(自己資金/総資産 ↑高い方が良い)

【本学】84.7% 【私立医科大学平均】69.4%

この比率は、高いほど財政的に安定しており、50%を割ると他人資金が自己資金を上回ることを示している。

また、企業の自己資本率に相当する比率であり、財政の安定度を示す意味で重要な指標である。

本学の比率は80%台をこの3年間維持しており、また、少しながら上昇傾向にある。

④ 流動比率(流動資産/流動負債 ↑高い方が良い)

【本学】405.1% 【私立医科大学平均】224.9%

この比率は、1年以内に支払いする流動負債に対して、現預金等の支払い可能な流動資産がどの程度用意されているかという、短期的な支払能力を判断する指標である。この比率が通常200%以上あれば優良であるとみなされている。

本学の比率は、405.1%で私立医科大学平均224.9%と比較してかなり高い比率である。

⑤ 退職給与引当特定資産比率(退職給与引当特定資産/退職給与引当金 ↑高い方が良い)

【本学】94.7% 【私立医科大学平均】37.3%

この比率は、引当金に見合う資産を、引当特定資産としてどの程度保有しているかを判断する指標で、高い方が良いとされている。ただし、退職給与引当率によって差異が生ずる点を考慮する必要がある。

本学の比率は94.7%で引当金相当額を特定資産として保有しているが、多くの医科大学の退職給与引当率が100.0%となっている中で、本学は40.0%となっている点に注意しなければならない。

〔点検・評価(長所と問題点の明示:設定された到達目標と現状説明に基づく)〕

主な財務諸表の各項目ごとの比率の適切性については、特に財政上の適切性を欠く比率はない。比率のなかで消費支出比率、人件費比率、流動比率が特に良い傾向にあり、今後もこの比率を継続していくことが大切である。

これらの関係比率で私立医科大学平均比率と比較して劣るものについては、経営改善の項目として平成19年度に次の施策を講じている。

- ① 医療経費率については、37%台を目標として随時医療経費の状況を関係会議に報告している。また、物品管理システム導入を進めており、これにより在庫管理が充実し、医療経費率の低下に繋がる。
- ② 人件費比率については、医事業務関係を中心にアウトソーシングを促進している。
- ③ 医療収入比率については、7対1看護体制を循環器医療センターで導入し、また、附属病院(医科・歯科)については平成20年度に導入を予定しており医療収入の増収を目指している。

財務分析にあたっては、ある年度における特殊事情で比率が大きく変化する場合もあり、多方面からの分析が必要とされるため、分析した比率とその年度の新規事業等を加味したうえで、経営分析を行っていかなければならない。

この比率は、年度の比較を用いることにより、経営判断するうえでの重要な財務資料となる。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

消費収支比率は、決算の重要な指標であり低い比率ほど良いとされているが、この比率を上昇させないためには、収支の均衡がとれた予算編成と予算執行の管理が必要である。

平成19年度で終了した総合移転整備事業第一次事業に引き続き、第二次事業・第三次事業を推進することから、流動資産構成比率、自己資金構成比率に注視し、事業資金の確保に努めていかなければならない。

今後は消費支出に占める割合の高い人件費比率と医療経費率を特に重視し、経費の削減を行うと共に更に医療収入の増収に取り組んでいかなければならない。

財務比率を検討するうえで、基準とすべき数値が学校法人の実態により異なるため、今後は本学独自の基準とすべき財務比率を検討し、それをもとに評価するとともに、私立医科大学の平均値を参考として加味することが必要である。

消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）

（表1）

	比 率	算 式（※100）	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1	人 件 費 比 率	$\frac{\text{人 件 費}}{\text{帰 属 収 入}}$	47.8%	46.5%	46.8%
2	人 件 費 依 存 率	$\frac{\text{人 件 費}}{\text{学 生 生 徒 等 納 付 金}}$	317.2%	309.7%	299.7%
3	教 育 研 究 経 費 比 率	$\frac{\text{教 育 研 究 経 費}}{\text{帰 属 収 入}}$	40.1%	40.3%	42.9%
4	管 理 経 費 比 率	$\frac{\text{管 理 経 費}}{\text{帰 属 収 入}}$	3.0%	3.5%	3.2%
5	借 入 金 等 利 息 比 率	$\frac{\text{借 入 金 等 利 息}}{\text{帰 属 収 入}}$	0.0%	0.0%	0.0%
6	消 費 支 出 比 率	$\frac{\text{消 費 支 出}}{\text{帰 属 収 入}}$	91.3%	90.9%	93.3%
7	消 費 収 支 比 率	$\frac{\text{消 費 支 出}}{\text{消 費 収 入}}$	95.5%	96.2%	97.6%
8	学 生 生 徒 等 納 付 金 比 率	$\frac{\text{学 生 生 徒 等 納 付 金}}{\text{帰 属 収 入}}$	15.1%	15.0%	15.6%
9	寄 付 金 比 率	$\frac{\text{寄 付 金}}{\text{帰 属 収 入}}$	7.7%	7.6%	7.4%
10	補 助 金 比 率	$\frac{\text{補 助 金}}{\text{帰 属 収 入}}$	6.3%	8.1%	6.8%
11	基 本 金 組 入 率	$\frac{\text{基 本 金 組 入 額}}{\text{帰 属 収 入}}$	4.5%	5.5%	4.4%
12	減 価 償 却 費 比 率	$\frac{\text{減 価 償 却 費}}{\text{消 費 支 出}}$	5.1%	4.7%	5.9%
13	医 療 収 入 比 率	$\frac{\text{医 療 収 入}}{\text{帰 属 収 入}}$	66.5%	65.3%	65.6%
14	医 療 経 費 比 率	$\frac{\text{医 療 経 費}}{\text{医 療 収 入}}$	37.9%	38.9%	39.6%

〔注〕 本表については、「学校法人会計基準」に基づく財務計算書類中の消費収支計算書（法人全体のもの）を用いて作成した。

貸借対照表関係比率（私立大学のみ）

（表2）

	比 率	算 式（※100）	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1	固 定 資 産 構 成 比 率	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{総 資 産}}$	76.3%	76.0%	73.8%
2	流 動 資 産 構 成 比 率	$\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{総 資 産}}$	23.7%	24.0%	26.2%
3	固 定 負 債 構 成 比 率	$\frac{\text{固 定 負 債}}{\text{総 資 金}}$	9.5%	9.2%	8.9%
4	流 動 負 債 構 成 比 率	$\frac{\text{流 動 負 債}}{\text{総 資 金}}$	6.6%	6.7%	6.5%
5	自 己 資 金 構 成 比 率	$\frac{\text{自 己 資 金}}{\text{総 資 金}}$	84.0%	84.1%	84.7%
6	消 費 収 支 差 額 構 成 比 率	$\frac{\text{消 費 収 支 差 額}}{\text{総 資 金}}$	-21.4%	-17.9%	-15.9%
7	固 定 比 率	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{自 己 資 金}}$	90.8%	90.3%	87.1%
8	固 定 長 期 適 合 率	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{自 己 資 金} + \text{固 定 負 債}}$	81.6%	81.4%	78.9%
9	流 動 比 率	$\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{流 動 負 債}}$	360.6%	359.2%	405.1%
10	総 負 債 比 率	$\frac{\text{総 負 債}}{\text{総 資 産}}$	16.0%	15.9%	15.3%
11	負 債 比 率	$\frac{\text{総 負 債}}{\text{自 己 資 金}}$	19.1%	18.9%	18.1%
12	前 受 金 保 有 率	$\frac{\text{現 金 預 金}}{\text{前 受 金}}$	393.0%	502.5%	692.0%
13	退 職 給 与 引 当 預 金 率	$\frac{\text{退 職 給 与 引 当 特 定 預 金（資産）}}{\text{退 職 給 与 引 当 金}}$	99.3%	95.6%	94.7%
14	基 本 金 比 率	$\frac{\text{基 本 金}}{\text{基 本 金 要 組 入 額}}$	100.0%	99.8%	99.9%
15	減 価 償 却 比 率	$\frac{\text{減 価 償 却 累 計 額}}{\text{減 価 償 却 資 産 取 得 価 格（図書を除く）}}$	51.7%	40.6%	42.5%

〔注〕1 本表については、「学校法人会計基準」に基づく財務計算書類中の貸借対照表を用いて作成した。

2 「総資金」は負債＋基本金＋消費収支差額を、「自己資金」は基本金＋消費収支差額をあらわす。

14 点検・評価

1) 自己点検・評価

- ① 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性 320
- ② 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性 321

2) 自己点検・評価に対する学外者による検証

- ① 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性 322

3) 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

- ① 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応 323

14 点検・評価

〔到達目標〕

認証評価が義務化されたことに伴い、各学部の各種委員会に自己評価部会等の部門を設けることで、より有効な点検・評価を実施できる組織体制の整備を目標としている。

〔現状説明〕

本学では、平成5年に自己評価委員会を発足し、「研究業績集」の発行を平成6年から開始した。以後暦年で発行を継続し現在に至っている。さらに平成8年より「教育等に関する自己点検評価」を発行し、以後も継続して3年を目処に継続して発行している。

平成16年度より認証評価制度が義務化されたことを受けて、平成17年度に発行した「教育等に関する自己点検評価」を基として、翌平成18年度に大学基準協会の認証評価を受け大学の基準に適合していると認定された。この時の評価では、特に大きな指摘事項はなかったものの総評の中で検討すべき事項が散見されたため、自己評価委員会より関係部署に対して改善を検討するよう勧告している。

学内の各学部、委員会等では、近年の自己評価への必要性の高まりをみて独自に評価部会等の設置が進められており、大学全体として自己評価の体制は充実されつつある。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

本学では、昭和38年より大学基準協会の正会員となっており、全国の大学の中でも早い時期から大学の自己評価について関心を向けてきている。このことから、大学上層部においても自己評価に関する情報の収集や考え方について常に念頭に置き、本学の地域における位置づけ等、社会的責務を意識しながら大学の政策を実行してきたことは自他ともに認めるところである。

現状では、認証評価を除くと点検評価については本学の教職員により実施されており、学外者は直接的には関与していない。このことは、今後自己点検評価の結果を客観的に分析する意味合いからも体制を考慮する必要がある。なお、法人部分については私立学校法に基づき、岩手医科大学監事監査規程により財務及び会計ならびに業務管理の監査を受けている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

本学における自己点検評価の体制は概ね良好であると考えているが、問題点のところでは指摘したように、自己点検評価における検証について学外者の関わりがやや希薄な面があり、自己点検評価の全般的なシステムも含めて改善を検討する必要がある。詳細については、以下の各項目で述べる。

1) 自己点検・評価

① 自己点検評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

〔到達目標〕

到達目標は前項と同様である。

〔現状説明〕

本学では、既述のとおり平成3年の大学設置基準の大綱化を受けて、教育・研究・診療活動の向上を図り、教育研究活動の状況を自ら点検および評価することを目的として、平成5年4月に「自己評価委員会規程」を制定し、自己評価委員会を発足させた。自己評価委員会では、自己点検評価を実施するにあたり、本学の研究活動の現状把握と評価を目的として「研究業績集」の発刊から着手することとし、委員会の設置後直ちに検討に入り、平成4年（1992）版の作成を開始し、平成6年5月刊行した。「研究業績集」は、以後暦年で発行することとし、現在にいたるまで継続して発行している。さらに、自己評価委員会では大学全般に関し自己点検・評価を行うため専門部会を設置し、平成4年～6年について第一回目の自己点検・評価を実施した。その結果を「教育に関する自己点検・評価」（1992～1994年度）版として平成8年2月刊行した。「教育に関する自己点検・評価」は以後3年毎を目処とし、継続して発行している。

平成18年度には、大学基準協会による認証評価を受け、同協会の大学基準に適合していると認定された。既述のとおり、大学基準協会の総評の中で検討すべきと判断した事項については、自己評価委員会より関係部署に検討するよう勧告している。

また、各学部では独自に各種委員会等に評価部門を設けており、それぞれ評価を実施しており、自己評価委員会からの勧告等にもこれら評価部門を中心に対応しており、継続して点検・評価が行われている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

本学では、平成11年4月に学則を改正し、その第1条の2に「本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めている。これは、前述の自己評価委員会規程とともに、本学が恒常的に自己点検・評価を行うことを規定するものである。また、「研究業績集」を暦年で発行、「教育等に関する自己点検評価」については3年毎を目処に発行するなど継続的な活動をしており、自己点検・評価を恒常的に行うシステムは確立されている。自己評価委員会の構成委員は、学長を委員長として、以下、各学部長、病院長、学生部長、図書館長となっており、各所属の責任者によって構成されている。このため、委員会での審議内容は各所属にスムーズに伝達され、自己点検評価への取組みを容易にしている。

この他、各学部の各種委員会等に評価部門が設けられてきたことで、さまざまなレベルでの点検・評価が実施されている。

「研究業績集」並びに「教育等に関する自己点検・評価」は、学内の各講座、所属に配布しており、教員が各学部、各講座の教育・研究内容を相互に確認することで、各組織間のより一層の連携を促進し、本学の教育・研究・診療の向上を図るうえでたいへん有効であった。

〔改善方策（点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策）〕

平成18年度に認証評価を受けた結果により、本学の自己点検評価の方向性が概ね正しいものと判断している。このことから、各レベルでの評価結果をより有効にフィードバックできる体制を整えるべく検討を重ねている。

② 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

〔到達目標〕

評価の結果と、現在の社会情勢とを比較検討することで大学の教育・研究体制をより効果的に運営するための指標を定める。

〔現状説明〕

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

自己評価委員会において点検・評価の結果指摘された案件に関しては、自己評価委員会の委員である各学部長等を通じて各学部の教授会または各種委員会等へ報告される。それを受けて、各教授会・委員会等で対応することとなるが、具体的な対応策は委員会レベルにおいて立案し、教授会等で審議、承認後、必要に応じて学長に上申し実施している。この過程において、学内の主な教職員は点検評価ならびにその結果に対する改善に関与する形となり、結果的に各レベルに点検評価の結果等が全学的に浸透している。

すでに述べたとおり、自己点検評価報告書は各講座・部門に配布したほかに大学ホームページにも掲載し、全学的に評価結果を把握させるべく努めている。また、これにより教職員各自の改善・改革に資することも期待している。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

本学における自己点検評価のシステムは、相応のレベルに達していると考えているが、昨今の社会情勢は少子化を含め大きく変わりつつあることから、その動向を踏まえながら自己評価委員会を中心に必要に応じて検討していく。

2) 自己点検・評価に対する学外者による検証

① 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

〔到達目標〕

自己点検・評価の妥当性が確保できる体制の確立。

〔現状説明〕

「研究業績集」ならびに「教育等に関する自己点検評価」を作成するたびに、自己評価委員会において実施方法、評価項目等について検証しており、その都度問題があれば改善している。

また、「研究業績集」ならびに「教育等に関する自己点検評価」については、発刊のたびに関係省庁、全国の医療系大学、県内の関係機関及び医療機関に配布するとともに、ホームページに掲載して広く意見を求めている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

本学では、平成18年度に認証評価を受けた結果から現状の体制が概ね適切なものと考えている。しかしながら、社会情勢の変化も大きいことから今後も情勢を見据えながら必要に応じて検討する方針である。

3) 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

① 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

〔到達目標〕

〔現状説明〕

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策, 問題点を解決していくための方策)〕

本学ではこの3年間については、関係省庁等からの指摘は特に受けていない。また、平成18年度に受けた認証評価においても勧告等はなかったが、自己評価委員会において、総評のなかに改善すべきと判断した事項があり、該当の各学部・部署に対して改善要請をしている。

15 情報公開・説明責任

1) 財政公開

- ① 財政公開の状況とその内容・方法の適切性 325

2) 情報公開請求への対応

- ① 情報公開請求への対応状況とその適切性 327

3) 点検・評価結果の発信

- ① 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性 328
- ② 外部評価の学内外への発信状況とその適切性 328

15 情報公開・説明責任

1) 財政公開

① 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

〔到達目標〕

大学はその高い公共性から、社会的責務として適切な情報公開が求められている。現在、大学を取り巻く環境は厳しく、これらに対応するためには学校法人は財政基盤の整備に向けて、あらゆる角度からの検討が行われている。とりわけ、大学は国庫助成金、学生生徒納付金等、病院収入、更に篤志家からの寄附金等で成り立っており、大学財政は社会的な使命からも業務執行の責任を明らかにする必要がある。このようなことから、文部科学省からも積極的な情報公開を求められており、民間企業等で導入されている情報公開が要求される。

〔現状説明〕

従来から財務情報の公開については積極的に対応するようという文部科学省の指導のもと、本学は、平成16年まで資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表についてのみ大学発行の広報誌である教職員用の「岩手医科大学報」、在学生父兄用「啐啄」に掲載することにより公開してきた。その内容は計算書類の中科目の公開である。

平成17年4月私立学校法が改正になり、上記のほか財産目録、監事の作成する監査報告書を各事務所に備え置き、在学者その他本学と利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないことになった。

本学でも法規に則り企画課に備え付け、請求があった場合には閲覧させることにしている。なお、閲覧のほか、希望者には決算が掲載された広報誌を配布するなど、その公開に努めている。今回の改正では事業報告書の作成が義務付けられたが、本学では昭和11年頃から事業報告書を作成し、教職員を対象として情報を公開してきた。昭和35年度から事業報告書の掲載内容の充実を努め、現在は、法人関係、人事の概要、学事関係、附属病院関係、決算の概要という5つの構成からなる事業報告書の体裁となっている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

平成17年度から平成19年度の3年間における事業報告書の掲載内容は、法人関係として設置する学校、当該学校の入学定員、会議、役員等の異動、諸規程の主な改正等、主な事業の概要、主な行事など11項目、人事の概要では主な役職人事、主な教職員人事、職員総数の3項目、学事関係では入学・卒業・修了者数、学位授与者数、文部科学省科学研究費補助金などの補助金のほか国家試験など9項目、附属病院関係では患者数、救急患者取り扱い件数、分娩件数、手術件数など5項目、決算の概要では財務諸表のほか消費収支と資本収支の概要、医療収入内訳や決算構成比率（グラフ）を掲載し、財務書類の背景となる学校法人の事業方針や結果を分かりやすく説明するための方策を採っている。

法人のホームページでは、平成17年度から財務状況（財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書）、監査報告書、事業報告書、大学概要（歴代理事長、学長、組織機構図、法人役員、大学役職員、教職員数、学生数（学部、大学院）、図書館、附属病院、岩手医科大学歯科技工専門学校、岩手医科大学歯科衛生専門学校、敷地・建物面積といった内容を掲載し情報を公開している。また、平成19年度には薬学部設置認可申請書（岩手医科大学薬学部薬学科の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由）を掲載したほか、設置計画履行状況報告書の各種項目（調査対象大学等の概要等、授業科目の概要、施設・設備の整備状況、経費、既設大学等の状況、教員組織の状況、留意事項に対する履行状況等、その他全般的事項、自己点検・評価等に関する事項）の多岐にわたり掲載し公開している。

以上から本学のホームページでの公開内容は法規で定められている内容以外にも積極的に情報を公開しているとい

える。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

本学の情報公開内容は、点検・評価のなかで詳細に記述したが、情報公開にあたっては、財務情報だけではなく、自己点検・評価に係る報告書、研究業績集を刊行し全国の関係機関に配布・公表し、これら公的機関の理解と支持を得るべく努めている。また、本学の大きな目標のひとつに地域医療への貢献を掲げており、地域住民、医療機関への本学の活動状況、医療情報の提供はこれら地域社会との密接な関係を築く上でも有意義なことであり、今後も有効な情報公開を継続して実施していくため、積極的な情報公開並びに説明責任に係るシステムの整備・充実を検討していく必要がある。

2) 情報公開請求への対応

① 情報公開請求への対応状況とその適切性

〔到達目標〕

本学に学ぶ学生がのびのびと学び、国民や県民に信頼される大学教育を行うためには、開かれた大学づくりを通して、教職員は勿論のこと、保護者や地域の方々の理解と協力を得て推進していくことが重要である。そのためにも大学が有している様々な情報を、保護者や地域の方々に積極的に発信していくことが求められている。

本学としても、情報発信の方法や情報請求への対応にあたっては、私立学校法に規定される内容や方法に限らず、積極的な対応を行う必要がある。

〔現状説明〕

国公立大学における情報公開については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき法人文書の公開が行なわれており、情報公開の対象文書と開示手続きのしくみ、開示請求窓口、書類の様式、公表事項、関係規則などがホームページにおいて掲載されて、広く対応できる仕組みとなっている。

本学の状況としては、平成17年4月の私立学校法の改正により、財務情報の公開や閲覧の対象者等について、詳細に規定化され、本学でも法規に則り企画課に備え付け閲覧させることとしているが、平成17年度から平成19年度までの3年間における閲覧請求は行われていない。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

現在、大学に求められている情報とは、大学の教育ビジョン、学校の教育活動や大学の状況、大学の特色ある取り組みやその成果、大学の運営状況、会議などの内容など多岐にわたる。情報発信を進めていくためには、大学報や父母会報等により学校の情報を保護者や地域の方々に配布するとともに、そのことに対する意見や要望を把握するための工夫が求められる。また、インターネットの活用もそのひとつといえる。学校の情報を掲載したホームページを作成し、定期的に更新していくことにより誰でも自由にその情報を得ることができるようにするとともに、そのことに対する意見や要望を電子メールによって把握することが求められる。

本学では、教職員を対象とした「岩手医科大学報」や保護者を対象とした父母会報「啐啄」による情報発信のほか、紙面上で広く意見などを呼びかけているが、教職員からの声は多くは無いのが現状である。また、本学でもホームページを作成し、情報公開の項目も設けられており、定期的に更新し、誰でも自由にその情報を得る状況となっている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

情報公開の内容については、今まで実施内容が中心となっているが、今後は本学の事業計画、実施、評価といったそれぞれの段階において、教職員のほか保護者や地域の人々に説明し理解を得るとともに協力を求めていくことが、これまで以上に必要となってくることから、本学における情報発信を推進していくためには、情報公開の対象文書や開示手続きのしくみ、開示請求窓口、書類の様式、公表事項、関係規則などの制度化とともに情報推進委員会を学内の組織に位置付けるなど、学内の推進体制を確立する必要がある。

3) 点検・評価結果の発信

- ① 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性
- ② 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

〔到達目標〕

学内外において自己点検・評価ならびに外部評価の結果を共有することは、事後の改善を図るうえで当然のことであり、本学においても情報を共有することで学内外の意見を広く求め、有効な改善改革を行える環境づくりを目指している。

〔現状説明〕

本学では、自己点検・評価報告書を発刊後、学内においては各講座・部署に、学外に関しては点検・評価の項で述べたとおり、関係省庁、全国の医療系大学ならびに県内の関係機関に配布するとともにホームページに掲載し、容易に本学の評価結果を閲覧できる環境を整備している。

外部評価の結果についても、上記とほぼ同様の対応をしている。

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

現状説明で説明したとおり可能な範囲で情報公開を行い、学内外を問わず本学の評価結果を閲覧できる適切な体制が整えられている。

〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

今後も各種メディアの普及・利用状況を把握しつつ、適切な評価結果の発信に努める方針である。

16 関連施設

1) 附属病院

(1) 大学附属病院（医科）	
① 基本理念・目的	329
② 特定機能病院としての役割	329
③ 管理・運営体制	331
④ 卒前・卒後臨床医学医療，教育体制	332
⑤ 患者の権利，教育への配慮	333
(2) 高度救命救急センター	
① 基本理念・目的	333
② 管理・運営体制	334
③ 診療活動・教育活動（卒後臨床教育）について	334
(3) 附属循環器医療センター	
① 基本理念・目的	335
② 管理・運営体制	336
③ 診療活動・教育活動（卒後臨床教育）について	336
(4) 附属花巻温泉病院	
① 基本理念・目的	339
② 管理・運営体制	341
(5) 附属歯科医療センター	
① 基本理念・目的	344
② 管理・運営体制	344

2) 学校

(1) 岩手医科大学歯科技工専門学校	
① 本校の目的と沿革	346
② 教員・教育	346
③ 入学状況，就職状況	347
④ 今後の改善策と展望について	348
(2) 岩手医科大学歯科衛生専門学校	
① 本校の目的と沿革	350
② 教員・教育	351
③ 入学状況，就職状況	353

16 関連施設

1) 附属病院

(1) 大学附属病院（医科）

① 基本理念・目的

医学部附属病院は、岩手における医療の貧困を憂いて明治30年6月に創立された「私立岩手病院」がその母胎となっており、100有余年を越える伝統を有する。

この長い歴史の中で創設者である三田俊次郎先生の「誠の人間を育成する」という建学の精神が歴代の病院長に継承され、常に地域医療の中心を担うとともに、数多くの医師を世に送り出している。

大学附属病院の大きな目的は、医学生のための教育病院であること、卒後臨床研修医のための臨床研修病院であること、さらに地域の基幹病院として高度な医療を提供するとともに、特定機能病院として新たな医療技術の率先的開発と実践を行うことにあります。

本附属病院は東北・北海道で唯一の高度救命救急センターを併設し、県内外の診療所や病院と常に密接な連携を保ちながら、地域格差のない救急医療を目指している。

このような責任を全うするためには、医療を受ける側にとっても、関連医療機関からみても信頼される病院でなければならない。

そのためには、現状に甘んじることなくより信頼を高め、維持していく必要があり、そのためには職員一人一人がベストを尽くし、お互いの業務を理解し合い、協力して誠実に患者さんに対応してゆかなければならない。

② 特定機能病院としての役割

本附属病院は、医療法第4条-2に定める法定人員及び施設の基準を満たすと共に、

- ・高度の医療を提供する能力を有する。
- ・高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有する。
- ・高度の医療に関する研修を行わせる能力を有する。

等の条件の下に平成6年2月に特定機能病院としての認可を受けている。その後、特定機能病院に求められる社会的使命を自覚し、安全で安心と納得のできる医療行為遂行のために副院長を部長とした「医療安全管理部」を設置し、医療安全管理部に「医療安全推進室」と「感染症対策室」を設けそれぞれに室長（医師）を置き、専任の看護師3名、薬剤師1名、事務職員3名を配置し、安全な医療環境を整えるべく日々努力を重ねている。さらに、病棟部門、外来部門、検査部門等のリスクマネージャー及びケアマネージャーとの連携を綿密に行い附属病院職員が共通の認識のもと、安全な医療の提供に取り組んでいる。また、地域の病院、診療所との連携を強化するため、地域医療連携推進室が「連携便り」を発行し、患者さんの紹介や逆紹介をスムーズ推進し、紹介率の向上に努め地域の医療機関や一般市民から信頼・支持されるよう努めている。

1) 高度医療について

大学病院として地域の難病や重症患者の医療を行うと共に、高度先進医療の増加が望まれる。現在本附属病院においては7種類の高度先進医療が認可されているが、より充実をさせるための今後の増加策として、認可に必要な実績取得に係る費用を病院として負担するなど財政面での支援策と、スタッフと施設の充実を図ることを検討中である。

高度先進医療種別承認日

顔面骨又は頭蓋骨の観血的移動術 昭和62年 3 月 1 日

顎顔面補綴 平成12年 8 月 1 日

抗癌剤感受性試験 平成14年 5 月22日

顎関節鏡下レーザー手術併用による円板縫合固定術 平成15年 1 月22日

内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術 平成19年 1 月 1 日

腹腔鏡下肝切除術（肝腫瘍（肝部分切除又は肝外側区域切除の適応となる症例）に係るものに限る）
平成19年 4 月 1 日

超音波骨折治療法 平成19年11月 1 日

2) 医療安全について

医学の加速度的な進歩の中で、極めて多種多彩で細分化された技術や、多くの人的分担により医療行為が行われており、エラーが起これることを前提として、エラーを誘発しない環境や事故に発展しないシステムの整備が最優先となる。

本附属病院では、上記を踏まえ「患者が安心して医療を受けられる環境を整える」ことを基本理念とし、医療安全推進室が核となり医療安全推進委員会に13の部会を設置し、関連機構と連携のもと、得られた情報やインシデント、アクシデントレポートの分析・検討を行い組織として医療安全に取り組み、各種会議や各部署のリスクマネージャーを通じて病院全体への情報の共有化を図っている。また、「医療安全対策マニュアル」の整備に努め、2000年6月に第1版を発行以来2007年4月に第7版を発行するに至っている。

【インシデント・アクシデント報告】

区分\年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
インシデント	1,106件	870件	837件	1,243件	1,354件	1,505件	1,801件	2,249件
月平均	92.2件	72.5件	69.8件	103.6件	112.8件	125.4件	150.1件	187.4件
アクシデント	96件	90件	69件	87件	106件	108件	129件	94件
月平均	8.0件	7.5件	5.8件	7.3件	9.0件	9.0件	10.8件	7.8件
計	1,202件	960件	906件	1,330件	1,462件	1,613件	1,930件	2,343件
月平均	100.2件	80.0件	75.5件	110.8件	121.8件	134.4件	160.8件	195.3件

3) 感染症対策について

医学部附属病院では、院内感染防止に関する組織機構として1974年3月に院内感染対策委員会を設置し、院内感染対策マニュアルが1976年に発刊された。以後改定を行い2006年「感染対策基幹マニュアル（改訂6版）」を発行している。感染対策基幹マニュアルは本学と本学附属の医療機関における医療関連感染対策標準化のための基本的資料とすることが基本目的となっており、関係法令等に対応した改訂が行われている。

近年、重症急性呼吸器症候群（SARS）や高病原性鳥インフルエンザのような新興感染症、結核等の再興感染症の登場に加え、MRSA・VRE・PRSP・ESBLなどの薬剤耐性菌分離頻度の増加が社会的な問題となっており、このような複雑な院内感染に迅速かつ具体的に対応するため、2000年に感染対策室（ICT）が発足し、2002年には院内感染予防マニュアルを「院内感染対策基幹マニュアル」として全面的に改訂した。

また、院内感染対策委員会の諮問機関として位置づけられていたICTを2003年4月に病院長直轄の感染対策の実働部隊として位置づけた。2004年4月からは感染症対策室担当の医師に加え、対策室に薬剤師を専任配置して院内感染対策の充実を図っている。

（主な活動状況）

2002年4月 感染症新法の制定・施行を踏まえ、院内感染対策基幹マニュアルを新たに編集。

2003年1月 インフルエンザ大流行、当院においてもアウトブレイクが発生。マニュアルに沿って対応。共同施設の閉鎖、全館面会制限（マスコミの協力による広報と院内掲示）、制御策の強化（職員・患者・面会者

への情報提供)などで1週間後には院内流行を小規模に食い止めることができた。

2003年3月 抗菌薬適正使用のガイドラインを作成。これまで困難とされてきた大規模医療機関における包括的抗菌薬制御手段となる。

2003年4月 2003年4月のSARS流行を受け、国および県の方針提示に先立ち2003年4月7日にSARSに対する暫定的な対応指針を発行。現在は2003年12月に改訂されたSARS診療に関する暫定指針〈第4版〉に基づいてSARSへの対応を行うこととした。

2003年5月 SARSについて上記指針に基づき市民公開講座を実施。参加者多数のため会場(450人収容可)に収容できず、6月に追加開催とした。2回で1,000名程度参加。

2004年1月 院内感染予防対策の理解を深める目的で、月1回第4月曜日に全職員が任意に参加できる講習会を開始。6回シリーズで全て参加した職員には認定バッジを授与し、院内感染対策の感染管理実務者(ICP: Infection Control Practitioner)として活動。

2004年4月 院内における「開放性結核症」「多剤耐性菌による交差感染」「インフルエンザおよび重症急性呼吸器症候群(SARS)」を特定感染症と位置づけ、重点的に対策を行う。感染症対策室に特定感染症重点対策検討小委員会を設置し、これらの特定感染症に対する具体的な院内感染対策を立案し、実施している。

2006年には本学独自の予防策実施規定に『新・感染制御策別ゾーニング』が取り入れられ、感染対策の重要度別に区域(ゾーン)を色分けし、それぞれの対応予防策を規定した。また、抗菌薬適正使用ガイドラインを作成した。これは抗菌薬の適正使用と耐性菌出現の抑制を目的としている。

今後、感染管理実務者(ICP)の育成、また、第三者による感染対策の評価組織の設置、地域との感染対策ネットワークの構築などさらなる感染対策を推進することが課題とされる。

4) 地域医療連携について

紹介率については、医療法上、診療報酬上とも着実に上昇傾向にある。これは全国に先駆けて実施したFAXによる事前受付や、紹介元医療機関への状況報告の推進が効果を上げているものと思われる。また、地域医療連携室から紹介元医療機関に定期的(年4回)に「連携便り」を発行し、大学病院の近況やスタッフの紹介を行い連携推進に努め、平成12年度から平成16年度では、全国47都道府県全ての医療機関からの紹介患者が受診している。

【紹介率】

年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
医療法上	47.4%	47.0%	47.3%	48.2%	49.1%	48.5%	50.0%	50.7%
診療報酬上	30.6%	31.0%	35.3%	38.0%	38.9%	38.2%	39.5%	39.4%

③ 管理・運営体制

医学部附属病院は、21の診療科と岩手県高度救命救急センター、医療安全管理部、卒後臨床研修センター、中央診療部門、栄養部、薬剤部、看護部、病院事務部を有し、病院長と4名の副院長(うち1名は歯科医療センター長)、各診療科部長、高度救命救急センター長、医療安全管理部長、卒後臨床研修センター長、各中央診療部門長、栄養部長、薬剤部長、看護部長、病院事務部長を中心とした管理体制の元に、入院許可病床1,051床、外来患者数1日平均1,600人に対応している。

特定機能病院として、医師・看護師等医療従事者の必要数を十分に確保し診療機能を確保しているが、組織のスリム化を図る必要性もあり、検体検査・患者給食部門・受付事務部門等に業務委託の推進にも取り組んでいる。

本院の重要な使命である臨床教育、研究、診療並びに病院運営に関する事項の重要なものについては、各診療科部長をもって構成する臨床部長会議で審議し、医学部教授会に於いて報告または承認を得ている。

なお、病院経営上の重要事項や将来計画等については大学各附属病院長等で構成される病院協議会の審議を経て理事会に上申することとしている。

また、病院運営に関わる審議や連絡組織として上記委員会の他に、毎月定例で開催されている、医長・医局長会議、

看護師長会議，医療安全推進委員会，院内感染対策委員会，薬事委員会，医薬品購入委員会，治験審査委員会，栄養食事委員会，医療保険委員会，診療記録管理委員会等があり，その他中央診療部7部門の運営会議や各部門の委員会が必要に応じて開催され，適正で安全な診療と適切な診療報酬請求のための運営方針が決定・伝達されている。

以上のごとく本附属病院は医療制度の改革や種々の課題に対して，病院長を中心として全組織を挙げて前向きかつ評価すべき取り組みを行っているが，複雑多岐に亘る病院運営の中で病院長・副院長の業務が増大しており，そのバックアップ体制の強化と病院長のリーダーシップが発揮できるようなより一層の条件整備が必要である。

④ 卒前・卒後臨床医学医療，教育体制

1) 卒前教育体制

医学部附属病院においては，医学生の早い時期から，また広い視野から医学・医療の現場を体験させる目的で，1学年より看護体験実習，救急心肺蘇生法の実技研修，3学年からは救急車同乗体験実習，救急センター当直体験などのearly clinical exposure（早期体験学習）を実施している．5学年から6学年については臨床実習が行われ，5学年の臨床実習は小グループ制で実際の医療現場を体験し，医師として必要な知識，技能，態度の体得に努めており，また6学年の高次臨床実習ではスチューデントドクターとして医療チームの一員となり患者の医療に携わる．

2) 卒後臨床教育体制

平成16年度から卒後臨床研修制度が施行されることに伴い，「卒後臨床研修センター」を設置し，医学・医療に対する社会的ニーズを認識し，かつ高度専門医療に学術的興味をもって接しながらプライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得することを目標とし，36の研修協力病院と11の研修協力施設を有する研修プログラムを作成した．

その特徴として

- ① 大学病院を中心とした研修のため，各専門診療科のバックアップ体制の下，より深く，より広く思考する科学的姿勢が修得できる．
- ② 全国屈指の診療規模を誇る高度救急救命センターでは，1次から3次救急まであらゆる疾患及び診療を集中して経験可能である．
- ③ 広大な県土に点在する地方の病院及び診療所において患者の生活により密着したプライマリ・ケアを経験できる．
- ④ プライマリ・ケアに基本的な診療能力向上のため，次のカンファランスを開催し，知識の整理と充実を図る．
 - (1) GRAND ROUND（研修医教育臨床カンファランス）→月1回の開催
 - (2) CPC →定期開催
 - (3) 専門家カンファランス →随時
 - (4) 研修医講習会（シュミレータ使用研修等） →随時

研修の評価は各研修期間において研修医の自己評価，指導医の評価，コ・メディカルスタッフの評価，受け持ち患者からの評価を受け1年次研修終了時と2年次研修終了時に臨床研修管理委員会で研修医の総括評価を行うこととした．

また研修評価に際し，国立大学医学部附属病院長会議とUMIN（大学病院医療情報ネットワーク）が共同開発したオンライン卒後臨床研修システム（EPOC）を使用するとした．

臨床研修医制度施行初年度である平成16年度は20名の臨床研修医でスタートし，各々研修プログラムに基づいて研修を行っている．

受け入れ研修医が20名であることから，指導医との連携も充分行われており，カンファランスへの参加率も高くスムーズで有益な研修が行われている．

今後は，後期研修医（3年目以降）の受け入れについての専門的プログラムや待遇の決定等の整備が課題となる．

⑤ 患者の権利，教育への配慮

現在は，複雑な医療制度のもと単に疾病の治療にとどまらず，患者への生活支援相談や福祉的な情報提供を含めた医療サービスが要求される。

そのため，医療福祉相談室の医療ソーシャルワーカーが社会福祉の立場から医療チームに参加し，医療の目的達成に協力する業務を行っている。

医療チームの一員として患者の満足度を高め，外来受診や入院・退院を円滑に行うことができるよう，精神面や経済的な相談を受け，必要に応じ市町村等関係機関との連絡調整を行っている。

平成15年4月から特定機能病院に設置が義務化され「医療相談窓口」についても医療福祉相談室に設置し，苦情・提案等についても対応を行っている。

また，医療の環境やサービスについて定期的に患者へのアンケート調査を実施するとともに，外来・病棟などにおいて苦情・提案などの患者意見を受付ける「投書箱」を院内20ヶ所に設置している。受付けた苦情・提案などは全て関係各部署に通知し，同時に病院長へ報告することで情報の共有化を図っている。苦情・提案については改善できる点は即刻改善するように心がけ，病院玄関付近に掲示板を設け病院としての回答文を掲示し，患者へ周知している。

社会的な情報公開のニーズにともない，診療情報を積極的に患者へ提供し，医療提供者である病院と患者とが情報を共有化することによって両者の良好な関係を築き，より質の高い開かれた医療を目的とした指針を定め，平成12年1月から情報開示を開始した。平成19年3月現在で9件の情報開示を行っている。

医学生の臨床実習に当たっては年度初めのガイダンス時に，患者へ接し方や心構え・服装について講義を行い，さらに4年生・5年生については医療面接を実施し，患者接遇の基本的教育を実施している。

臨床研修医についても，オリエンテーション時に外部講師による接遇研修と医療面接を実施してから臨床研修を開始している。

上記教育プログラムは，現在1年に1回の実施であるが，今後，年度途中で見直しを行い，半年経過後に再教育を行うようプログラムを検討中である。

(2) 高度救命救急センター

① 基本理念・目的

岩手医科大学における救急医療への対応としては，すでに1962年に現在の中病棟地下に急患室を設置し，夜間休日救急患者の診療を行っていた。しかし年々患者数が増加し1972年頃には年間一万人を超す状況となり，施設も狭隘となるなどその対応に苦慮する状況となった。1974年，本学医師団有志が本学急患室の窮状を訴え行動をおこし，救急医療体制の確立を求めて岩手県・盛岡市・県立中央病院・医師会等に対しその改善と整備を要望した。その結果，当時の三田学長と千田知事のトップ会談がもたれ救急医療体制整備計画が急速に進展することとなった。

1975年，厚生省は救急対策実施要綱を示し，さらに厚生大臣の諮問期間として召集された救急医療懇談会が76年「当面とるべき救急医療対策について」提言し，現行の一次・二次・三次の救急医療体制と，救急医学に関する研究教育制度の確立が図られることとなった。

このように，当時の当直医達の「片手間に救急医療はできないよ」という嘆きから始まった多くの声が，シュプレーヒコールとなって大学当局，そして行政を動かすに至ったのである。本学の救急医療は外部から押しつけられたものではなく，より良い救急医療を目指して，自ら求め続けてきたものであった。

1980年11月1日，開設者は岩手県，運営は岩手医大という全国に類をみない官民共同の救命救急センターがオープンした。正式名称は岩手県高次救急センターである。

1996年，高次救急センターは厚生省から実績を評価され，広範囲熱傷・中毒・四肢切断などの特殊患者を受け入れる『高度救命救急センター』として認定された。この認定は，全国145か所の救命救急センターの中で7番目，東北・

北海道では最初の認定であった。

2004年11月からは、主に第二管区海上保安本部の範囲を受け持つ、洋上救急業務の協力に関する協定を締結した。2007年12月時点では、救命救急センターは203ヵ所で、うち高度救命救急センターは21ヵ所に推移している。

救急医学教育では、“目の前で倒れた人を救命できる医師をめざして”をモットーに、卒前・卒後教育を実践しているほか、他施設より医師・看護師・救急救命士等の研修を受け入れるなど国内有数の総合的救急教育施設として期待されている。また、診療に追われながらも、豊富な症例をもとに多くの研究活動・論文発表・学会発表を行っている。

高度救命救急センターが“救急患者を扱う医療機関および搬送機関との円滑な連携体制のもとに重症救急患者の医療を24時間体制で確保すること”を目的に設立されてから27年が経過した。

“いつでも、どこでも、だれでも、良い医療を”と云われ、国民の医療に対するニーズは高まっている。救急医療の現場でも例外ではない。岩手県民の命と健康を守るため、質の高い救急医療を提供するよう努力していかなければならない。

② 管理・運営体制

高度救命救急センターは、大学附属病院の一部門として併設され、病院長の指揮監督の下におかれており、センター長は所属する職員を指揮監督し、高度救命救急センターの管理運営にあたっている。

スタッフは、医師30名（約半数が臨床各科からのローテーター）、看護師42名、事務員8名、薬剤師2名、臨床工学技士1名が専任職員となっており、その他の必要人員は附属病院との兼任となっている。

高度救命救急センターの運営ならびに関係部門との調整について協議する場として、高度救命救急センター運営委員会が設置されている。委員は附属病院長の他、関連診療科部長、中央診療部門長、看護部、事務局等で構成され高度救命救急センターの機能評価と運営の円滑化を図っている。

また、センター内各部署間の協議・連絡の場として、センター長が招集する高度救命救急センター連絡会議が設けられている。講師以上の教育職員、看護部、薬剤部、中央臨床検査部、中央放射線部、事務局等で構成されている。

附属病院等で開催される。病院協議会、臨床部長会議、医局長・医長会議、看護師長会議、事務局部課長会議には各々招集され、大学及び附属病院の決定事項の伝達と調整が行われている。

③ 診療活動、教育活動（卒後臨床教育）について

A 外来診療について

〔現状の説明〕

外来患者は年間3,300名～3,600名におよびあらゆる疾患に対応している。患者は岩手県のみならず、近隣の県からもきている。特に広範囲熱傷・中毒・四肢切断などの特殊患者を多く受け入れている。

救急専門医を目指す医師、臨床研修医および各科から派遣されている特別研修医の研修を行っている。

〔点検と評価〕

これまで数多くの医師が在籍し、救急医療を担ってきた。大学の多くの医局とのスムーズな人的な交流によるものであり、高く評価できるものである。

現在、救急医学会 指導医4名、救急医学会 専門医11名であるが、さらに増加するようつとめる。

〔長所と問題点〕

多くの人材を抱える大学の関係医局との更なるスムーズな人的交流をさらに進めるとともに、特別研修医や専門研修医等の直接研修医として入る人材を求める努力をする。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

卒後教育における救急医学の義務化に備えた新たな研修システムを構築する必要がある。

B 入院診療について

〔現状の説明〕

年間1,300～1,400人の患者数である。

〔点検と評価〕

重症患者の多くが当施設に搬入されるようになり、県民の信頼がたかまってきた。

〔長所と問題点〕

一貫して治療ができることによりその治療成績が向上している。しかし、集中治療を要する患者の増加に伴い、種々の医療機器類を用いるため、病室が狭小化してきた。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

人員の増員、病室の拡張は必須である。

C 卒後教育について

〔現状の説明〕

救急専門医を目指す医師、臨床研修医および各科から派遣されている特別研修医に対して救急医学を中心とした広範な研修を行っている。

〔点検と評価〕

これまで数多くの医師が在籍し、救急医療を担ってきた。大学の多くの医局とのスムーズな人的な交流によるものであり、高く評価できるものである。

救急医学の分野は範囲が広く、限られた臨床学習期間でその全てを経験することには難がある。また、実習期間中での収容疾患に偏りが生じ、症例にある程度ばらつきができることは救急診療の特徴でもある。

現在、救急医学会 指導医4名、救急医学会 専門医11名であるが、さらに増加するようつとめる。

〔長所と問題点〕

多くの人材を抱える大学の関係医局とのスムーズな人的交流をさらに進めるとともに、研修地域や期間の見直し等にも対応が要求される。また、救急センターに直接研修医として入る人材を求める努力をする。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

卒後臨床研修医制度における救急医学の義務化において、変動する研修システムにいち早く対応する必要がある。

(3) 附属循環器医療センター

① 基本理念・目的

附属循環器医療センターは、大学創立60周年記念事業として創案され、1997年5月に開設した、建学の精神に則り、医育、医療、医学研究により広く社会に貢献する事を理念として、北日本における循環器疾患の拠点病院として有効な救命的治療を遂行し、地域に高度で先進な循環器医療を提供すること、医育機関として卒後教育、医師生涯教育、

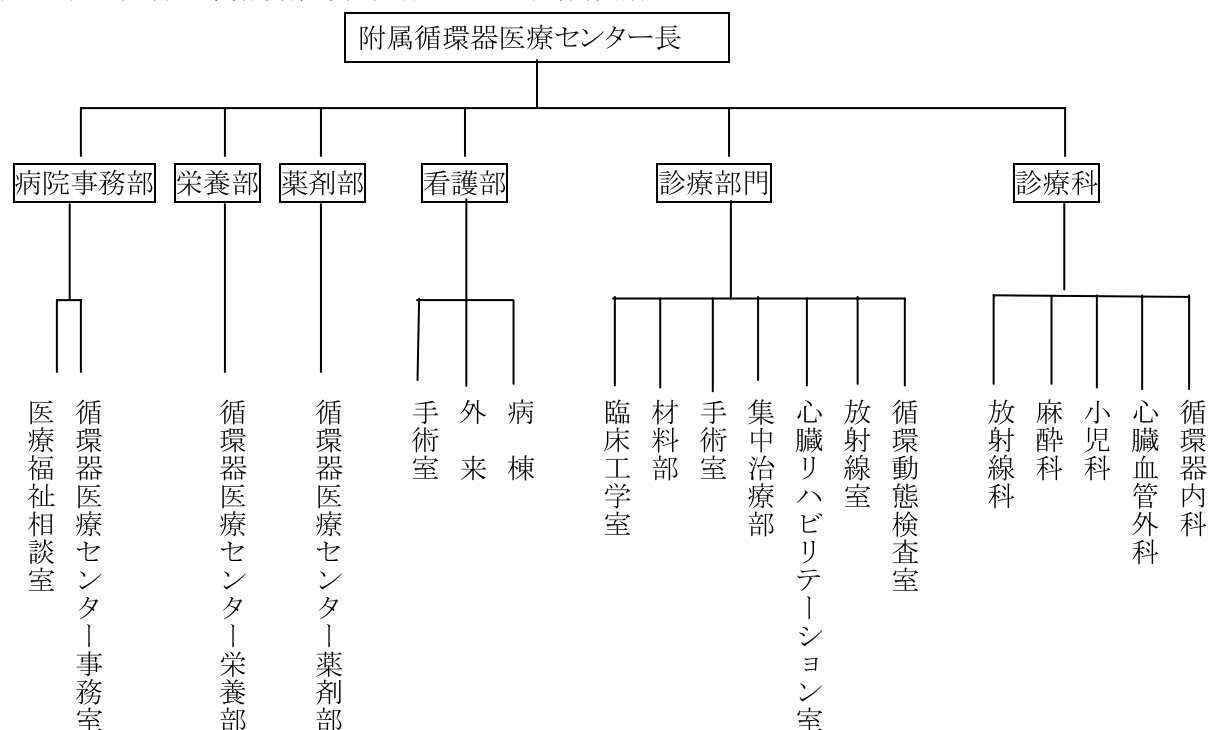
医学生教育を推進すること、研究機関として臨床的、基礎的研究を行うことを基本構想としている。

② 管理・運営体制

附属循環器医療センターの組織は診療科、診療部門、看護部、薬剤部、栄養部、病院事務部からなる（図1）、職員数は医師約40名（そのうち約半数は附属病院との兼務）、看護師153名、薬剤師4名、管理栄養士1名、放射線技師8名、臨床検査技師5名、臨床工学技士6名、理学療法士2名、医療福祉相談員1名、事務職員4名の体制である。

センター長は学長の統理の下にセンターの管理、運営にあたる。運営・経営上の方針は附属循環器医療センター運営委員会で討議・検討され、必要に応じて大学の諸会議に上申される。センターにおいては、センター長が招集する循環器医療センター連絡会議が毎月1回開催され、実務的な運営方針が討議決定される。これとは別に、毎週1回、主だったスタッフによるミーティングの場を設け、身近な問題点の把握とその解決にあたっている。その他、医療安全推進委員会、院内感染対策委員会、褥瘡対策委員会、食事栄養委員会、医療情報管理委員会、医療材料物流委員会などの各種委員会を開催し討議、問題解決を図っている。

図1. 岩手医科大学附属循環器医療センター組織機構図



③ 診療活動・教育活動（卒後臨床教育）について

A 外来診療について

[現状の説明]

循環器内科、心臓血管外科、小児（循環器）科、麻酔科、放射線科の5診療科を標榜している。岩手医科大学関連部門のなかで心臓血管外科疾患例の全てに循環器医療センターが対応しているが、循環器内科、小児（循環器）科は附属病院（それぞれ循環器・腎・内分泌内科、小児科）と平行して診療にあたっている。循環器内科、小児科の外来担当医師の多くがそれぞれ附属病院の循環器・腎・内分泌内科、小児科の循環器部門の外来を兼務している。当センターでの麻酔科と放射線科は循環器疾患に特化している。平成18年7月からの入院診療の診断群分類の包括請求（DPC）の導入や卒後臨床研修の必修化の影響による他医療機関の医師不足などの影響から外来患者数は増加している。

表1，外来患者数及び紹介率

年	平成17年	平成18年	平成19年
患者数（人）	9, 430	9, 447	11, 515
紹介率（％）	62	60	56
新患率（％）	17.5	16.9	16.4

紹介率＝（紹介患者数＋救急搬入患者数）／初診患者数， 新患率＝初診患者数／外来患者総数

高度専門医療，高度循環器診断装置や診断能力を地域に提供することを目的として，開設以来実施されている心疾患診療マネジメントシステムについて，平成16年に見直しを行い遠方の医療機関からの患者の利便性を改善している．外来患者の多くは岩手県内であるが青森県や秋田県からの患者も少なくなく，関東近辺等の医療機関からの患者紹介もある．また，最近ではインターネットなどの情報を取得し，直接当センターを受診する患者や電話での照会などのケースも増加している．

循環器医療センターの設立理念に基づき，手術やインターベンション後の患者の治療については，照会元に逆照会しており，基本的に再診患者は治療方針決定までの患者や重症病態例であり，また，術後の患者である．特に術後の例は1年数回のみの診療であり，このような症例では検査から治療方針の決定までの診療を同日内に完結することを目標として行っているため，外来患者の院内滞在時間は長い傾向となっている．

[点検・評価]

循環器専門病院の外来として10年を経過し，入院診療へのクリニカル・パス導入やDPC（診断群分類による包括評価）の導入などもあり，外来患者は増加している．

初診患者数は，岩手県南部や沿岸部からの受診者数平成19年は前年に比較して1.5倍以上に増加している．また，附属病院本院の診療科改変の影響や入院診療の変化などにより，再診患者の数も増加している．

紹介患者の状況は，患者数としては概ね増加しているが紹介無し患者も増加傾向にあり紹介率としては若干の減少となっている．特例許可病床として認可され紹介型外来として運営されてきたが，循環器内科・小児科の外来担当医の多くが特定機能病院である本院との兼務となっていること，紹介型外来として運営してきた外来機能が患者数の増加にたいして対応が難しくなっていること，また，今後の附属病院との統合をふまえ検討が必要となっている．

[長所と問題点]

各分野の連携が円滑に行われており，センター方式を採用した循環器専門病院の長所が発揮されている．外来診療でも循環器内科医，心臓血管外科医，小児科医，麻酔科医，放射線科医が共同して診療が迅速に行われている．しかし，開設から10年を経過したことや医療環境の変化により以下のような問題点や改善すべき点が出てきている．

- 1) 増加する外来患者に対応する診察室の不足
- 2) 増加する患者に対応する診察医師の不足
- 3) 患者の在院時間の短縮を図るためのIT化の促進
(オーダーリングシステム・電子カルテ導入など)
- 4) 医療情報の開示，広報活動の促進
- 5) 包括医療に対応した体制の促進

[将来の改善・改革に向けた方策]

外来部門が手狭になった要因として，岩手県沿岸部などの循環器専門医の減少やDPC導入による外来部門への診療移行などにより，新来患者・再来患者ともに増加している．また，本院の外来診療や他医療機関への診療応援な

どを行いながら外来診療を行っている外来担当医師の不足や、オーダリングシステムの未導入などがある。附属病院本院との統合により一つの医療機関としての患者サービスや診療を円滑に行うためには、オーダリング等のシステムの一元化が早急に解決すべき課題である。

B 入院診療について

[現状の説明]

表2に入院患者数の推移を示す。

循環器医療センターの入院部門は、47床の一般病棟が二つとCCU・ICUの集中治療室21床の全115床の病床からなる、心移植を除き全ての心血管疾患の治療を行う施設として、岩手県のみならず青森、秋田をはじめ北東北を中心に全国から患者を受け入れている。また、北東北に唯一の高度専門循環器病院として24時間の重症患者受入を基本としており、入院患者における救急患者のしめる割合が高い。

表2、循環器医療センター入院患者数、平均在院日数、CCU入院数、手術室使用件数

年	平成17年	平成18年	平成19年
患者数(人)	1,816	1,938	2,061
平均在院日数(日)	19.2	17.4	16.7
CCU入院数(人)	359	355	389
手術室使用件数(件)	575	545	570

内科的重症患者を収容するCCUは年間118例前後の急性心筋梗塞症例を収容しているが、近年の医師不足の影響から県沿岸部からの救急搬送も増加してきている。一般病床には冠動脈疾患をはじめ、各種の心疾患症例の患者が入院しており開設当初は本院で行われていた腹部大動脈瘤や末梢動脈疾患症例についてもセンターに移行し実施されている。循環器医療センター開設以来、救急患者に対する緊急手術が多く実施されている。また、内科的手術の進歩や普及により経皮的冠動脈形成術・心筋焼灼術や自動除細動器植え込み術なども多く実施されている。

2007年に実施された麻酔症例数は手術室以外にカテーテル検査室やICU内での件数を含め637件となっている。また、小児心臓手術例が111件と前年比48%増となっているのが特徴的である。一方、緊急手術の発生により入院中および手術待機の患者等の予定を変更せざるを得ない状況も発生している。診療報酬請求に関しては平成18年度からのDPCによる包括医療による請求の導入を行い、平均在院日数の短縮にむけて入院前検査の外来実施やクリニカル・パスの導入促進などをはかっている。また、19年度からは7対1看護を導入しさらなる看護体制の充実と増収を目指している。

[点検・評価]

循環器医療センターの実入院患者数は05年1816人、06年1938人、07年2061人と毎年120人以上増加している。しかし、増加している入院患者のうちおよそ半数は2回目以上の入院であることから、新規患者の増加をはかる必要もある。平均在院日数についても毎年1日ほど短縮されている。在院日数の短縮と患者数の増加の割合がバランスよく推移したことにより病床利用率も86.9%～85.7%となっており急激な変動なく経過した。

内科的手術である、経皮的冠動脈形成術やペースメーカー・除細動器植え込み術などは、05年391件、06年502件、07年543件と増加で経過している。また、小児心臓手術を含む外科手術においては、手術室の使用件数で05年575件、06年545件、07年570件となっており30件前後の変動がみられている、その要因として06年には外科医師の退職や後任医師の着任までの期間があったことなどが考えられる。

循環器医療センター医療安全推進委員会の07年集計では、インシデント報告349件・アクシデント報告27件となっており前年よりインシデント報告が110件増加し、アクシデント報告は1件減少となっている。これはインシデント報告を積極的に行い各事例についての検討会や講習会を通じて再発防止への取り組みをはかることとして報告の啓蒙をおこなっているためと考えられる。

[長所と問題点]

入院診療での特徴は、センター方式となっているために診療科間の壁が小さく連携が円滑に行えることである。当センターは最重症患者への高度専門医療機関として、原則的に全ての重症患者の受け入れを行い対応してきた。しかし、夜間・休日も含む緊急手術などはマンパワーの不足、特に麻酔科専門医や小児循環器専門医等には過重の勤務となっている。また、患者に対しても予定の変更が発生するなど患者満足度の低下にも影響している。

[将来の改善・改革に向けた方策]

高度循環器専門医療機関が他にない岩手県において、センターに課せられた使命とニーズに応えるため、IT化のさらなる充実の他に医療機器等の更新や新規導入などをはかり効率的な医療を実践するハード面での見直しや、DPC導入による平均在院日数の短縮が進む中で、新規患者や紹介もと医療機関のさらなる開拓が必要である。

C 卒後教育について

[現状の説明]

附属循環器医療センターの教育活動は基本的に附属病院と共同で行われている。

卒後臨床研修では、岩手医科大学附属病院の研修協力病院として、循環器疾患領域の研修を担当している。一般病棟での研修や24時間体制で緊急患者に対応するCCUでの研修をとおして、診療の基本技術の習得を目指している。また、重症患者・緊急患者の一刻を争う救命医療の研修の機会も提供している。

[点検・評価]

附属病院との共同で臨床教育を行っているが、附属病院各診療科の管理の下に行われている部分もあり、センター独自の教育システムとはなっていない。卒後研修の場として各診療科間の連携の充実をよりいっそう図って行く必要がある。

[長所と問題点]

多くの循環器疾患に幅広く、チーム医療として対応しているセンターは循環器医療の研修の場として最適な施設である。一方で教育スタッフはセンターや附属病院の診療、卒後教育、研究をも担っているため、卒後教育に関わる時間的制約も無視できない、教育の成果を評価しつつ教育システムの充実を継続的に行っていくことが必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

単独の診療科で行う教育から、各診療科の連携を充実させより効果的・効率的な教育のシステム作りを継続していくことが必要である。

(4) 附属花巻温泉病院

① 基本理念・目的

[現状説明]

平成5年7月1日、旧厚生省からの移譲を受けて開設以来、以下の基本方針に沿って地域医療を担ってきた。

開設時の基本方針

- (1) 国立病院が担っていたリハビリテーション等の診療機能の継承
- (2) 岩手県高度救命救急センターの後送病院としての機能の整備
- (3) 地域に密着した医療機関としての機能の整備

- (4) 病院群輪番制第二次救急医療機関としての機能の整備
- (5) 医学研究機関，医学生教育機関，臨床研修医の実地研修機関

以上の方針の基に平成18年1月20日には当院の基本理念が以下のとおり制定された。

基本理念

地域の皆さまに、良質な医療を安全に、まごころを込めて提供します

基本方針

1. 患者さま本位の医療を、根拠に基づき実践します
1. 地域に密着した医療機関としての役割を果たします
2. 岩手医大本院と緊密な連携を保ちながら診療に当たります
3. 医学研究機関，医学生教育機関としての役割を担っていきます

以下、「患者さまの権利」、「患者さまへのお願い」については省略

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

基本理念に基づき病院長自らが率先垂範して診療を行い、その精神が全職員に浸透しつつある。その結果、地域住民の信頼を獲得して患者数の増にも繋がり、本部地区以外では唯一の分院として、あるいは地域の中核病院としての地位を確立している。

開設時の基本方針については、(2)の高度救急センターの後送病院機能として、これまで目立った役割を果たしているとはいえない。これについては開設当時とは医療環境も変化しており、むしろ本院がガン拠点病院としての機能を整備しつつある流れから、その後送・関連病院の方向に質的な変換をしていくことが賢明と思われる。その他の項目については十分にその役割を果たしている。

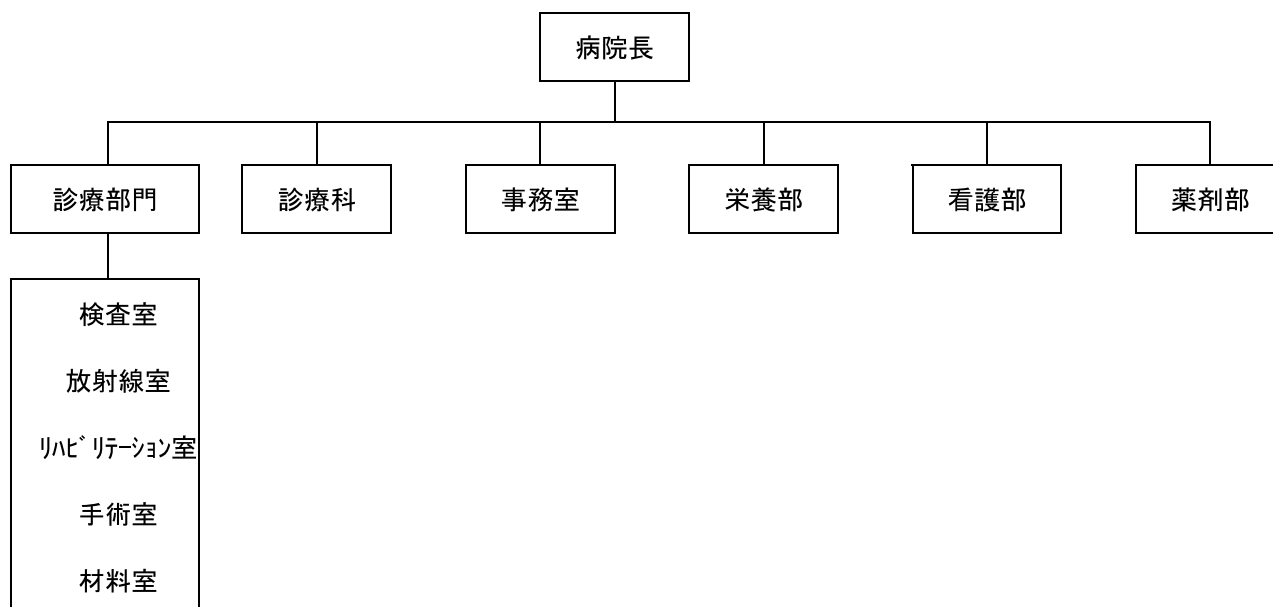
〔改善方策(点検・評価の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策)〕

当院の開設目的のための診療機能の整備は順調に整備されつつあり、順次機器の更新を行いながら、診療の態勢整備を進めることにより更に経営的にも改善されていくと考えられる。今最も懸念される事項としては、各診療科の医師数及び質的な確保である。仮に現在の医師数の確保が困難となれば、患者数の減少に直結することは疑う余地がない。また、当院の使命を地域医療に貢献することに絞るとすれば、医師と患者との信頼関係、つまり心の通った診療が最も重要視しなければならない事柄である。その点では医師の勤務期間があまりにも短すぎ、最低でも1～2年間の勤務配置が望ましい。特に平成21年4月には県立花巻厚生と北上の統合病院が動き出し、患者の流れも変化していくことは明らかで、当院が当地で存続していくためには、これまでの基本理念に基づいた診療を堅持し、発展させていくことこそが今当院に求められている課題でといえよう。

② 管理・運営体制

〔現状説明〕

1) 組織機構図（平成20年3月31日現在）



平成17年度から19年度においては変化がなかった。

2) ベット数（平成20年3月31日現在）

許可 150床（一般150床＝2F～4F）

平成17年度から19年度においては変化がなかった。

3) 標榜診療科（平成20年3月31日現在）

内科，消化器科，神経内科，外科，整形外科，リウマチ科，リハビリテーション科，麻酔科（平成20年2月から標榜）

4) 職員構成（平成20年3月31日現在）

医師13名（一内科4名，糖尿病代謝内科1名，二内科1名，神経内科1名，一外科2名，整形外科3名，麻酔科1名），看護職員74名，看護補助6名，薬剤師4名，診療放射線技師3名，臨床検査技師2名，理学療法士4名，栄養士1名，事務職員7名（合計114名）

業者委託：医事業務，物品供給管理，中材（滅菌） →システムエイド社

患者給食 →富士産業社

清掃・施設管理・ボイラー運転，事務管理当直 →協栄テックス社

業者委託について平成17年度から19年度においては変化がなかった。

5) 設置されている委員会等

①大学設置の委員会等の内，当院から委員等を選任して出席しているもの

病院協議会，花巻温泉病院運営委員会（委員長：学長），医学部教授会，医学部臨床部長会議

医学部医局長会議，医療安全推進委員会，院内感染対策委員会，臨床研修指導医会，看護師長会議

事務局課長会議，事務局連絡会議

②当院設置の委員会等

連絡会議，医療安全対策委員会，院内感染対策委員会，褥瘡対策委員会，栄養管理委員会，医療ガス安全管理委員会，臨床検査適正化委員会，防火管理委員会，衛生委員会，医療相談窓口，個人情報保護法に関する相談窓口，がん化学療法WG，緩和ケアチーム

平成17年度から19年度においては変化がなかった。

6) 患者数、医療収入及び医療経費の推移（平成17年度～平成19年度）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	（単位）
入院患者数（平均在院）	123.9	124.9	125.6	（人）
外来患者数（一日平均）	167.2	167.2	168.4	（人）
医療収入	1,605	1,564	1,508	（百万円）
医療経費	567	539	446	（百万円）
医療経費／医療収入	35.3	34.4	29.5	（％）

7) その他（平成17年度～平成19年度に取り組んだ主な事業

18年6月	内視鏡機器全面更新・充実（レンタル）
18年10月	エックス線テレビ更新（輪番病院補助金）、FCR導入
19年1月15日	院外薬局開始
19年12月	全身用コンピュータ断層撮影装置(CT：16チャンネル)更新
19年11月	安全キャビネット導入により院内の全抗ガン剤調製を薬剤部で実施
20年3月15日	岩手銀行 ATM 設置

〔点検・評価（長所と問題点の明示：設定された到達目標と現状説明に基づく）〕

1) 組織機構について

平成17年度～19年度の間で、組織機構そのものの変更はなかったが、院外処方箋の実施により薬剤部の業務が服薬指導・抗ガン剤の調製・院内感染対策等へと大きく転換・拡大が図られ、病院機能の質的な向上に貢献した。全体として現行組織機構に関して問題はなかった。

2) ベット数について

第4次医療法改正に伴い平成15年月に一般病床150床の届出を行った以降変更はない。4Fの障害者病棟入院基本料（10：1）の運営も順調であり稼働額上及び平均在院日数計算上、病院経営に多大な貢献をしている。但し、平成18年4月の診療報酬改定において、患者数対看護師数のカウントが実労働時間数に変更になる等、施設基準の縛りが厳しくなったことから、一層看護職員の勤務管理、患者数の管理に注意を払う必要がある。

3) 標榜診療科

平成20年1月から麻酔医が常勤となったことから同年2月から麻酔科を標榜した。これに伴い全身麻酔の件数及び手術件数の増に繋がるとともに術後管理面で安全性の向上が図られた。

4) 職員構成について

当院の病院規模としては医師数、薬剤師数が多いと感じられるが、大学附属病院として質の高い医療を提供する立場としては適正な構成と思われる。その他の職員構成についても概ね適正といえるが、看護師数については、患者数対看護指数及び平均在院日数・病床利用率の推移を見ながら検討していく必要がある。

5) 設置されている委員会等について

前回平成17年度から19年度と異なる事項としては、本院のガン拠点病院指定の流れから、新たに化学療法・緩和ケアに関する活動も活発になっていることがあげられる。その他については各委員会とも定期的に開催されて、それぞれの役割を果たしてきているが、院内感染対策を含む医療安全に関しては本院と比較してもかなり温度差もあり、職員の意識高揚に努めるとともに医療安全に関する専任者の指名を含めた体制整備が急務となっている。

6) 患者数・医療収入及び医療経費の推移について

入院患者数については、微増ではあるが増加し、併せて平均在院日数が短縮されて大変好ましい状況を示している。一方外来患者数は、平成18年度途中から院外処方が開始されたことに伴い減少したが、それとともに医薬品購入料が減少し医療経費率が下がって全体として収支改善が進んだ結果を示している。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

当院の課題であった医療経費率が院外処方開始により改善され、経営指標的にはほぼすべての項目で好転した。今後もこの状況を堅持し・更に発展させることにより一層の収支改善が進むと確信している。

1) 医師にとって魅力ある環境の整備

しかし今最も懸念される材料としては、前述したとおり医師の確保の問題がある。医師が確保されてこそ安定した医療の提供が可能となり、病院の経営も安定することは論をまたない。考えるに医師を定着させるためには、もちろん本院各医局の支援を仰がなければならないことはあるが、まず派遣される医師にとって、あるいは研修医にとっても魅力ある病院でなければならない。医師にとって診療あるいは研究に専念できる環境として本院と同レベルあるいは部分的にでもそれ以上の診療環境を整備することが望まれる。その点ではX線TV撮影装置、16チャンネルCT（ビューアー付）、最新内視鏡システム等、県南地区の消化器センターとしての位置づけの下に整備が行われてきており、今後その効果が期待される。引き続き順次機器更新を進めると共に診療報酬上で加算措置がなされている診療機器については、予算的な制約があるが戦略的に整備していく必要がある。

つまり診療環境の整備が医師のモチベーションを高め、看護職員をはじめとする他のコメディカル職員の意識にも広がり、結果として病院全体の質が向上し、自ずから周辺医療機関からの患者紹介増に結びつき経営改善に繋がっていくこととなる。

当面の課題を以下に掲げる。

① 処方オーダーの導入

② フィルムレスの導入

＜導入メリット＞

- ・画像の即時利用
- ・フィルム保管業務・保管場所・搬送の改善
- ・フィルム代の削減・電子画像管理加算の取得による医療収支の改善
- ・他

② 本院検査システムとのオンライン化（検査情報検索機能）

（情報センターと検討必要）

2) 看護基準の見直し

現行看護施設基準として2・3F病棟が15：1施設基準を取得しているが、前述のとおり診療報酬改定により患者数対職員数比率の縛りが厳しくなっており、休暇調整をしながらクリアしているのが現状である。また、手術件数増により看護度も上がってきていることから、一つ上の基準である13：1取得も研究する価値があろう。この場合、現在の平均在院日数約30日を24日までの短縮と病床利用率低下との兼ね合いを慎重にシミュレートし判断しなければならない。

3) 施設設備関係

念願の赤さび対策としての給水・給湯管の改修工事が3年計画で進行しており問題は解決しつつある。残された課題としては以下のとおりである。

① 外壁の改修

② 病棟の冷房

特に病棟の冷房については、患者の療養環境の改善とし真剣に取り組まなければならない課題である。

(5) 附属歯科医療センター

① 基本理念・目的

昭和40年、岩手医科大学に歯学部が設置され、その2年後の昭和42年4月に、臨床教育、診療ならびに研究を行なう場として歯学部附属病院が開設された。以来、「誠の精神に基づく、誠の医療の実践」を基本理念として、1) 患者様本位の安全な医療の実践、2) 高度で良質な医療の実践、3) 人間性豊かな優れた医療人の育成、4) 高度先進医療の開発と推進、5) 地域医療機関との連携、6) 地域医療への貢献を目的に、歯学部附属病院は、歯科医学教育機関の診療部門として、主に、臨床実習ならびに臨床研修の教育の場としての役割、ならびに良質、高度、先進的な歯科医療を提供する地域の基幹病院としての役割を果たしてきた。

平成17(2005)年4月、医学部附属病院と歯学部附属病院が統合され、歯学部附属病院は「岩手医科大学附属病院 歯科医療センター」と改称されたが、歯学部附属病院の基本理念ならびに病院の目的は歯科医療センターにもそのまま引き継がれている。また、診療の面では、これまで以上に医学部との連携が図られるようになった。

高度、先進的な歯科医療では、平成19年4月、歯科医療センターの補綴科第一診療室内に「口腔リハビリ外来」が開設され、より専門性の高い摂食嚥下障害患者の診療が開始された。口腔リハビリ外来の受診患者は徐々に増え、摂食嚥下のリハビリテーションに貢献している。また、口腔インプラント室の診療科への昇格を目指している。口腔インプラント科が開設されたならば、良質、高度な口腔インプラント診療を今まで以上に多くの患者に行なうことができ、また教育面では口腔インプラント学の一層の充実が図られると期待される。

② 管理・運営体制

1) 管理体制

歯科医療センターは、現在、診療部門として、12の診療科(予防歯科、第一保存科、第二保存科、第一口腔外科、第二口腔外科、第一補綴科、第二補綴科、矯正歯科、小児歯科、歯科放射線科、歯科麻酔科、総合歯科)、障害者歯科診療センター、口腔インプラント室、6の専門外来(口腔リハビリ外来、いびき・はざしり外来、スポーツ歯科外来、口臭外来、顎顔面補綴外来、顎関節外科外来)、歯科衛生部、歯科技工部、歯科材料室で構成されている。

平成17(2005)年4月、歯学部附属病院は医学部附属病院部門と統合し、岩手医科大学附属病院 歯科医療センターとなった。それに伴い、歯科医療センターは歯科医療・臨床歯科医学を担当する附属病院の1部門となり、附属病院長の下に歯科医療センター長が置かれ、歯科医療センター長は岩手医科大学附属病院の副院長を兼務している。各診療科には部長を置き、3年の任期で部長を任命している。また、事務部門として、病院事務部の下に歯科医療センター事務室が置かれている。

附属病院の医療安全ならびに院内感染防止には、医科部門と歯科部門が共同して対策に取組み、良好な成果をあげている。さらに、医療安全に関しては、医療安全推進委員会の下、歯科医療センター小委員会を設置し、歯科医療センターにおける医療安全対策に取り組んである。また、院内感染防止への取組みは、岩手医科大学院内感染対策委員会の下で、歯科医療センター院内感染予防対策委員会がそれにあたっている。

2) 運営体制

歯科医療センターの運営組織として、歯科臨床部長会議を月1回、定例で開催し、歯科医療センターの運営などに関する諸々のことを報告、審議している。

また、定例で月1回開催する臨床系教授連絡協議会において、歯科医療センターにおける臨床実習について、実習の進捗状況や出席状況などの報告ならびに協議を行い、臨床実習の充実ならびに円滑な進行を図っている。適宜、その結果を歯学部教授会に上申し、歯学教育の向上を図っている。また、この協議会において、診療などに関する具体的な諸々のことを取り上げ、実質的な議論を行って、その意見を歯科医療センターでの教育、診療などに反映

させている。

歯科医師臨床研修については、平成8年度「臨床研修委員会」を設け、平成15年4月に総合診療室を立ち上げ、同年6月「卒後臨床研修センター」を開設した。平成17年4月、卒後臨床研修センターは「歯科医師卒後臨床研修センター」に改称され、平成18年4月に、この年度からの臨床研修の必修化に合わせて「総合歯科」が開設された。現在、臨床研修は総合歯科を中心に、複合方式にて行っている。

また、歯科医療センターでは、歯科・口腔疾患の予防ならびに治療に対する啓発を目的として、市民、歯科医師会会員などを対象として、下記のセミナー、企画などを開催、実施している。

① 「ウェル咬む2000」

平成11年から年1回、歯の衛生週間に合わせて開催。参加者約500名

② 「お口の健康セミナー」

平成15年から年9回開催。参加者は毎回、約50名。最近は出張セミナーの依頼があり、それに応じて学外でも開催している。

③ 「歯科医療セミナー」

平成13年から歯科医療センターと岩手県歯科医師会との共催で、年2～3回開催。1回は本学を会場に、岩手情報ハイウエーを使用し、多元中継で実施。他は出張して学外で開催。

④ 「ニュースレター」の発行

平成11年から実施。不定期に発行。

2) 学校

(1) 岩手医科大学歯科技工専門学校

① 本校の目的と沿革

「歯科技工士とは、歯科医師の指示により補綴物、充填物及び矯正装置の作成、修理加工を業とする歯科医療の一分野を担う技術者である。」と歯科技工士法第2条第1項、第2項に規定されており、本校はその歯科技工士資格取得に必要な専門教育を行なうことを目的としている。

昭和3年の創立以来長い歴史と伝統を誇る岩手医科大学は、昭和40年4月に東北・北海道で最初の歯学部を開設し、さらに歯科医療の充実を期するためには歯科技工士の養成も併せて行うことが望ましいことから、昭和41年4月歯科技工士養成所として厚生大臣の指定認可を受け岩手歯科技工士学校を併設した。

本校は発足以来順調な発展経過をたどり、昭和51年に学校教育法の一部改正により従来の各種学校から専修学校として指定認可を受け岩手歯科技工専門学校と校名を変更した。また、平成7年1月には文部大臣告示により本校の修了者に専門士の称号を付与することが認められた。

本校は、岩手医科大学歯学部内に併設され最新の設備と充実した教育スタッフにより恵まれた環境のもとで、時代の要求する歯科技工の理論と技術を兼ね備えた歯科技工士の養成に励んでいる。

平成16年4月には、岩手医科大学歯科衛生専門学校の開校に伴い、校名を岩手医科大学歯科技工専門学校と変更した。

昭和41年4月 歯科技工士養成所として指定許可を受け、岩手歯科技工士学校開設

昭和42年4月 歯科技工士養成所指定規則の一部改正により、入学資格、修業年限を変更（高等学校卒、2年課程）

昭和51年4月 学校教育法の一部改正により、専修学校として許可、岩手歯科技工専門学校と校名変更

平成7年4月 専門士の称号を付与できる課程として許可

平成8年4月 文部大臣の指定した歯科技工士学校として指定替え承認

平成8年9月 創立30周年記念式挙行

平成16年4月 岩手医科大学歯科技工専門学校と校名変更

② 教員・教育

教育スタッフ

学校長1名、専任教員5名、非常勤講師33名、事務員1名で構成している。

学校長は岩手医科大学歯学部教授の中から選出される。専任教員の4名が本校卒業生で、母校に残り指導にあたっていることから、技術指導が円滑に行われ、技量の向上に一層の磨きがかけられている。非常勤講師も歯学部教員の協力のもとに基礎・臨床の両面に亘り充実した指導を行っている。

カリキュラム

平成7年の歯科技工士養成所指定規則の一部改正に伴い新たに設定された「選択必修科目」を重視し、科目間の調整を図り、実習に重点を置いたカリキュラム編成になっている。これは、本学歯科医療センターから配当される臨床ケースが豊富なことによるもので、実習教育の支柱となっており、他校では真似のできない有利な環境が備わっている。実習物は、有床義歯、歯冠修復、矯正・小児装置等各種にまたがり、歯学部臨床系教員の直接指導を受けて製作に取り組んでおり教育効果を挙げている。

平成20年度科目別授業時間数

授業科目	総時間数	1 学年		2 学年	
		講義	実習	講義	実習
外国語	32	32			
造形美術概論	18	18			
関係法規	16			16	
歯科技工学概論	68	48		20	
歯科理工学	228	64	120	16	28
歯の解剖学	204	140	64		
顎口腔機能学	62	26	36		
有床義歯技工学					
全部床義歯	180	32	148		
部分床義歯	172			24	148
歯冠修復技工学	404	60	280	20	44
(冠橋義歯含む)					
矯正歯科技工学	76	24	52		
小児歯科技工学	52	24	28		
歯科技工実習					
基礎実習	348				348
臨床実習	392				392
選択必修科目	308				308
国試過去問演習	34			34	
臨床セミナー	10			10	
特別講義	16			16	
計	2,620	468	728	156	1,268

③ 入学状況，就職状況

入学状況

男女別の比較では，ほぼ同数の推移，また，既卒者も毎年15%前後が入学している。

年度	定員	受験者数	入学者数	倍率
平成12	25	38	28 (男12, 女16)	1.36
平成13	25	31	28 (男 9, 女19)	1.11
平成14	25	31	27 (男13, 女14)	1.15
平成15	25	40	28 (男11, 女17)	1.43
平成16	25	32	27 (男18, 女 9)	1.19
平成17	25	37	27 (男15, 女12)	1.37
平成18	25	34	27 (男14, 女13)	1.26

就職状況

卒業生のほとんどが県内に就職するが，隣県（青森県・秋田県）や関東方面，海外からも求人申し込みがあり，最近では海外で活躍する卒業生もいる。

本校は，岩手医科大学歯学部が教育を担っている関係から，歯学部の卒業生がバックアップしており，歯科

医院にも多く就職している。しかし、近年は歯科医業の分業化から歯科技工所も増え、卒業生も多く歯科技工所に就職している。また、既に960名(平成19年3月現在)を数える卒業生は、歯科技工所経営者としても多数活躍している。

過去3か年の就職状況(就職先)

年度(卒業生数)	歯科医院	技工所	その他(進学含む)
16年度(26名)	11	11	4
17年度(27名)	4	19	4
18年度(26名)	8	17	1

過去3か年の就職状況(就職地)

年度(卒業生数)	岩手県	秋田県	青森県	その他
16年度(26名)	15	1	1	9
17年度(27名)	18	1	1	7
18年度(26名)	15	0	2	9

④ 今後の改善策と展望について

施設・設備面

歯学部内にある本校の講義室、一部の実習室は、限られたスペースを最大限に活用して使用している。その他の施設は、歯学部と共用で使用しており、1年生の講義を本町キャンパスに遷して行っている現在でも内丸キャンパスにおいて教場が変則的に変わることがあり、学生に不便をかけていることを認めざるを得ない状況である。本校の設立目的に鑑み、社会的要請に応える実質的な知識・技術等を習得した人間性豊かな人材を育成するため、実践的な職業教育・専門技術教育機関として学生の教育に熱意を持って取り組むための施設・設備面の更なる整備充実が不可欠と考える。それには、18歳人口の減少と高校の進路指導、学生の志望が大学進学に向いている中、歯科技工専門学校3年制・学部化を見据えた本学の将来構想にも繋がるものである。

教育面

○人材育成

少子化に伴う志願者数の減少および就職難等、歯科技工士教育を取り巻く社会情勢が非常に厳しい状況の中、歯科技工の重要性をアピールするとともに社会が求める人材の育成を目指す。

そのためには、

- 1) 歯科技工士である前に、社会人としての一般常識を身に付けさせる。
- 2) 社会で即戦力となる歯科技工士を養成するために、実技重視のカリキュラムを組む。そのためにも専用の実習室の整備が不可欠である。
- 3) 社会の多様なニーズに応えるべく、付加価値として在学中に歯科技工士以外の資格も夏期休暇等を利用して取得させる。さらに学生の質以上に、教員の資質の向上が今後の最重要課題と考える。

そのために

- 1) 教員は最低年1回、全国歯科技工士教育協議会が主催する研修会等に参加する。
- 2) 教員は日本歯科技工学会に積極的に参画する。
- 3) 教員は歯科技工士会が主催する生涯研修に積極的に参加する。

○中長期的な学科課程の見直し

- 1) 高度で体系的な教育が可能な指導者の養成
- 2) 学生による教員評価の推進

- 3) 問題解決型の教育プログラムの開発
- 4) 国際化への対応が可能な教育の実現
- 5) 教育施設間での単位互換性の推進
- 6) 口腔のリハビリテーション分野の教育内容の新設
- 7) 歯科医療に関する幅広い知識の付与
- 8) 職種の特性に応じた生涯研修システムの構築

(2) 岩手医科大学歯科衛生専門学校

① 本校の目的と沿革

◆目的と沿革

歯科衛生士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の直接の指導のもとに行う歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導の3つの業務を行う歯科医療従事者であり、本校はその歯科衛生士に必要な専門の知識および技術を修得させ、地域社会に貢献できる歯科衛生士を育成することを目的としている。本法人は、岩手医科大学歯学部、岩手医科大学歯科技工専門学校に加えて、さらに歯科医療の充実を期すため、平成15年3月に岩手県から岩手県立衛生学院歯科衛生学科の経営移管の申し入れを受け、平成15年9月12日に岩手県知事より岩手医科大学歯科衛生専門学校の設置認可となり、同年9月30日には文部科学大臣より歯科衛生士学校として指定され、平成16年4月に修業年限3年制の「岩手医科大学歯科衛生専門学校」を開校した。

本校は、岩手医科大学に併設され、その最新の設備と充実したスタッフによる恵まれた環境のもとで、質の高い教育を実践するべく、歯科医療に求められる優秀な人材の育成に励んでいる。

また、岩手医科大学が全面的にバックアップし、歯学部をはじめ、医学部、共通教育センターの教員がそれぞれの専門分野の授業を担当するほか、岩手県歯科医師会との教育提携により、実践的教育を行うことで、ハイレベルな教育を提供し、優秀な人材を社会に送り出すことができる。

本校は歯科医療に求められる優秀な歯科衛生士の人材育成に努め、より質の高い教育を実践するべく、つねに学生と教職員とのふれあいを大切に、きめ細かい配慮を怠らないよう努力している。

◆校訓・教育理念及び教育目標

校訓	至誠至福
教育理念	人類福祉への貢献を基調とし、専門職業人として実践できる能力を持った人材を育成する。
教育目標	1 すべての人々に、愛と誠意をもって共感でき、行動できる人材を育成する。 2 常に探究心を持ち続け自ら科学的に思考できる人材を育成する。 3 柔軟で弾力に富み、常に順応性を持った対応ができる人材を育成する。
目指す学生像	1 真心を尽くす学生 2 科学的論理思考ができる学生 3 しなやかな感性をもった学生

◆年 譜

平成15年3月	岩手県立衛生学院歯科衛生学科の移管に係る覚書を岩手県と締結
平成15年9月	岩手医科大学歯科衛生専門学校 設置認可（岩手県知事） 岩手医科大学歯科衛生専門学校 歯科衛生士学校指定認可 （3年課程・2年課程）（文部科学大臣）
平成16年4月	岩手医科大学歯科衛生専門学校開設（修業年限3年・2年）
平成17年3月	修了者に専門士（歯科医療専門課程）の称号付与認定（文部科学大臣）
平成17年3月	2年課程廃止、同課程の歯科衛生士学校指定取消（文部科学大臣）

◆所 在 岩手県盛岡市上ノ橋町1番12号 TEL 019-651-5118

② 教員・教育

教員

◆教職員の構成と現状

平成19年度における職員構成は以下の通りである。（平成20年3月31日現在）

学校長（1）、教務主任（1）、専任教員（4）、臨時教員（1）、事務長（1）、係長（1）、事務員兼教員（臨時）
非常勤講師（133名）、専任教員の年齢構成は、平均33才である。

◆現状と課題

平成16年度開校とともに、常勤の学校長が着任、専任教員5名（うち3名が岩手県職員の派遣）でスタートし、本学職員による教育体制を確立すべく、教員数の確保を進めてきた。平成17年度には、専任教員6名体制（うち2名が岩手県職員の派遣）となり、平成18年度から専任教員6名全員が本校職員の体制となった。

事務職員は事務長1名、係長1名、臨時事務1名が歯科衛生士教員を兼務している。

歯科衛生専門学校の教育、特に基礎分野、専門基礎分野の教育については非常勤講師に大きく依存しており、岩手医科大学教員の全面的な協力を得て行っている。

また、専門分野の教育、特に歯科衛生士業務の関連科目の実習では、実践的な能力の習得のためには少人数編成による教育が必要であり、専任教員のほか非常勤講師（歯科衛生士）3名による実習指導を行っている。専任教員は担当時間数増加に伴い業務量が増加となっている。また、

◆今後の展望

平成18年度（完成年度）には専任教員が担当する科目および授業時間数及び実習（校内、臨地・臨床実習）が確立できた。しかし、は第1学年から第3学年までの3学年のいずれかの学年が毎日臨床実習を行うことに伴い、臨床実習施設の巡回指導業務などが増加、また、少子高齢化、4年生大学志向が全国的な歯科衛生士養成機関の定員割れの状況をきたしている中で、本校は、開校以来定員割れを起こすことなく5期の入学生を迎えてきたものの、志願者数は徐々に減少してきており、入学生の学力低下が見られそのために補講、個別対応などの業務量が増大してきており慢性的な時間外業務を生み出している。今後、これらの新たな課題と業務量増加への対応について、教員の人員不足の解決を図らなければならない、若手教員の増員は、必要不可欠であるが、仕事の配分の見直しを行いつつ、教員の適正配置を進めるとともに、教員の適正数を念頭に入れて対応する必要がある。

また、非常勤講師（歯科衛生士）数の増員および非常勤講師の担当時間数の増加も含めて検討する必要がある。

・教育課程

◆現状と課題

平成16年4月に修業年限3年制の歯科衛生専門学校を開校した。

平成16年4月に「歯科衛生士学校養成所指定規則」の一部改正に伴い、歯科衛生士教育の修業年限が2年制から3年制に変更され、平成17年4月に施行された。

本校は即戦力の歯科衛生士育成を目的としており、カリキュラム編成にあたっては訪問歯科保健指導法やインプラント歯科診療補助法、救急蘇生法などの専門科目やコミュニケーション論、接遇など幅広い分野の学科目を取り入れている。また、臨床・臨地実習（20単位：900時間）における実習施設は、岩手医科大学附属病院歯科医療センター、盛岡市内歯科診療所（18箇所）や岩手県立中央病院歯科など多様な施設に及んでおり、他校では真似のできない実習内容となっている。

〔平成19年度カリキュラム〕

	学科目	単位	1 学年時間数	2 学年時間数	3 学年時間数	計時間数
基礎分野	生物学	2	30			30
	化学	2	30			30
	情報基礎管理学	2	20	10		30
	心理学	2		30		30
	倫理学	2			30	30
	外国語（英語）	2	30			30
	外国語（（実践英語）	2		30		30
	計	14	110	70	30	210
専門基礎分野	解剖学	2	30			30
	組織・発生学	1	20			20
	生理学	1	15			15
	口腔解剖学	3	45			45
	口腔生理学	1	16			16
	薬理学・歯科薬理学	2	30			30
	病理学・口腔病理学	2		30		30
	微生物学・口腔微生物学	2	30	-		30
	生化学・口腔生化学	1		20		20
	衛生学・公衆衛生学	2		30		30
	口腔衛生学	2	40	20		60
	公衆歯科衛生学	2		30		30
	栄養学	2	30			30
	保健福祉行政	1			15	15
	社会福祉論	1		15		15
	小計	27	256	145	15	416
専門分野	歯科衛生士概論	1	15			15
	健康社会学	1	15			15
	歯科臨床概論	2	30			30
	保存修復学	1	20			20
	歯内療法学	1	20			20
	歯周療法学	1	20			20
	歯科補綴学	2	30			30
	口腔外科学(歯科麻酔学含む)	2	30			30
	小児歯科学	2	30			30
	矯正歯科学	2	30			30
	障害者歯科学・高齢者歯科学	1		20		20
	歯科放射線学（実習含む）	1		30		30
	齲蝕予防処置法	2	10	42	38	90
	歯周病予防処置法	4	60	60	60	180
	口腔保健管理法	3	60	60	15	135
	保健指導法	3	30	60	45	135

専門分野	訪問歯科保健指導法	2		60		60
	栄養指導法	2	15	30	15	60
	歯科診療補助法	3	70	50	15	135
	インプラント歯科診療補助法	2		45	15	60
	感染予防法	2	15	15		30
	歯科材料科学	2	30			30
	臨床検査法	1		20		20
	救急蘇生法	2		15	15	30
	社会保険事務	2		30		30
	臨床実習	18	60	276	480	816
	臨地実習	2	12	66	6	84
	小計	67	602	879	704	2185
選択必修分野	研究	2		30	45	75
	接遇	2	15		15	30
	コミュニケーション論	2	18	12		30
	特別講義（隣接医学を含む）	1	4	12	4	20
	小計	7	37	54	64	155
自由科目	福祉介護論	4		70		70
	基礎介護技術	1		30		30
	ヘルパー養成実習	1		30		30
	小計	6		130		130
合計	-	121	1005	1278	813	3096

◆今後の展望

平成18年度に修業年限3年制の教育課程が完成年度迎えた。開校以来、教育要項(シラバス)の作成に取り組み、学年進行とともに基礎分野や専門基礎分野および専門分野における各学科目の教育内容が授業担当者間で把握、確認し、また、効率的な教育を実践するために、各学科目の教育内容のすり合わせや、開講時期の適性を含めて検討を行うなどして、シラバスを整備してきている。

また、歯科衛生士教育関連科目については、歯科衛生士学校養成所指定規則に規定されている履修単位数(時間数)を踏まえて、各学科目の知識と技術の効率的な習得や特色ある教育の実践を進めるために、各学年間における単位の配分の適正等を含めて検討する必要がある。

③ 入学状況・就職状況

1) 学生数(平成19年5月1日現在)

	男	女	計
1年	0	50	50
2年	0	49	49
3年	0	45	45
合計	0	144	144

◆現状と課題

学生数は各学年定員40名に対し学年平均48名であり、定員充足率は120%となっている。

現在在籍者数は定員を充足しているが、定員充足率100%以上を維持するためには受験生の確保が肝要であり、積極的な広報活動を展開しなければならない。

◆今後の展望

学力が高く、適性を有する学生を確保することは本校にとって重要なことであり、18歳人口が激減するなかで、受験生から志望先として選択される学校となる必要がある。

志望校選択の要素としては、教育内容の充実、教育設備の充実、国家試験対策、就職斡旋等に分類できるが、本校では全項目について他校にない特色ある教育を行うべく教職員一丸となって取り組む必要がある。特に、教育設備の充実については、最新機器の整備が必須要件であるが、本法人の配慮により機器整備計画が前倒しで進められ、機器備品が充実した。

2) 年度別志願者数・受験者数・入学者数

年度	区分	志願者数	受験者数	合格者数	
平成17年度	推薦	53	53	39	49
	一般	33	33	11	
	計	80	76	49	
平成18年度	推薦	55	55	40	50
	一般	20	19	10	
	計	75	74	50	
平成19年度	推薦	50	49	36	50
	一般	30	27	14	
	計	85	84	50	

◆現状と課題

本校で学生募集に係る広報活動は、次のとおりである。

① 広告媒体作成実績（部数）

実施年度	17年度	18年度	19年度	学生募集要項は、平成17年度学生募集から歯科技工専門学校との合同作成としている
募集対象年度	18年度	19年度	20年度	
学生募集要項	2,000	2,000	2,000	
学生募集ポスター	1,500	1,500	1,500	

② 広告媒体掲載実績

実施年度	17年度	18年度	19年度
募集対象年度	18年度	19年度	20年度
進学誌	リクルート（東北6県の高校配布）	リクルート（東北6県の高校配布）	リクルート（東北6県の高校配布）
インターネット			リクルート
新聞	岩手日報ほか3社	岩手日報ほか3社	岩手日報ほか3社

③ 高校訪問実績

実施年度	17年度	18年度	19年度
募集対象年度	18年度	19年度	20年度
岩手県内	39	72	64
青森県	2	5	16
秋田県	3	3	10
計	44	80	90

④ 進学相談会参加実績

年 度	17年度 (18年度生募集)		18年度 (19年度生募集)		19年度 (20年度生募集)	
実施月・会場等	4月:盛岡市	6月:水沢市	4月:盛岡市	4月:八戸市	4月:盛岡市	3回
	4月:秋田市	7月:札幌市	5月:盛岡市	6月:北上市	4月:秋田市	4月:八戸市
	4月:八戸市	7月:仙台市	7月:仙台市	7月:八戸市	5月:一関市	6月:仙台市
			11月:大館市	12月:湯沢市	20年3月:八戸市	2回

⑤ 学校見学会実績

年 度	実施月	参加校	参加数	参加者の入学率
17年度(18年度学生募集)	7月	31	72	66.7%
	12月	13	18	
18年度(19年度学生募集)	7月	41	71	80.0%
	9月	19	28	
	12月	5	13	
19年度(20年度学生募集)	7月	27	50	81.8%
	9月	10	14	
	12月	9	20	

◆今後の展望

学生募集のための広報活動については、種々施策を立て活動を展開してきているが、受験生の志望先の選定にあたっての意識をもとに、従来の活動内容の検証を行いつつ進めなければならない。また、毎年、入学者を対象としたアンケートを実施しており、その集計結果は、受験生の意識を反映していると考えられる。

① 学校見学会参加者の入学率は、平成17年度は66.7%、平成18年度は80.0%、平成19年度は81.8%である。

② 本校を希望した理由の第1位から第3位までは次のとおりであった。

第1位は卒業後の勤務等を考えてが68.8%であった。

第2位は学費の56.3%であった。

第3位は施設・設備が優れているからが41.7%であった。

③ センター試験受験予定については、受験を当初から希望していなかったが79.2%であった。

④ 入学前から歯科衛生士になることを希望していたと回答したのは、91.7%であった。

⑤ 本校のホームページの入試情報にアクセスしたことがあると回答したのは68.8%であった。

以上のアンケート結果から、学校見学会への参加が高率で入学に結びつくことが窺われる。

従来の学生募集広報活動を継続しつつ、更に広報活動を展開するため、平成19年10月から業者進学ネットワークを導入した。その結果、パソコン及び携帯電話から募集要項の請求がコンスタントに入るようになってきた。

受験生確保のためには、本校における機器等の設備の充実、教育内容の充実、教育体制の充実などを図り、特色ある教育を推進し歯科衛生士学校としての生き残りを図ることが肝要である。

学校見学会やホームページの充実を図るなど積極的に学生募集の広報活動を展開実施する必要がある。

3) 就職状況について

年度	区分	求人施設数	求人数	就 職 先	-	就職計
平成16年度		105	151		34	34
平成17年度	3年課程の第1回目の卒業は平成18年度である					
平成18年度 第1期生	県内	79	95	岩手医科大学附属病院歯科医療センター	5	34
				岩手県内歯科医院	29	
	県外	178	330	東北地区歯科医院(青森・秋田・宮城・山形)	13	14
				東京都内歯科医院	1	
	計	257	425		48	
平成19年度 第2期生	県内	80	91	岩手医科大学附属病院歯科医療センター	2	38
				岩手県内歯科医院	36	
	県外	184	337	東北地区歯科医院(青森・秋田・宮城・山形)	7	7
				東京都内歯科医院	0	
	計	264	428		45	

◆現状と課題

2年課程の最後の学生が平成16年度に卒業した後、3年課程となってからは平成18年度に初の卒業生である第1期45名、翌平成19年度には第2期45名の卒業生を送り出した。総求人数は、平成18年度、平成19年度とも求職数の9倍を超える求人を受け付けた。この内、岩手県に限定すると平成18年度は2.79倍、平成19年度は2.39倍の求人倍率であった。一方岩手県外からの求人件数では、東北地区では青森県、秋田県そして宮城県から申込が多就職状況は、就職地域別で見ると岩手県内に7～8割が就職しており、県内高校出身者で込められている。

また、県外高校出身者についても、就職は出身地に求め就職している。しかし、結果的に就職はしていないものの、就職希望地については、県内、県外出身者にかかわらず、県外主に首都圏を指向する学生が徐々に増えてきている。

◆今後の展望

平成18年度、平成19年度とも求人数が、求職者の9倍を越える申込があったが、これは、慢性的な歯科衛生士不足から生じているものである。特に求人の申し込み総数の6割が首都圏からの求人であることから、大都市圏ほど歯科衛生士の不足が深刻であることが伺える。本校は、岩手県歯科医師会の全面的な支援を受け、岩手県内歯科医院への就職を優先する体制を取っている。平成18年度の厚労省統計によると、岩手県の歯科衛生士数は1,247名おり、主に岩手県内の歯科医院（630件余り）で仕事をしている、しかし、これは、県内歯科医院数における衛生士充足率の7割(岩手県歯科医師会)であり、岩手県内においても歯科衛生士が不足している状況にある。本校は、歯科衛生士養成学校として、歯科衛生士を送り出していく役目を担っている。本校は、3年課程の卒業生を平成18年度に送り出しているが、平成22年度には、全国の歯科衛生士養成学校がすべて3年制となることから、今後卒業生の就職先を確保し続けるためには、本校の特色である、教育内容の豊富さや技術習得の高さを就職対象施設に提示・広報し、また、本校は岩手県内唯一の歯科衛生士養成機関であり、岩手医科大学の系列校であることの特性を活かし、岩手医科大学医学部及び歯学部同窓会に積極的に働きかけ、ネットワークを利用した就職活動を引き続き展開していく必要がある。

また、高齢者・障害者の口腔ケア等の知識や技術を習得しており、今後、卒業生が歯科衛生士としての経験を経て、高齢者・障害者施設へ職を求めていくことが考えられ、歯科衛生士の職域拡大のために岩手県内の各種医療機関、福祉施設等への働きかけを通して、就職先の範囲を広げ、筋道の確保に努める必要がある。

岩 手 医 科 大 学
教育等に関する自己点検・評価
(2005 年度～ 2007 年度)

発行日 平成 21 年（2009 年） 3 月

発 行 岩手医科大学

〒 020-8505

盛岡市内丸 19 番 1 号

TEL 019 (651) 5111

編 集 岩手医科大学自己点検評価委員会

印 刷 (株) 橋本印刷